

えびの市 こども計画

～ えがおを創る こども・若者まんなか えびの ～



令和7年3月

えびの市

はじめに

わが国の出生数の減少は予測を上回る速度で進行しており、人口減少に歯止めがかかっていません。2024 年（令和 6 年）の出生数は 72 万 988 人で、統計開始以来最少となっています。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

本市のこども・若者を取り巻く現状は、共働き世帯の増加や、コロナ禍による人とのつながりの希薄化や地域での活動の機会の減少等により、著しく環境が変化しています。

子育て当事者を取り巻く現状についても、共働き世帯の増加による保育ニーズの多様化、仕事と子育ての両立の難しさ、男性の育児休業取得が進んでいない状況があり、加えて、物価高騰による経済的負担も増しており、子育てに対する不安や悩みを抱える家庭も少なくありません。

このような諸課題に対応するため、国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための中心行政機関として、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日、「こども家庭庁」を発足させました。また、こども施策の基本理念や基本事項を明らかにする包括的な法律として、こども家庭庁発足と同日に「こども基本法」が施行されました。

さらに、2023 年（令和 5 年）12 月 22 日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども家庭庁のリーダーシップの下、この大綱に基づき、政府全体のこども施策を推進していくことになります。

本市におけるこども・子育てに係る施策については、第 6 次えびの市総合計画の部門計画として、「第 2 期えびの市子ども・子育て支援事業計画」「第 2 期えびの市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子育てしやすい環境づくりのための諸施策を実施してきました。これらの計画が令和 6 年度に終期を迎え、施策を継続し取組を進めていくために第 3 期計画を策定することとし、前述の「こども基本法」の規定に基づき、「こども大綱」の趣旨を踏まえ、本市のこども施策を分かりやすく体系化し、より充実させていくために、令和 7 年度から令和 11 年度を対象期間とする「えびの市こども計画」をここに策定しました。

こどもは地域の宝であり、未来を築いていく存在です。こども・若者や子育てを支えることは未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。これらの取組を本計画に沿って進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たりご尽力いただきました、「えびの市子ども・子育て会議」および「えびの市子どもの未来応援協議会」の委員の皆様をはじめ、各種調査、アンケート、意見聴取にご協力いただきました、市民の皆様並びに関係各位のご協力に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

えびの市長 村 岡 隆 明

目次

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
2 こども大綱の概要	- 2 -
3 計画の期間	- 5 -
4 計画の位置づけ	- 5 -
5 計画の策定体制	- 7 -
第2章 こども・若者を取り巻く現状	- 8 -
1 こども・若者にかかる基礎データ	- 8 -
2 アンケート調査の結果内容	- 17 -
3 ヒアリング(聞き取り調査)の結果内容	- 43 -
4 オンライン意見箱の結果内容	- 44 -
5 第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画の評価	- 45 -
6 第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画の評価	- 75 -
第3章 計画の基本的な考え方	- 80 -
1 基本理念	- 80 -
2 基本的視点	- 80 -
3 基本目標	- 81 -
4 施策の体系	- 82 -
第4章 施策の展開	- 83 -
1 こども・若者の夢をサポートするまち	- 83 -
2 生まれる前から成長するまで、こども・若者の成長を支えるまち	- 103 -
3 こども・子育て家庭にやさしいまち(子育て当事者への施策)	- 117 -
4 こども・若者施策の推進のための取組	- 127 -
5 目標値の設定	- 129 -
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	- 132 -
1 教育・保育の提供区域の設定	- 132 -
2 定期的な教育・保育事業	- 132 -
3 地域子ども・子育て支援事業	- 135 -
第6章 計画の推進体制	- 147 -
資料 用語の説明	- 148 -
資料 えびの市子ども・子育て会議条例	- 150 -
資料 えびの市子ども・子育て会議委員名簿	- 152 -
資料 えびの市子どもの未来応援協議会設置要綱	- 153 -
資料 えびの市子どもの未来応援協議会委員名簿	- 155 -
資料 えびの市こども計画策定庁内検討会議設置要綱	- 156 -
資料 えびの市こども計画策定庁内検討会議委員名簿	- 157 -

本文中の「★」は、「用語の説明」(P148)に記載の用語を示します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まり等の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、国では平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度に施行されました。その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画2024」が令和6年7月に策定されました。なお、こども基本法では、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して、当該自治体でのこども施策についての計画である「こども計画」を策定することが新たに努力義務として課されました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和6年6月には法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、令和6年9月25日に施行されました。今後、改正法の下でさらなる取組の強化が図られることとなっています。

本市においても、令和2年3月に「第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「元気で思いやりのある子を育てるまち えびの」を基本理念として、計画を実施してきました。

「第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するに当たり、「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨も踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化し、より充実させることを目的に、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこども貧困対策計画」を一体的にした「市町村こども計画」として「えびの市こども計画」を策定します。

2 こども大綱の概要

(1) こども大綱の基本的な方針

「こども大綱」とは、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。「市町村こども計画」は、「こども大綱」の内容を踏まえて策定することとされています。

また、「こども大綱」が目指す“こどもまんなか社会”とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。そのための基本的な方針として、以下の6つの柱を掲げています。

〈基本的な方針 6つの柱〉

① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

③ ＊ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。

⑥ 施策の総合性を確保すること

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(2) こども施策に関する重要事項

“こどもまんなか社会”を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策や取組を行っていくとしています。

〈★ライフステージを通した重要事項〉

- ① こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有
 - ・ こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・ 遊びや体験活動の推進 ・ 生活習慣の形成・定着 ・ こどものためのまちづくり 等
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・ こどもの成育に関する相談支援 ・ 慢性疾病・難病を抱えるこども ・ 若者への支援 等
- ④ こどもの貧困対策
 - ・ 教育の支援 ・ 保護者の就労支援 ・ 経済的支援 等
- ⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - ・ 地域における支援体制の強化 ・ 働くうえでの多様性の推進 ・ 特別支援教育 等
- ⑥ 児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援
 - ・ 児童虐待防止対策の強化 ・ ★ヤングケアラーへの支援 等
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - ・ こども・若者の自殺対策 ・ インターネット利用環境整備 ・ 性犯罪、性暴力対策 等

〈ライフステージ別の重要事項〉

- ① こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 等
- ② 学童期・思春期
 - ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生
 - ・ 公教育以外の居場所づくり ・ 不登校のこどもへの支援 ・ いじめ防止 等
- ③ 青年期
 - ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 等

〈子育て当事者への支援に関する重要事項〉

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ・ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援 等
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
 - ・ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等
- ③ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ・ 長時間労働の是正や働き方改革 等
- ④ ひとり親家庭への支援
 - ・ 児童扶養手当などによる経済的支援 ・ こどもに届く生活、学習支援 等

(3) こども施策を推進するために必要な事項

前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つの視点による取組や体制の構築を行っていくとしています。

〈こども・若者の社会参画・意見反映〉

- ① 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ② 地方公共団体等における取組促進
- ③ 社会参画や意見表明の機会の充実
 - ・ こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成
 - ・ こども・若者の意見を表明する権利に関する周知啓発 等
- ④ 多様な声を施策に反映させる工夫
 - ・ 意見聴取に係る多様な手法の検討と十分な配慮や工夫 等
- ⑤ 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥ 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - ・ こどもの社会参画の拠点や機会の提供を行う社会教育施設や民間団体等との連携強化 等
- ⑦ こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

〈こども施策の共通の基盤となる取組〉

- ① 「こどもまんなか」の実現に向けた★EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング 根拠に基づく政策立案)
 - ・ こども・若者や子育て当事者の視点に立った評価の仕方の検討 等
- ② こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - ・ こども・若者の支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上
 - ・ 子育てに携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化 等
- ③ 地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - ・ 子育て世帯を一手に支援する「こども家庭センター」の全国展開 等
- ④ 子育てに係る手続きの軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - ・ こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くようなわかりやすい情報発信 等
- ⑤ こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 - ・ 公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭への理解・協力の促進 等

〈施策の推進体制等〉

- ① 国における推進体制
- ② 数値目標と指標の設定
- ③ 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④ 国際的な連携・協力
- ⑤ 安定的な財源の確保
- ⑥ こども基本法附則第2条に基づく検討

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。

計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化等により、必要が生じた場合は、計画の一部見直しを行います。

なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

〈計画の期間〉

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
えびの市こども計画					
					次期計画

4 計画の位置づけ

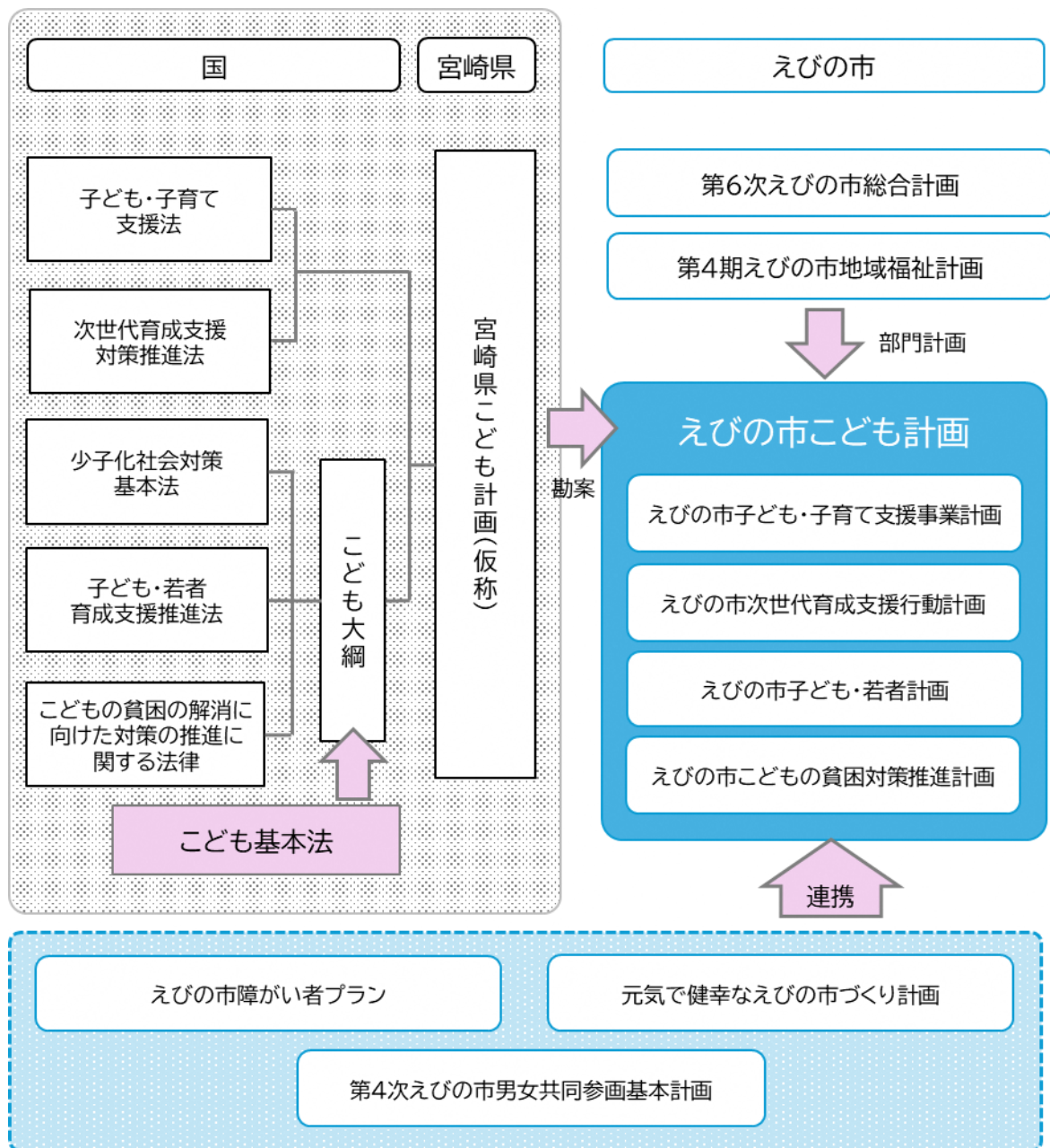
この計画は、以下に掲げる計画を一体的に策定するものとします。

さらに、「第6次えびの市総合計画」の個別計画として位置づけ、「第4期地域福祉計画」、「えびの市障がい者プラン」（えびの市障がい者計画（第6期）、えびの市障がい福祉計画（第7期）、えびの市障がい児福祉計画（第3期）を一元化）、「第9期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

〈一体的に策定する計画〉

計画名	根拠法令
市町村こども計画	こども基本法第10条第2項に規定
市町村次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条第1項に規定
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定
市町村子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定

〈計画の位置づけ〉



5 計画の策定体制

(1) 「えびの市子ども計画策定庁内検討会議」「えびの市子ども・子育て会議」「えびの市こどもの未来応援協議会」の実施

この計画の策定に当たり、庁内の関係部署の職員により必要な事項を検討するため、「えびの市子ども計画策定庁内検討会議」を実施し、計画の内容等について審議するため「えびの市子ども・子育て会議」「えびの市こどもの未来応援協議会」を実施しました。

(2) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、こどもの生活実態等を把握することにより、今後のこども・若者への支援施策の充実に活かすとともに、「えびの市こども計画」策定の基礎資料とするため、「えびの市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」「えびの市こどもの生活実態調査」「えびの市次世代育成支援に関する意識調査」の3種類の調査を実施しました。

(3) オンライン意見箱の実施

えびの市にお住まいの方に、えびの市のこども・若者等にとって、よりよいまちをつくるため必要なものについて、オンラインで広く意見を募集しました。

(4) 若者からの意見の聞き取り

市内の若者で構成される団体の会議に出席し、よりよいまちをつくるため必要なものについて直接意見を聞き取りました。

(5) パブリック・コメントの実施

令和6年12月に計画案を広く公表して、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1 こども・若者にかかる基礎データ

(1) 人口推計

本市の人口は減少傾向にあり、令和 12 年には約 14,000 人まで落ち込むことが見込まれます。

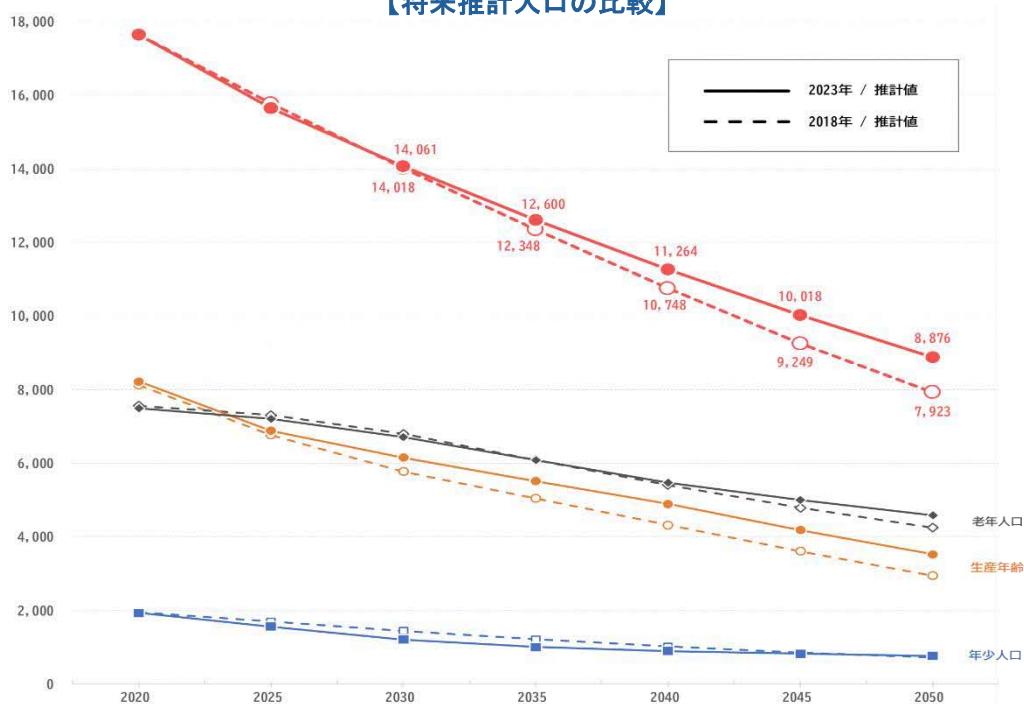
年少人口（0～14 歳）は令和 7 年に 1,600 人を下回り、5 年前の令和 2 年と比べると約 400 人減少すると推計されています。

【年齢3区分人口推計】

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
2018 社人研推計/総人口	17,634	15,769	14,018	12,348	10,748	9,249	7,923
2023 社人研推計/総人口	17,638	15,645	14,061	12,600	11,264	10,018	8,876
2018 推計/0～14 歳	1,953	1,700	1,447	1,217	1,018	851	727
2018 推計/15～64 歳	8,122	6,764	5,771	5,044	4,321	3,611	2,947
2018 推計/65 歳以上	7,559	7,304	6,801	6,087	5,409	4,786	4,249
2023 推計/0～14 歳	1,930	1,559	1,206	1,004	898	827	767
2023 推計/15～64 歳	8,219	6,884	6,150	5,516	4,891	4,184	3,527
2023 推計/65 歳以上	7,489	7,202	6,705	6,080	5,475	5,007	4,582

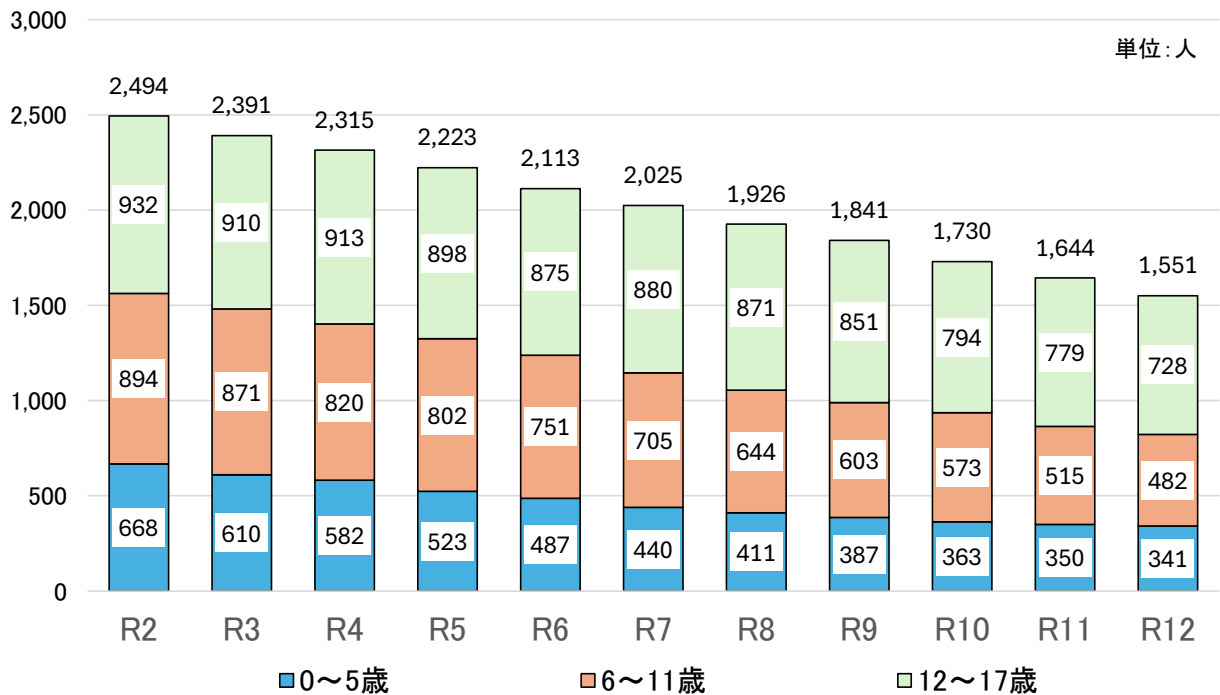
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

【将来推計人口の比較】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

【18 歳未満の人口推計】



資料：（令和２～６年）住民基本台帳（各年４月１日現在）
（令和７～12年）★コーホート変化率法による推計値

【0歳～17歳の各歳の人口推計】

	実績					推計					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
0歳	87	80	77	69	62	63	59	56	54	54	53
1歳	121	89	85	80	69	64	65	61	58	56	56
2歳	95	115	87	81	78	67	62	63	59	56	54
3歳	136	89	113	86	79	77	66	61	62	58	55
4歳	108	131	91	111	88	80	78	67	62	63	59
5歳	121	106	129	96	111	89	81	79	68	63	64
6歳	151	118	108	128	97	112	90	82	80	69	64
7歳	154	153	119	105	125	95	109	88	80	78	67
8歳	147	153	151	119	108	125	95	109	88	80	78
9歳	141	150	154	148	120	107	124	94	108	87	79
10歳	156	139	147	155	146	119	106	123	93	107	86
11歳	145	158	141	147	155	147	120	107	124	94	108
12歳	164	142	158	139	145	154	146	119	106	123	93
13歳	137	164	137	159	136	143	152	144	117	104	121
14歳	166	136	163	137	161	136	143	152	144	117	104
15歳	155	164	137	154	134	158	133	140	149	141	115
16歳	149	156	159	149	152	136	160	135	142	151	143
17歳	161	148	159	160	147	153	137	161	136	143	152
0～5歳	668	610	582	523	487	440	411	387	363	350	341
6～11歳	894	871	820	802	751	705	644	603	573	515	482
12～17歳	932	910	913	898	875	880	871	851	794	779	728
0～17歳計	2,494	2,391	2,315	2,223	2,113	2,025	1,926	1,841	1,730	1,644	1,551

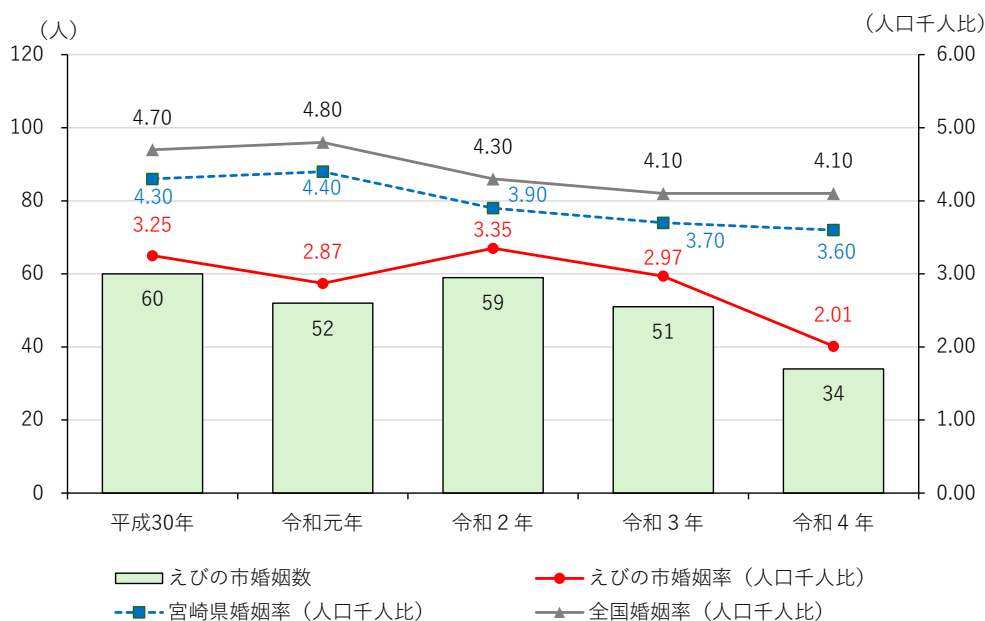
資料：（令和２～６年）住民基本台帳（各年４月１日現在）
（令和７～12年）コーホート変化率法による推計値

(2) 結婚・離婚の状況

本市の婚姻数は令和2年の59件から減少傾向にあり、令和4年には34件となっています。また、婚姻率は、全国、宮崎県と比べて低い水準で推移し、令和4年には2.01となっています。

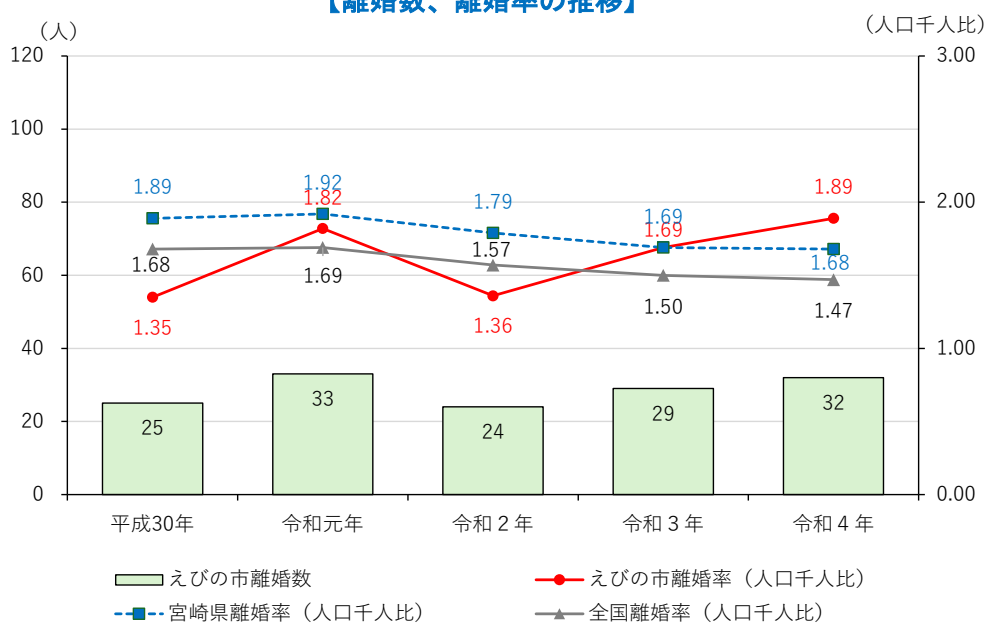
離婚数は令和2年の24件から増加傾向にあり、令和4年には32件となっています。また、離婚率は令和4年に全国、宮崎県を上回り、1.89となっています。

【婚姻数、婚姻率の推移】



資料：全国・宮崎県：厚労省「人口動態統計」 えびの市：宮崎県衛生統計年報

【離婚数、離婚率の推移】

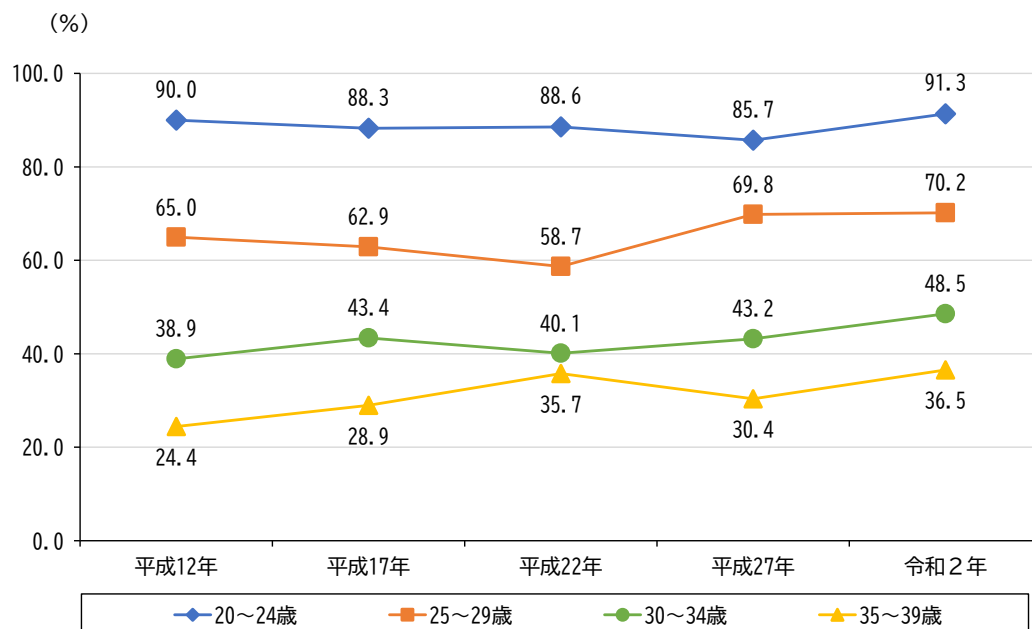


資料：全国・宮崎県：厚労省「人口動態統計」 えびの市：宮崎県衛生統計年報

(3) 未婚の状況

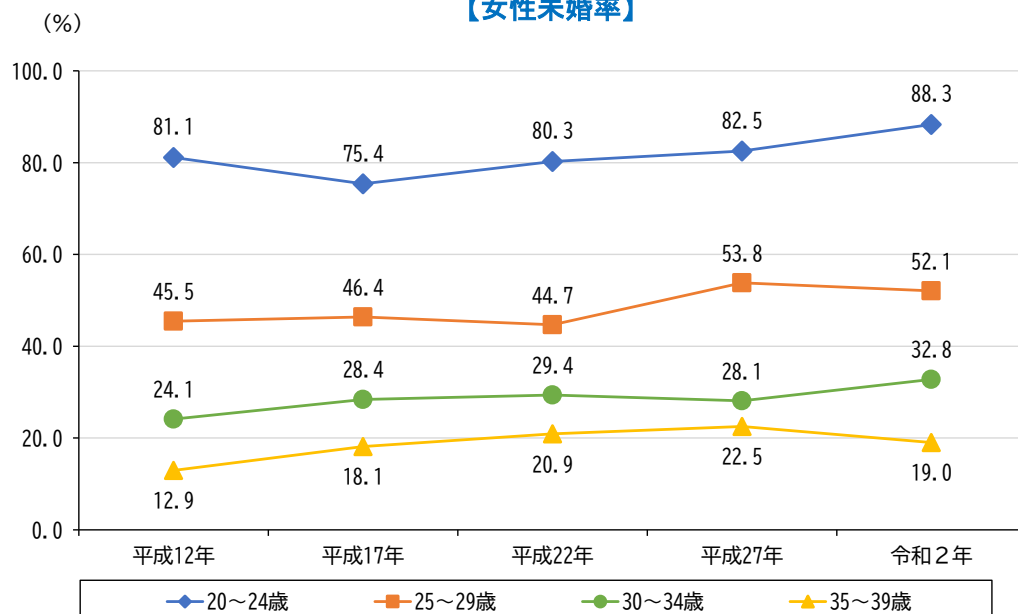
男女 20～30 歳代の未婚率をみると、男女全ての年齢層で平成 12 年に比べて令和 2 年の未婚率が高くなっています。

【男性未婚率】



資料：国勢調査

【女性未婚率】



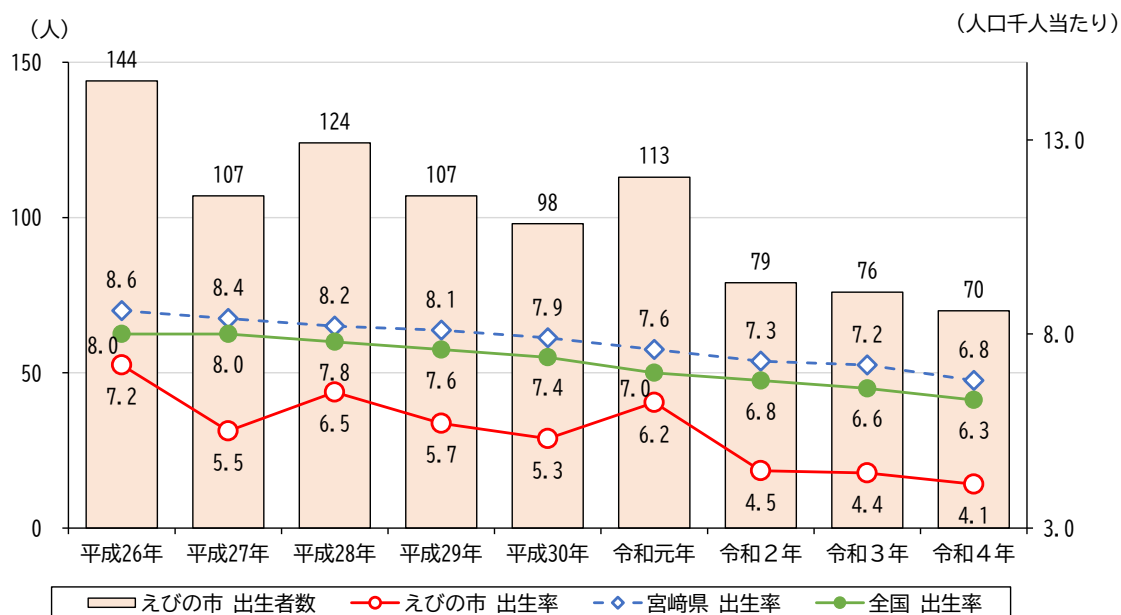
資料：国勢調査

(4) 出生数と出生率

出生数は平成 26 年の 144 人から増減はありますが、傾向としては減少にあり、令和 4 年には 70 人となっています。

人口千人当たりの出生率をみると、年によってかなり変動が見られますが、傾向としては減少にあり、令和 4 年には 4.1 となっています。また、全国や宮崎県と比べて低い水準にあります。

【出生者数と出生率の推移】



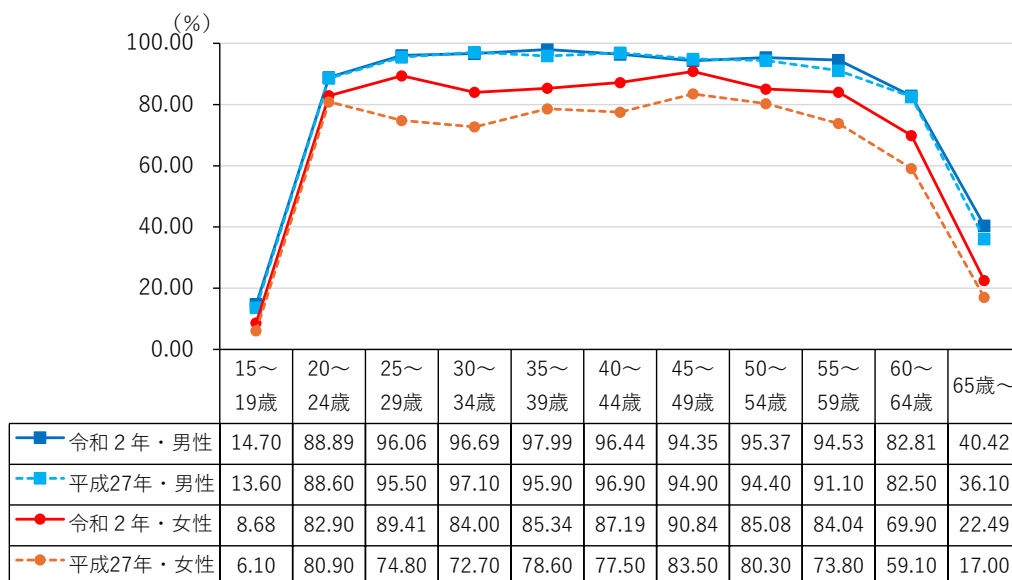
資料：全国：人口動態調査 宮崎県・えびの市：宮崎県衛生統計年鑑

(5) 就労状況

えびの市の労働率をみると、男性では平成27年と令和2年の労働率はほぼ同じ割合で推移しています。一方女性では、すべての年代で、令和2年の労働率が上回っています。

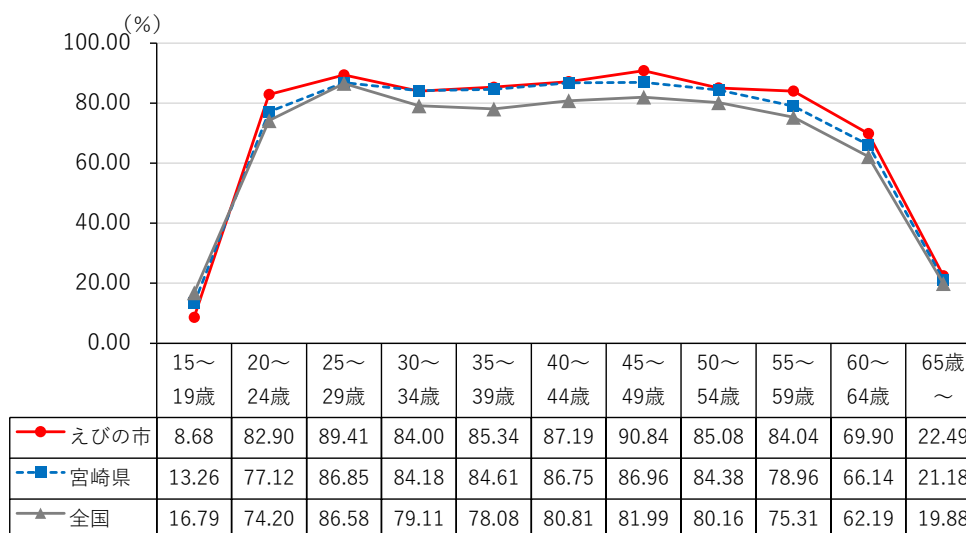
えびの市の女性の労働率をみると、20歳以上で、平成27年に比べて令和2年の労働率が上回っています。また、全国や宮崎県と比べて、やや高い水準にあります。

【えびの市の労働率】



資料：国勢調査

【えびの市の女性の労働率】

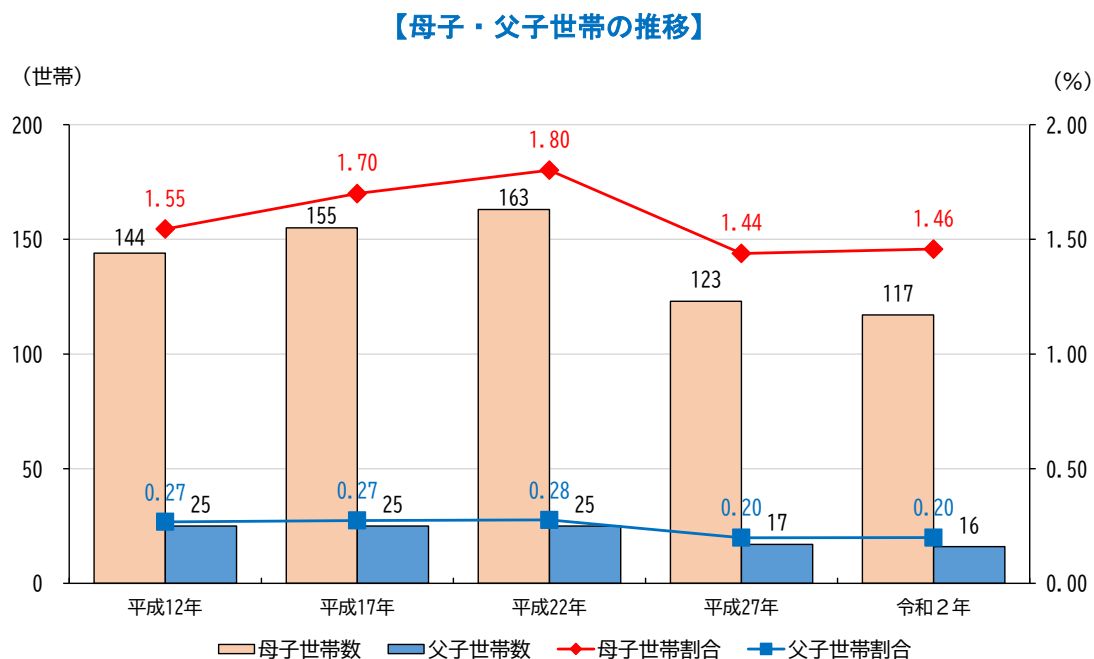


資料：国勢調査

(6) 母子・父子世帯の状況

母子世帯は、平成 22 年の 163 世帯から減少傾向にあり、令和 2 年には 117 世帯となっています。

父子世帯は、平成 22 年までは 25 世帯で横ばいに推移していましたが、令和 2 年には 16 世帯に減少しています。



資料：国勢調査

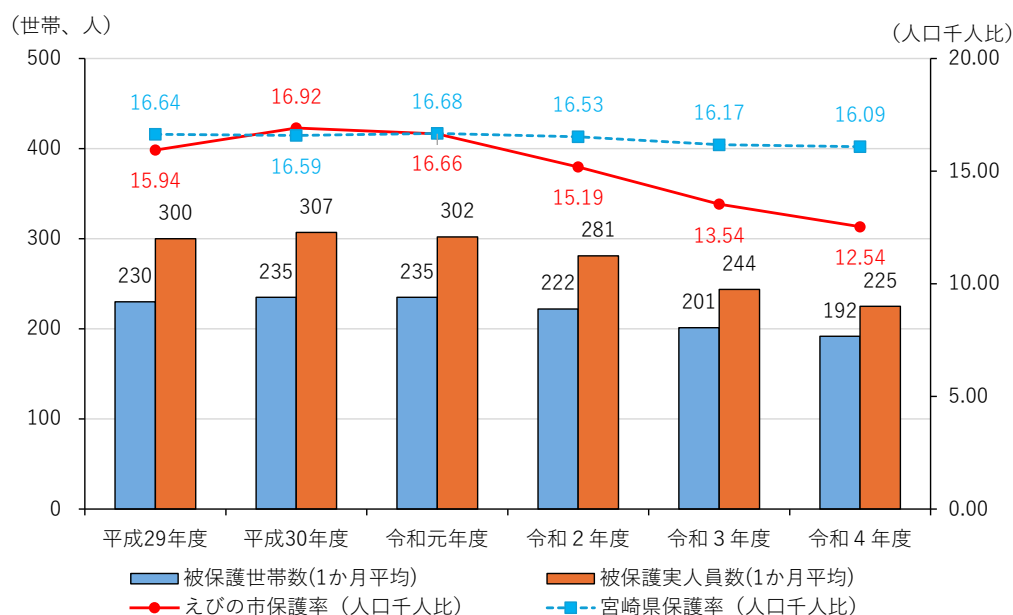
(7) 生活保護受給者世帯数の状況

生活保護受給者世帯数、実人員数は、平成 30 年度から減少傾向にあり、令和 4 年度には 1 か月平均の被保護世帯は 192 世帯、被保護実人員数は 225 人となっています、

保護率は平成 30 年度には宮崎県の保護率を上回っていますが、その後減少傾向にあり、令和 4 年度には 12.54 となっています。

また、18 歳未満の生活保護受給者数は、令和元年度の 26 人から減少傾向にあり、令和 6 年度には 6 人となっています。18 歳未満の生活保護受給世帯も同様に、令和元年度の 13 世帯から令和 6 年度には 4 世帯に減少しています。

【生活保護受給者世帯数の推移】



資料：宮崎県統計年鑑

【18歳未満の生活保護受給者数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満受給者数	26人	20人	9人	6人	5人	6人
(世帯数)	13世帯	10世帯	5世帯	5世帯	4世帯	4世帯

資料：えびの市資料（各年度末）

(8) 子育てに関する経済的支援の状況

児童扶養手当受給世帯数は、令和元年度の 207 世帯から減少傾向にあり、令和6年度には 156 世帯となっています。

就学援助認定者数は、平成 29 年度の 190 人からほぼ横ばいで推移し、令和4年度には 191 人となっています。

認定率は、平成 29 年度には国や、県よりも低い水準でしたが、令和2年度から国の認定率を上回り、令和4年度には、15.18%となっています。

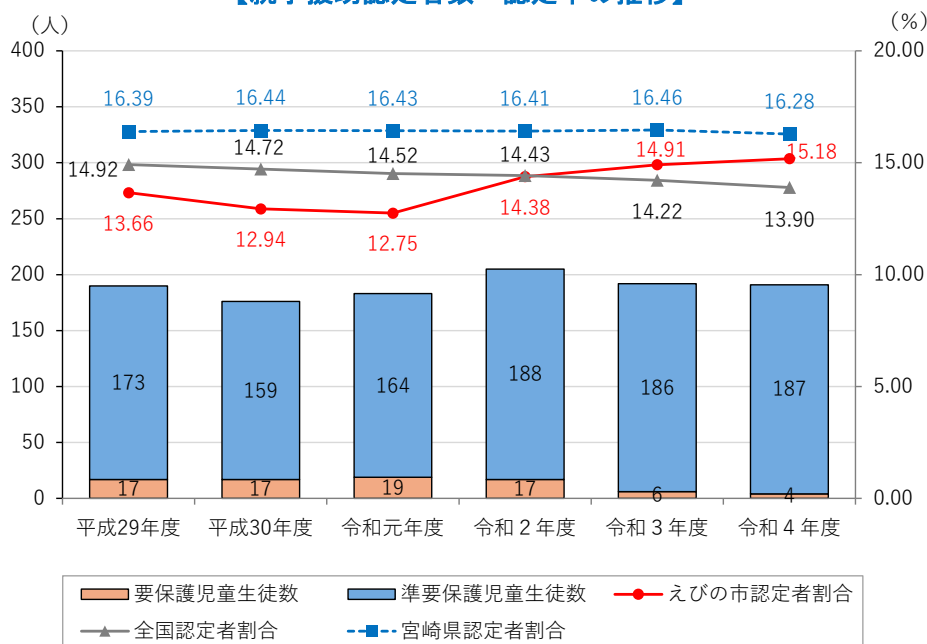
奨学金制度の新規利用人数は、令和元年度の 16 人から減少傾向にあり、令和6年度には9人となっています。

【児童扶養手当受給世帯数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給世帯数	207 世帯	207 世帯	190 世帯	181 世帯	172 世帯	156 世帯

資料：えびの市資料（各年度当初）

【就学援助認定者数・認定率の推移】



資料：国、宮崎県：文部科学省「就学援助実施状況調査」 えびの市：えびの市資料

【奨学金制度の利用状況の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規利用人数	16 人	13 人	14 人	8 人	9 人	9 人

資料：えびの市資料

2 アンケート調査の結果内容

本市では「えびの市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」「えびの市子どもの生活実態調査」「えびの市次世代育成支援に関する意識調査」の3種類の調査を行い、「えびの市こども計画」を策定するにあたって、市民のニーズを把握し、計画策定に必要な基礎資料とするために実施しました。

(1) えびの市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

①調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
就学前児童保護者	317 人	オンライン回答方式	86 人	27.1%
小中学生保護者	244 人	オンライン回答方式	86 人	35.2%
合計	561 人		172 人	30.7%

②調査の期間

調査は令和6年3月8日から3月24日まで実施しました。

③ 調査結果の概要

ア 今後、優先的に取り組むべき政策・事業は、「子どもの医療の充実」「子育て応援事業所の登録推進」「仕事と子育ての両立」等

21、22 ページのグラフは、アンケート結果をもとに、CS 分析※を用いて回答の点数化を行い、市の子育て支援策ごとに平均値を算出することによって、市民が評価するこれまでの取組に対する「満足度」とこれからの取組に対する「必要度」について分析したものです。

なお、今後、市が取り組む子育て支援策において、優先度が高いものは「必要度」が高く、「満足度」が低い項目になります。CS 分析において、優先度が高い項目から以下のとおりまとめました。(Ⅳ、Ⅱ、Ⅰ、Ⅲの順)

※CS 分析とは…CS 分析(顧客満足度分析)とは、「Customer Satisfaction」の略で「顧客満足」という意味で、市の子育て支援策に対する「満足度」と「必要度」から優先的改善項目を把握する手法のことです。

〈今後最も重要な項目(Ⅳ)〉

相対的に「必要度」が高いものの「満足度」が低いものです。

〈今後最も重要な項目 (Ⅳ)〉

	就学前児童保護者	小中学生保護者
前回調査	⑨子育てを支援する生活環境の整備 ⑪妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健事業の推進 ⑫子どもの健全な発育への支援 ⑭子どもの医療の充実 ⑮仕事と子育ての両立 ⑯子育て応援事業所の登録の推進 ⑰障がい児施策の充実	⑧子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑨子育てを支援する生活環境の整備 ⑪妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健事業の推進 ⑫子どもの健全な発育への支援 ⑭子どもの医療の充実 ⑮仕事と子育ての両立 ⑯子育て応援事業所の登録の推進 ⑰ひとり親家庭等の自立支援の推進 ⑱児童虐待防止対策の充実 ⑲障がい児施策の充実
今回調査	⑨子育てを支援する生活環境の整備 ⑭子どもの医療の充実 ⑮仕事と子育ての両立 ⑯子育て応援事業所の登録の推進	⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 ⑥次代の親になるための環境整備 ⑫子どもの健全な発育への支援 ⑭子どもの医療の充実 ⑮仕事と子育ての両立 ⑯子育て応援事業所の登録の推進

〈維持が望まれる項目(Ⅱ)〉

相対的に「必要度」「満足度」ともに高いものです。

〈維持が望まれる項目 (Ⅱ)〉

	就学前児童保護者	小中学生保護者
前回調査	①子育て支援サービスの充実 ⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 ⑯児童虐待防止対策の充実	⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
今回調査	①子育て支援サービスの充実 ⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 ⑪妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健事業の推進 ⑫子どもの健全な発育への支援 ⑰障がい児施策の充実	②子育て支援のネットワークづくり ⑨子育てを支援する生活環境の整備

〈見直しも含めて維持が望まれる項目(Ⅰ)〉

相対的に「必要度」が低いものの「満足度」が高いものです。

〈見直しも含めて維持が望まれる項目 (Ⅰ)〉

	就学前児童保護者	小中学生保護者
前回調査	②子育て支援のネットワークづくり ③子どもの健全育成 ④地域の絆づくりの推進 ⑥次代の親になるための環境整備 ⑦豊かなつながりの中での家庭教育及び教育力の向上への支援 ⑧子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑩自然とのふれあい促進	①子育て支援サービスの充実 ②子育て支援のネットワークづくり ③子どもの健全育成 ④地域の絆づくりの推進 ⑥次代の親になるための環境整備 ⑦豊かなつながりの中での家庭教育及び教育力の向上への支援 ⑩自然とのふれあい促進 ⑬食育の推進
今回調査	②子育て支援のネットワークづくり ③子どもの健全育成 ⑦豊かなつながりの中での家庭教育及び教育力の向上への支援 ⑧子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑩自然とのふれあい促進 ⑬食育の推進 ⑱児童虐待防止対策の充実	①子育て支援サービスの充実 ③子どもの健全育成 ④地域の絆づくりの推進 ⑦豊かなつながりの中での家庭教育及び教育力の向上への支援 ⑧子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑩自然とのふれあい促進 ⑪妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健事業の推進 ⑬食育の推進 ⑱児童虐待防止対策の充実

〈推移をみながら見直しが望まれる項目(Ⅲ)〉

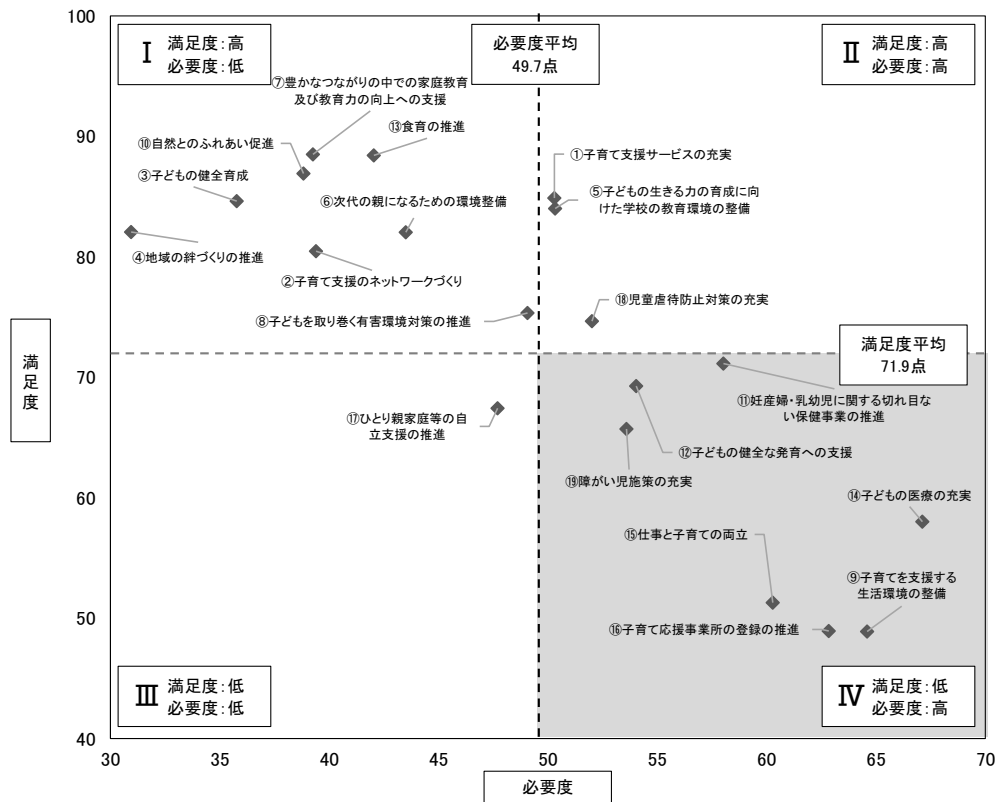
相対的に「必要度」「満足度」とともに低いものです。

〈推移をみながら見直しが望まれる項目 (Ⅲ)〉

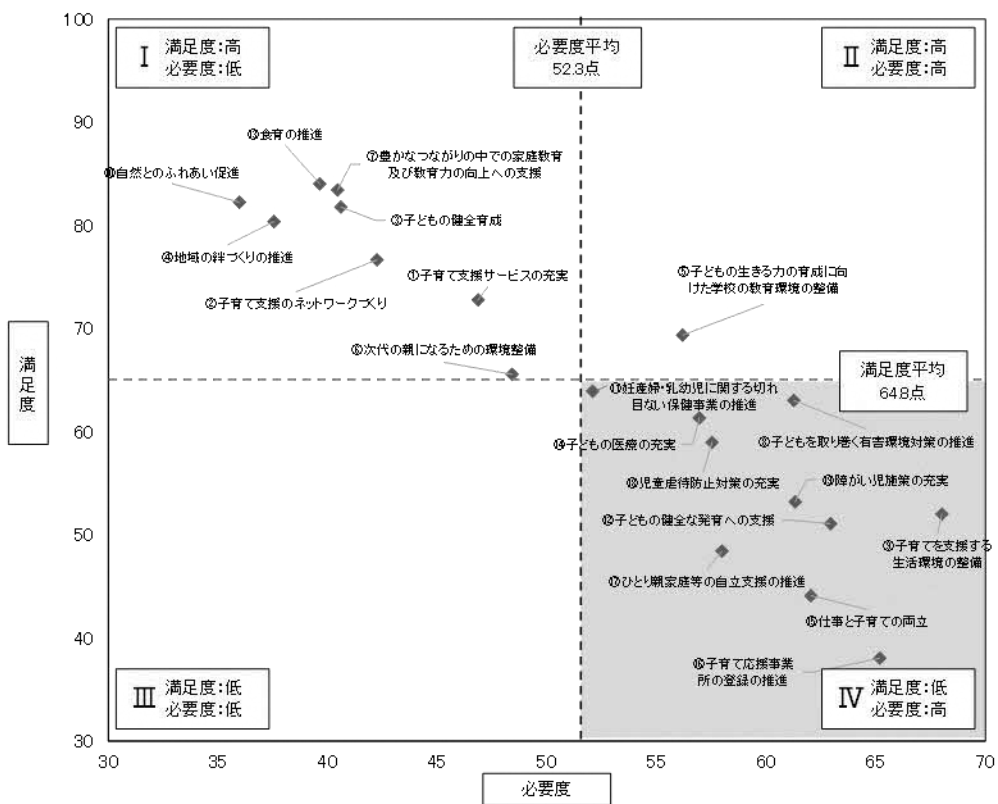
	就学前児童保護者	小中学生保護者
前回調査	⑰ひとり親家庭等の自立支援の推進	
今回調査	④地域の絆づくりの推進 ⑥次代の親になるための環境整備 ⑰ひとり親家庭等の自立支援の推進	⑰ひとり親家庭等の自立支援の推進 ⑲障がい児施策の充実

〈子育て支援施策の満足度と必要度の関係〉

<前回> (就学前)

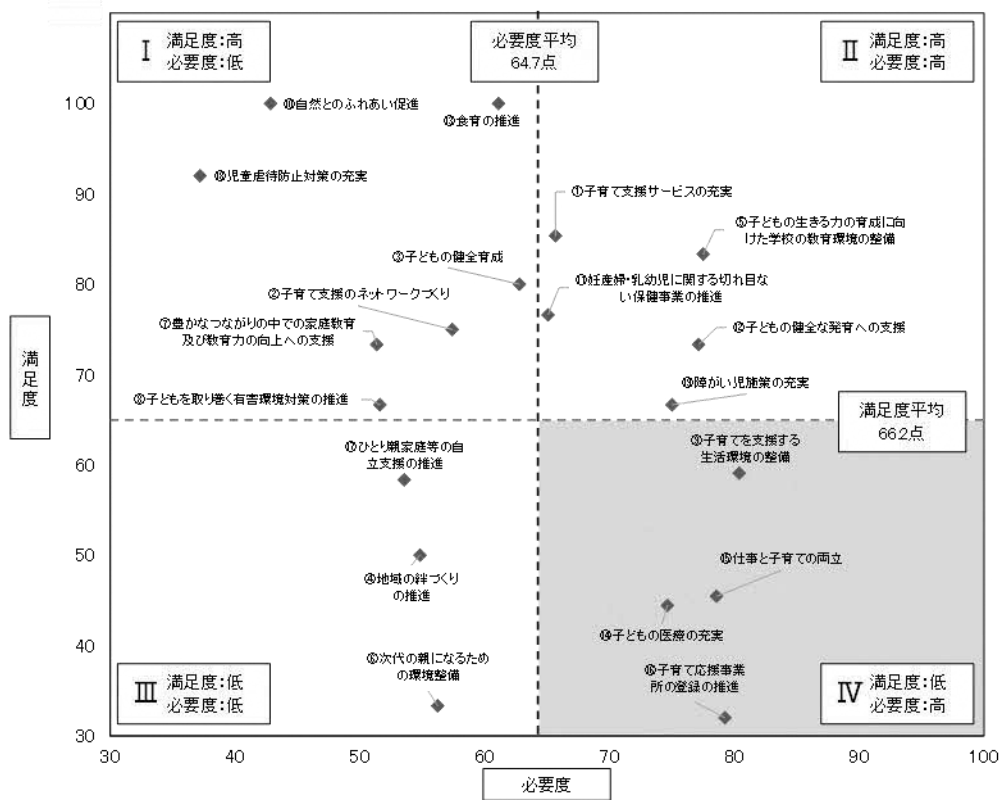


<前回> (小中学生)

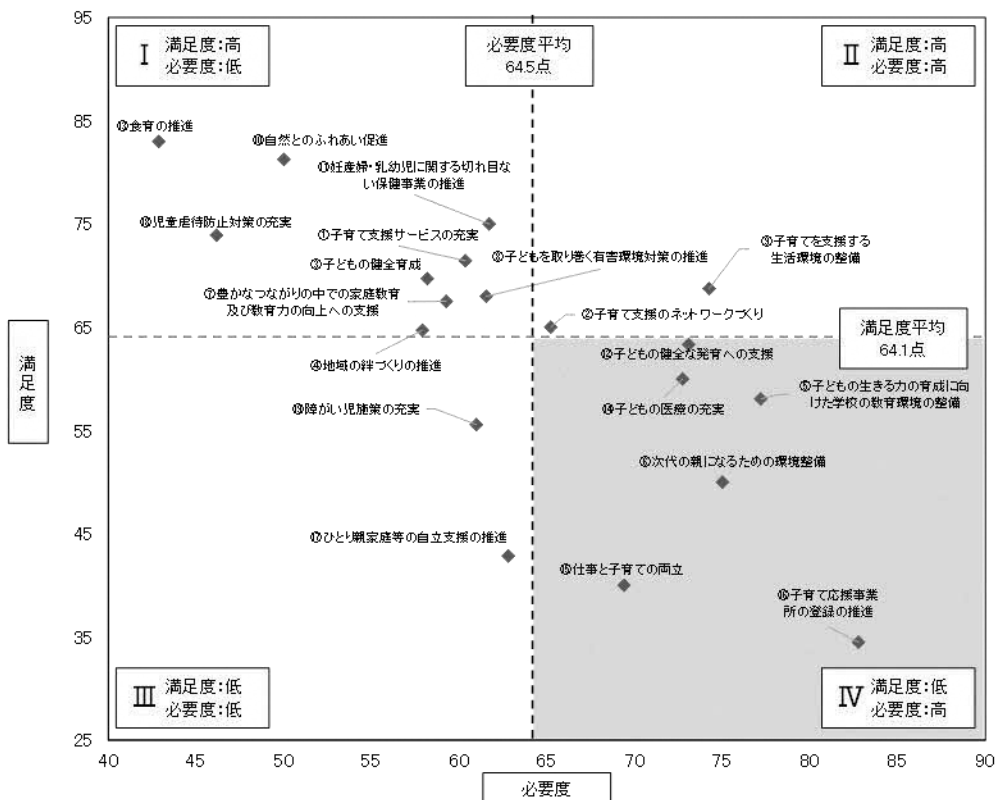


〈子育て支援施策の満足度と必要度の関係〉

<今回> (就学前)



<今回> (小中学生)



イ 父親も育児休業を取得しやすい職場環境づくりの促進

こどもが生まれた時の母親又は父親の育児休業制度の利用経験について、「今回」と「前回」で比較してみると、母親の「取得した（取得中である）」が就学前では「今回」が60.5%、「前回」が41.2%、小中学生では「今回」・「前回」とも約27%となっています。一方、父親（就学前：「今回」10.5%、「前回」1.4%、小中学生：「今回」3.5%、「前回」2.1%）の取得率は低調となっています。

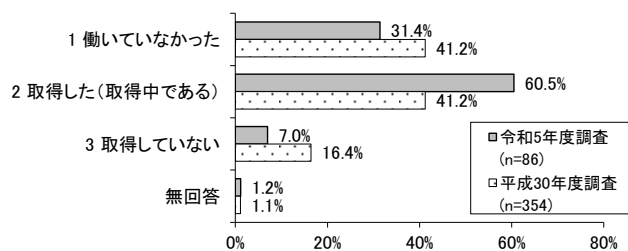
父親が育児休業を取得していない理由としては、仕事の忙しさや収入減、配偶者が育児休業制度を利用したことの割合が高くなっています。

今後、子育て支援策のより一層の充実とともに、育児休業制度の周知徹底、企業においては母親だけでなく父親も育児休業を取得しやすい職場環境づくりの促進が求められています。

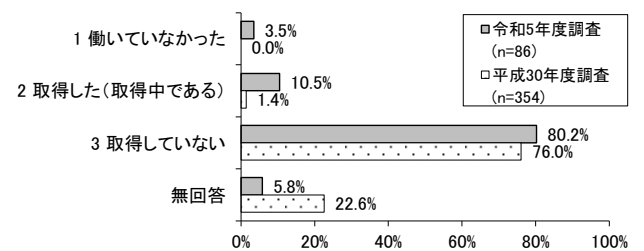
〈育児休業の取得状況〉

＜就学前＞

母親

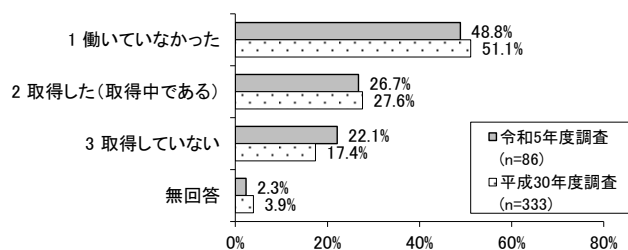


父親

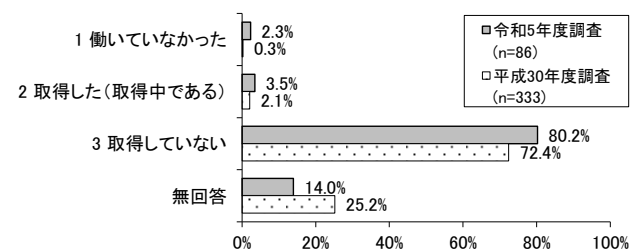


＜小中学生＞

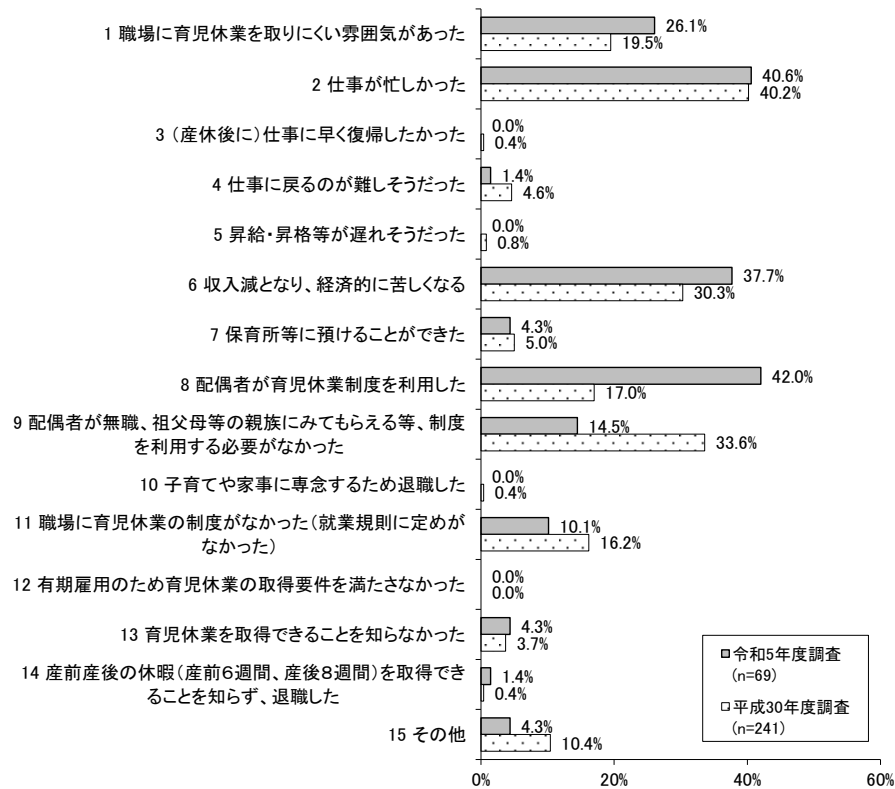
母親



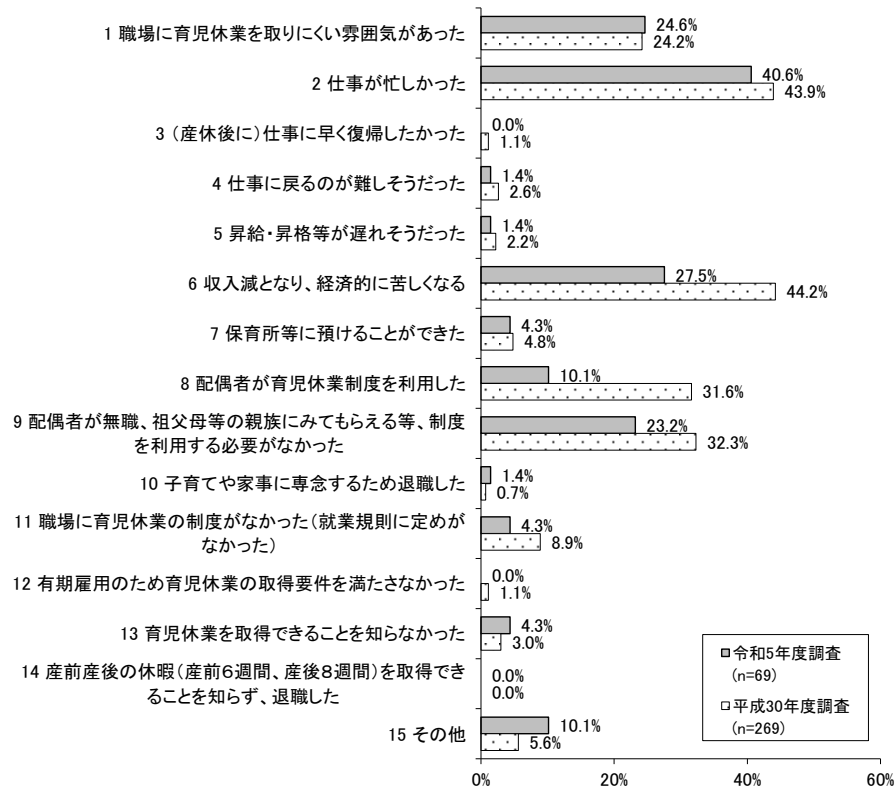
父親



＜育児休業を取得していない理由（父親） ※母親は母数が小さいので省略＞
 ＜就学前＞



＜小中学生＞



ウ 子育てに対する辛さ、不安感や負担感を緩和・解消するための子育て支援策の充実（就学前、小中学生）

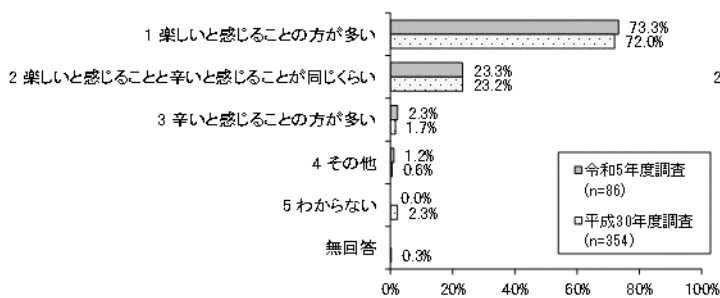
子育てについて、「今回」と「前回」で比較してみると、「楽しいと感じることの方が多い」が就学前は「今回」・「前回」とも7割以上、小中学生は「今回」・「前回」とも6割以上となっていますが、辛いと感じる人（「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多い」の計）も就学前は「今回」・「前回」とも約25%、小中学生は「今回」が33.8%、「前回」が26.4%で少なくありません。

また、子育てに関しての不安感や負担感を感じている人（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の計）は就学前では「今回」が59.3%、「前回」が44.4%、小中学生では「今回」が61.7%、「前回」が54.3%となっています。

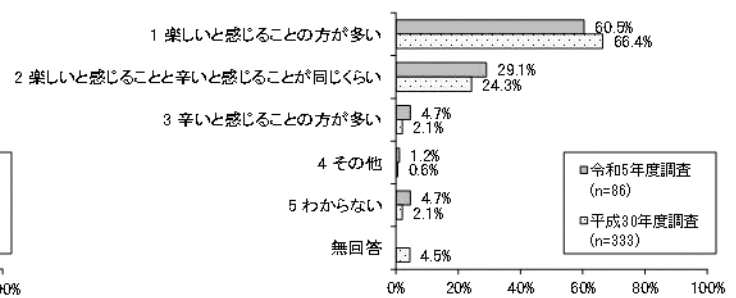
こうした子育てに対する辛さ、不安感や負担感を緩和・解消するための子育て支援策の充実が求められています。

〈子育ての気持ち〉

＜就学前＞

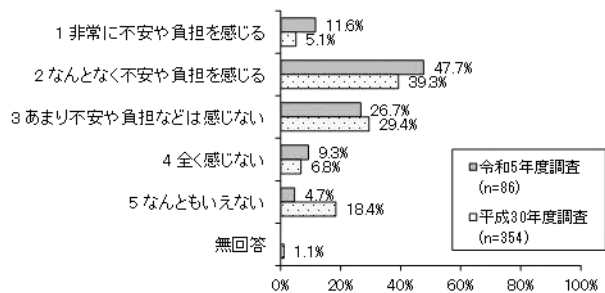


＜小中学生＞

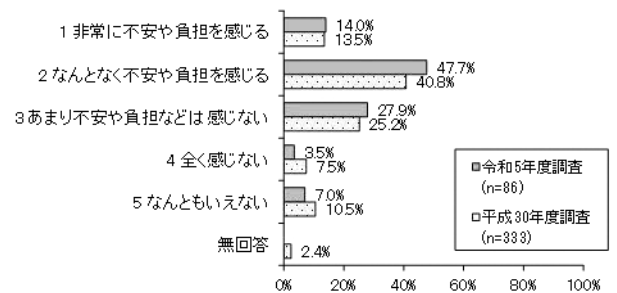


〈子育ての不安や負担感〉

＜就学前＞



＜小中学生＞



(2) えびの市子どもの生活実態調査

①調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
市内在住の小学5年生	115人	オンライン回答方式	37人	32.2%
市内在住の中学1年生	130人	オンライン回答方式	35人	26.9%
合計	245人		72人	29.4%

②調査の期間

調査は令和6年3月8日から3月24日まで実施しました。

③ 調査結果の概要

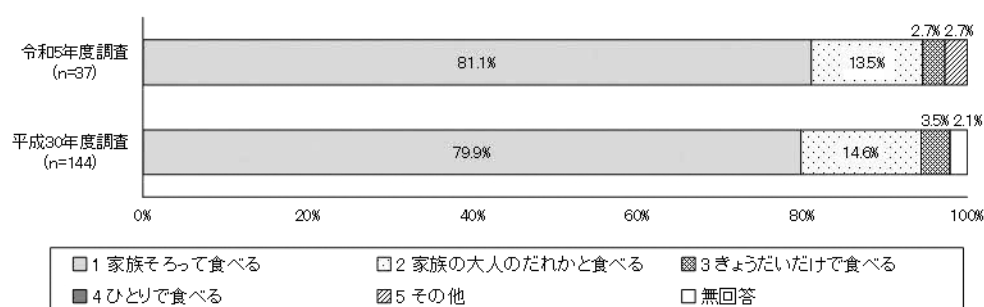
ア 共食の推進

夕食を一緒に食べる人について「今回」と「前回」で比較すると、小学生・中学生ともに「家族そろって食べる」の割合が最も高くなっています。また、その中で、「こどもだけで食べる」（「きょうだいだけで食べる」と「ひとりで食べる」の計）は、中学生は9.6ポイント（9.6%→0.0%）、小学生は0.8ポイント（3.5%→2.7%）減少しています。

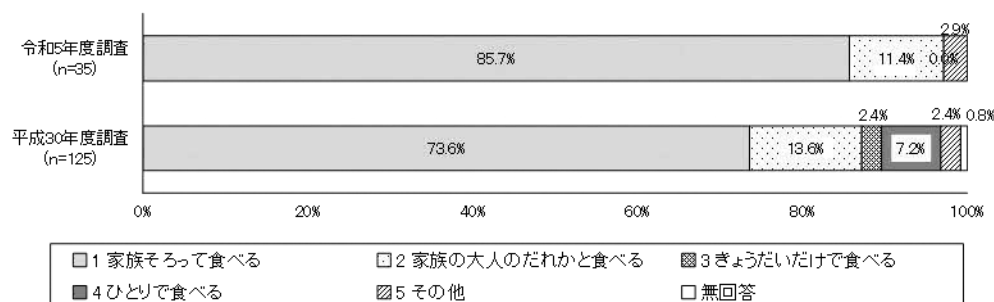
共食は、食事のマナー、栄養のバランスを考えて食べる習慣や食べ物や食文化を大事にする気持ち等を、こどもに伝える良い機会にもなります。

〈食事を一緒にする人（夕食）〉

＜小学生＞



＜中学生＞



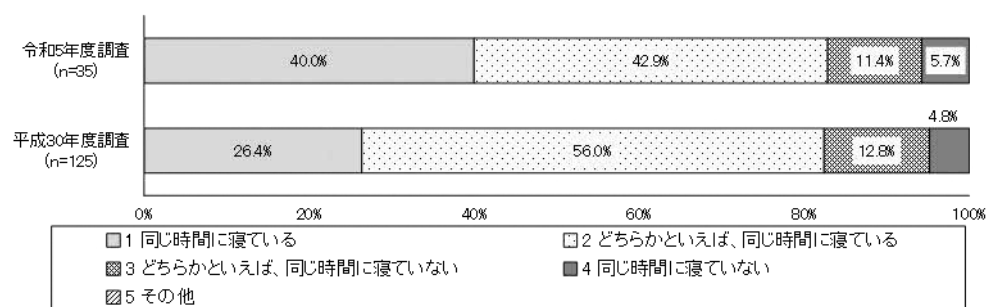
イ 規則正しい生活を送るために、必要な睡眠のリズム

ふだん学校に行く日の就寝時間について「今回」と「前回」で比較すると、「同じ時間に寝ている」（「同じ時間に寝ている」と「どちらかといえば、同じ時間に寝ている」の計）は、0.5ポイント（82.4%→82.9%）増加しています。また、「同じ時間に寝ていない」（「どちらかといえば、同じ時間に寝ていない」と「同じ時間に寝ていない」の計）は、中学生は0.5ポイント（17.6%→17.1%）減少しています。

こどもの頃に規則正しい生活リズムを身に付けておくと、成長してからも生活リズムが崩れにくく、生涯にわたる生活の基礎となります。

〈ふだん学校に行く日(月～金曜日)の就寝時間〉

<中学生>



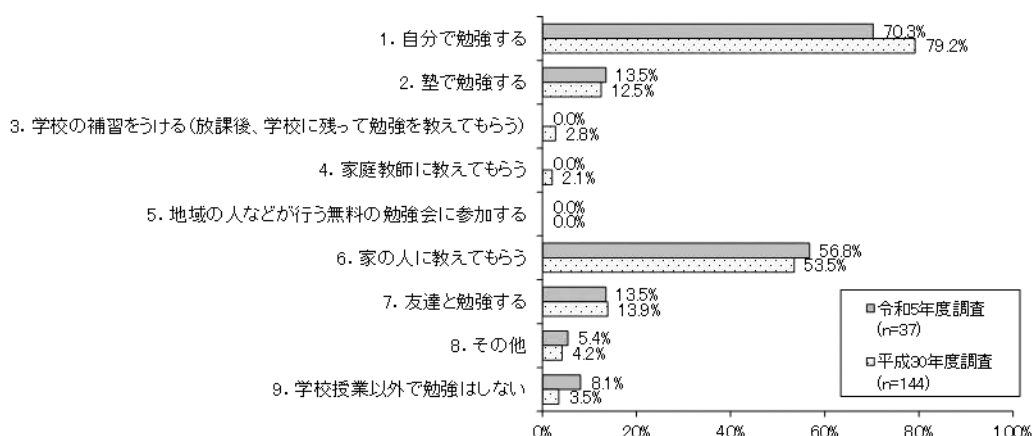
ウ 勉強は、「自分で行う」が、家族や友達等との関わりも多い

学校の授業以外での勉強方法について小学生は、「自分で勉強する」が最も多くなっていますが、「今回」と「前回」で比較すると、「自分で勉強する」割合が8.9%ポイント減少し、「家の人に教えてもらう」が3.3ポイント増加しています。

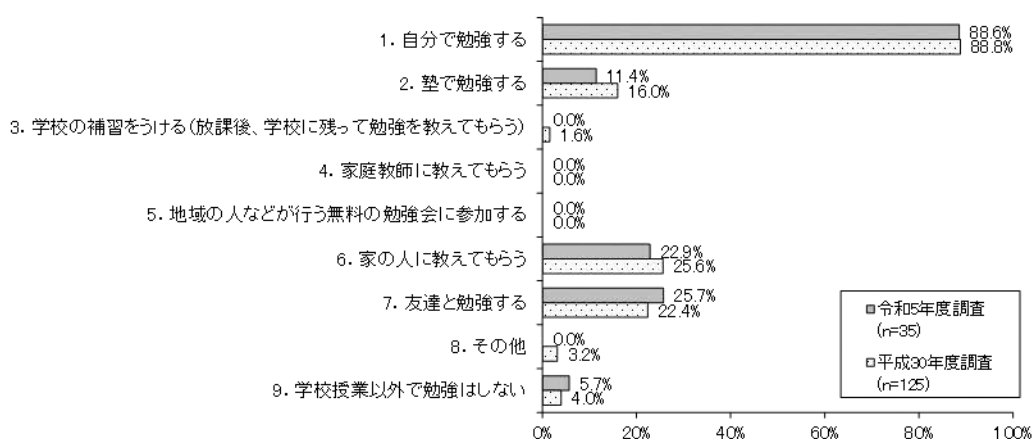
中学生でも、「自分で勉強する」が最も多くなっていますが、「今回」と「前回」で比較すると、「友達と勉強する」割合が3.3ポイント増加し、「塾で勉強する」割合が4.6%ポイント、「家の人に教えてもらう」が2.7ポイント減少しています。

〈学校の授業以外での勉強方法〉

<小学生>



<中学生>



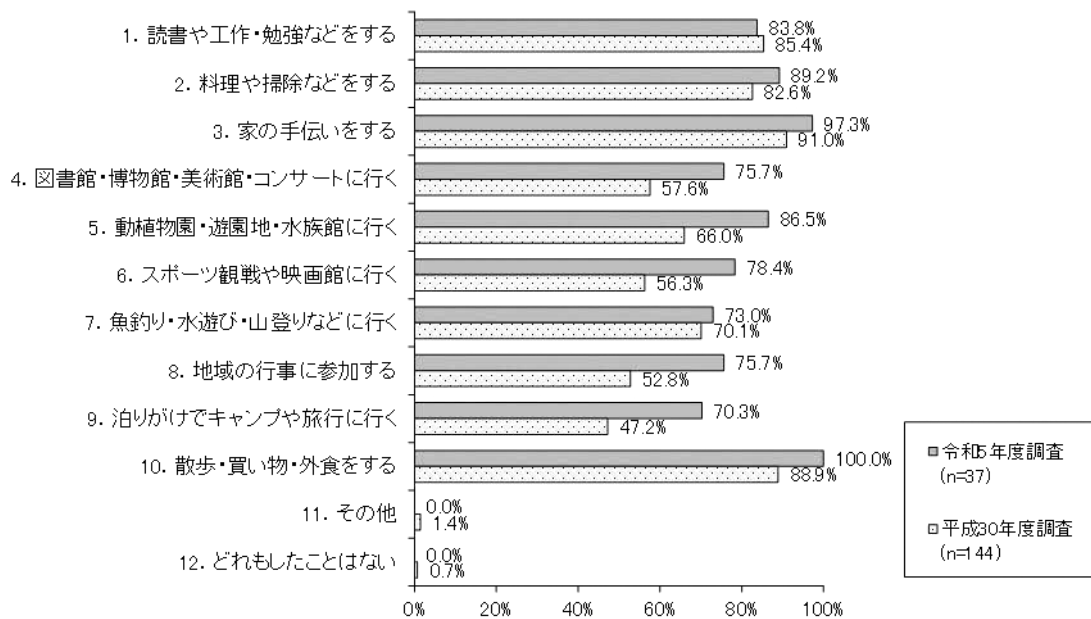
エ 家族との過ごし方は、日常的な行動、非日常的な行動や体験ともに増加

過去1年間に家族としたことについて「今回」と「前回」で比較すると、小学生・中学生ともに「散歩・買い物・外食をする」、「家の手伝いをする」、「料理や掃除などをする」等、日常的な行動の割合が高くなっています。

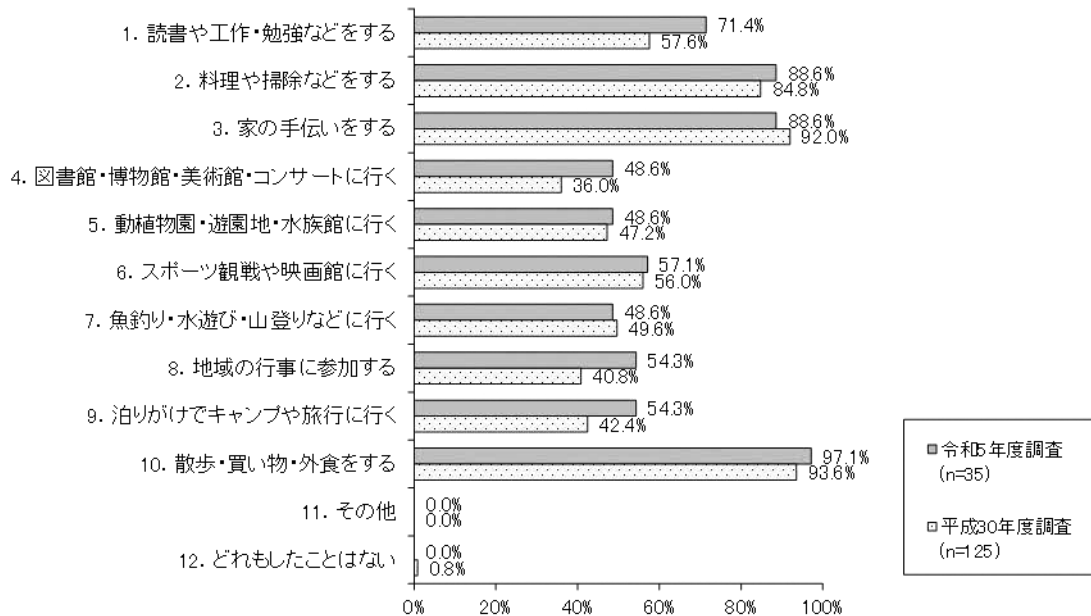
また、「泊りがけでキャンプや旅行に行く」等、非日常的な行動・体験の割合も令和5年度調査では高くなっています。

〈過去1年間で家族と次のことをしたことがあるか〉

＜小学生＞



＜中学生＞



オ 自分のやりたいことのために「高等教育機関」を進学希望するものが約半数

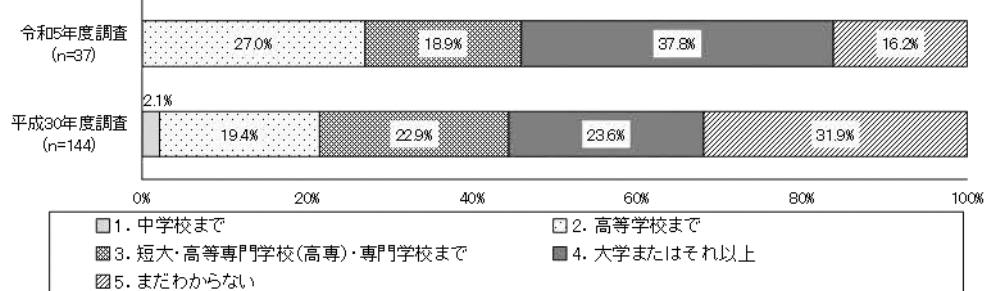
最終学歴の希望について、小学生・中学生ともに「高等教育機関」（「大学又はそれ以上」と「短大・高専・専門学校まで」の計）を希望する割合が約50%となっています。

また、希望する理由については、小学生・中学生ともに「行きたい学校や、なりたい職業があるから」の割合が最も高く、他の項目を大きく上回っています。

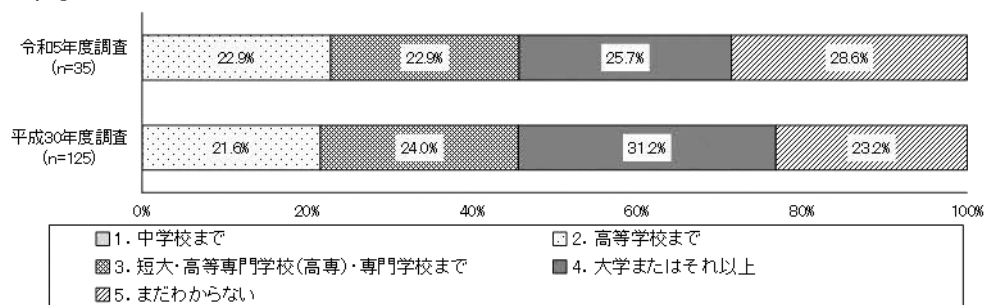
なお、「経済的な理由」（「家にお金がないと思うから」と「早く働く必要があるから」の計）は小学生・中学生とも5%以下となっています。

〈最終学歴の希望〉

<小学生>

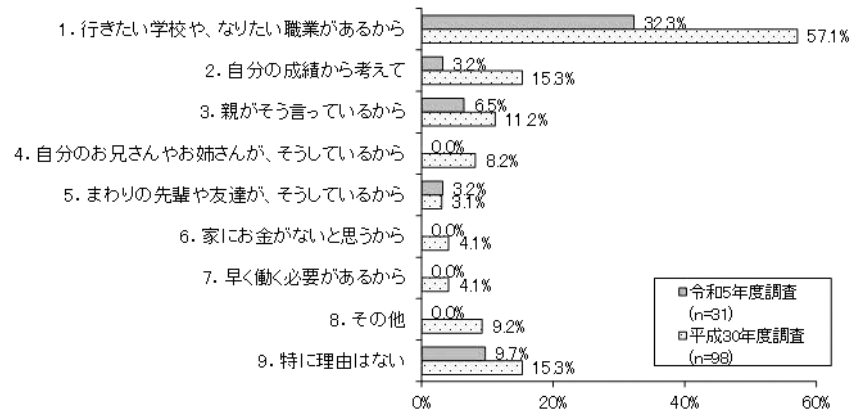


<中学生>

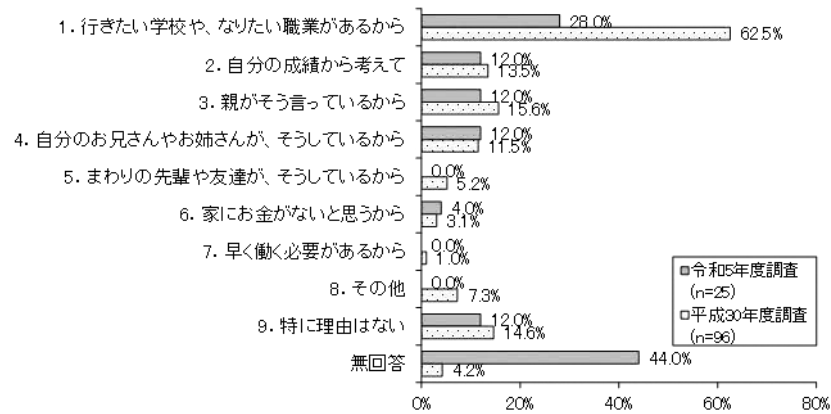


〈その最終学歴を希望する理由〉

<小学生>



<中学生>



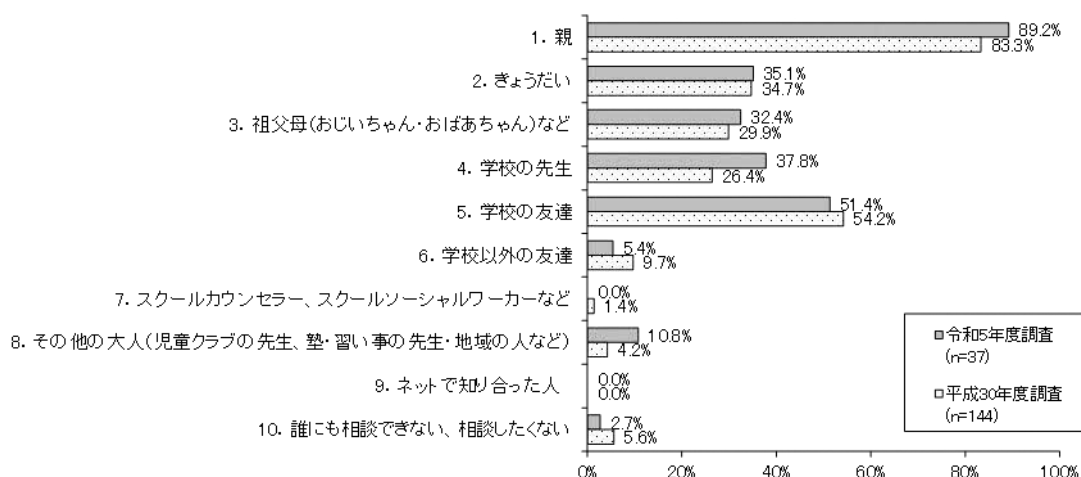
カ 悩みごとの相談相手は親。相談できないこどものすくいあげが必要

困っていることや悩み事があるときの相談相手について「今回」と「前回」で比較すると、小学生・中学生ともに「親」の割合が約9割で最も高くなっています。次が「学校の友達」ですが、中学生の割合が小学生をやや上回っています。

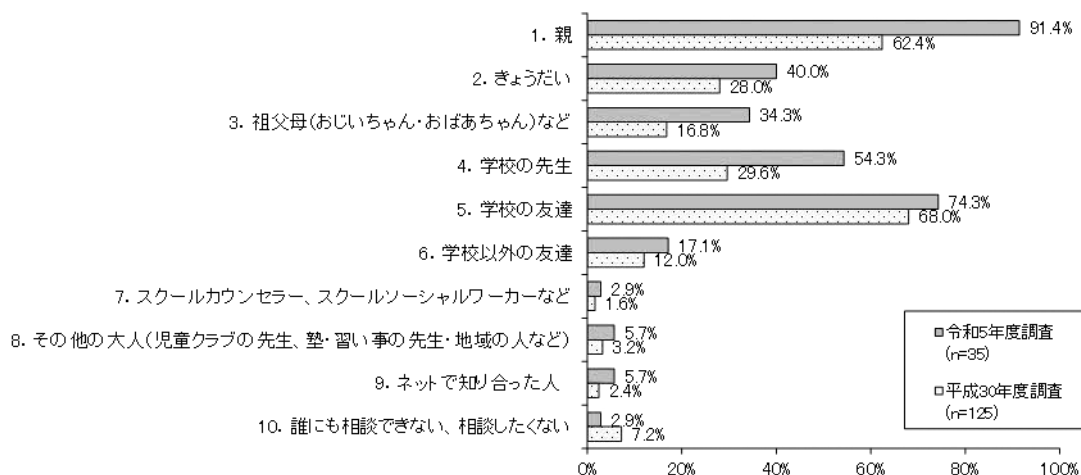
なお、「誰にも相談できない、相談したくない」は小学生・中学生とも10%以下で減少していますが、留意する必要があります。

〈困っていることや悩み事があるときの相談相手〉

<小学生>



<中学生>

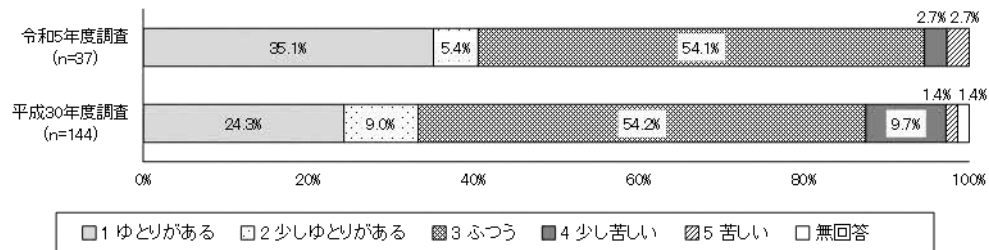


キ 暮らしが苦しいと感じているこどもが一定数存在

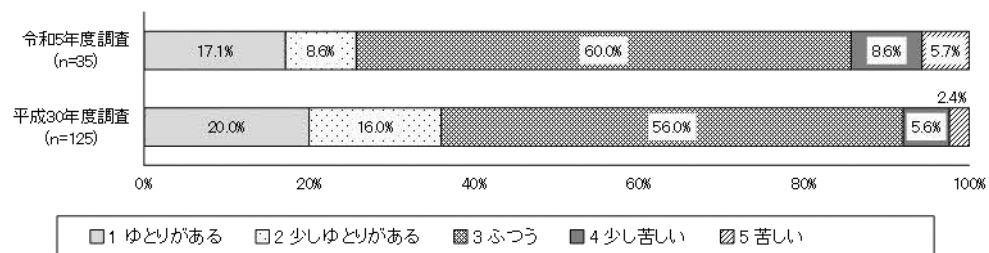
家庭の暮らしの状況について「今回」と「前回」で比較すると、暮らしが苦しい（「苦しい」と「少し苦しい」の計）は、小学生は5.7ポイント（11.1%→5.4%）減少し、中学生は6.3ポイント（8.0%→14.3%）増加しています。

〈家庭の暮らしの状況(お金の状況)をどう感じるか〉

<小学生>



<中学生>



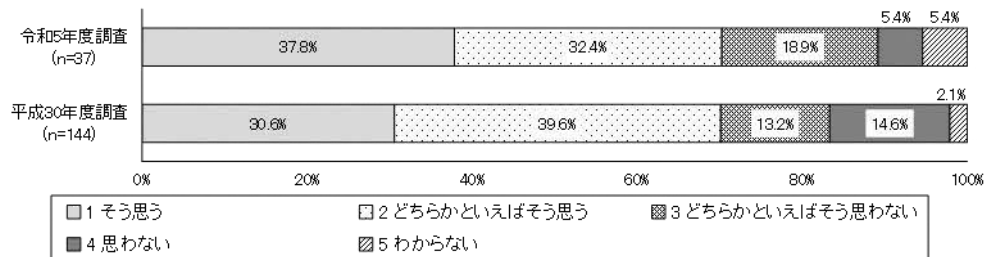
ク 自己肯定感を感じている小学生は7割、中学生も6割弱

自分自身の気持ちについて自己肯定感に関連する項目を小学生・中学生別に、「今回」と「前回」で比較すると、「自分自身に満足している」について小学生は「思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計：以下同じ）の割合はともに70.2%となっています。また、中学生は18.7ポイント（38.4%→57.1%）増加しています。

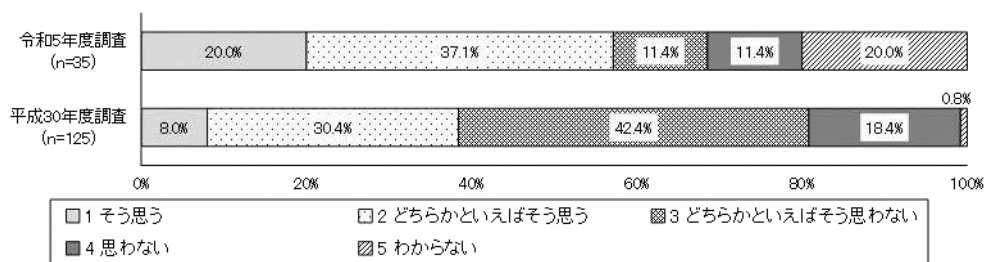
「自分の将来が楽しみだ」について、小学生では「思う」が7割以上、中学生では6割となっています。

〈私は、自分自身に満足(まんぞく)している(自分のことが好きだ)〉

<小学生>

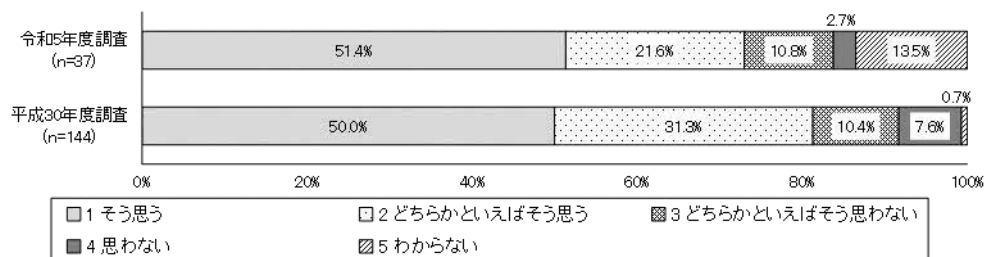


<中学生>

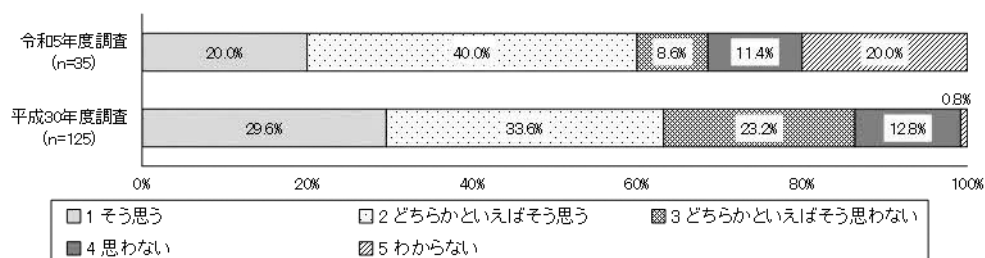


〈自分の将来が楽しみだ〉

<小学生>



<中学生>



(3) えびの市次世代育成支援に関する意識調査

①調査の対象、方法

調査の対象、方法は以下になります。

〈調査の概要〉

対象	対象者数	方法	回答数	回収率
16 歳～39 歳の若者	400 人	オンライン回答方式	62 人	15. 5%

②調査の期間

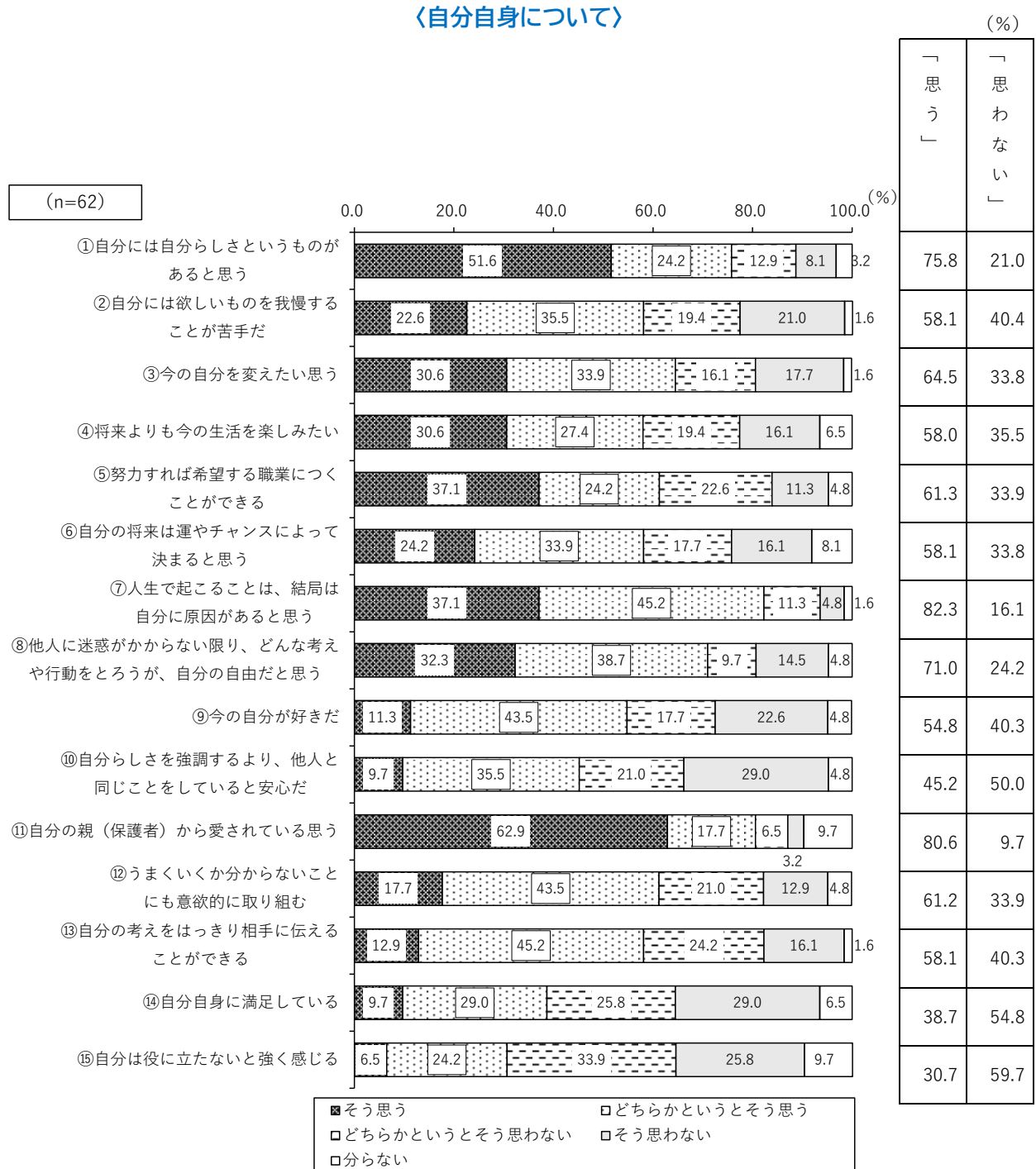
調査は令和6年3月8日から3月24日まで実施しました。

③ 調査結果の概要

ア 自分自身について

自分自身について当てはまるかについて「今の自分が好きだ」と「思う」（「そう思う」と「どちらかというと思う」の計：以下同じ）は54.8%、「思わない」（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の計：以下同じ）は40.3%となっています。

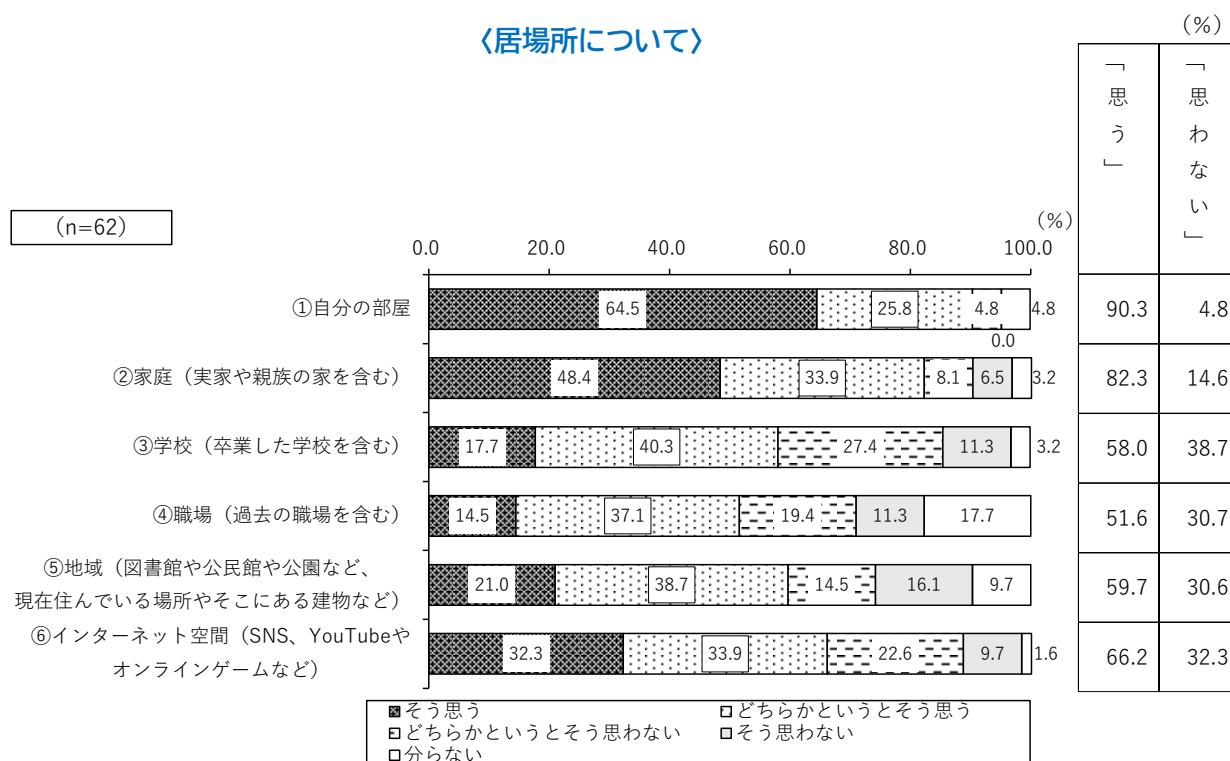
また、「自分自身に満足している」と「思う」は38.7%、「思わない」は54.8%で、「思わない」が16.1ポイント上回っています。



イ 居場所について

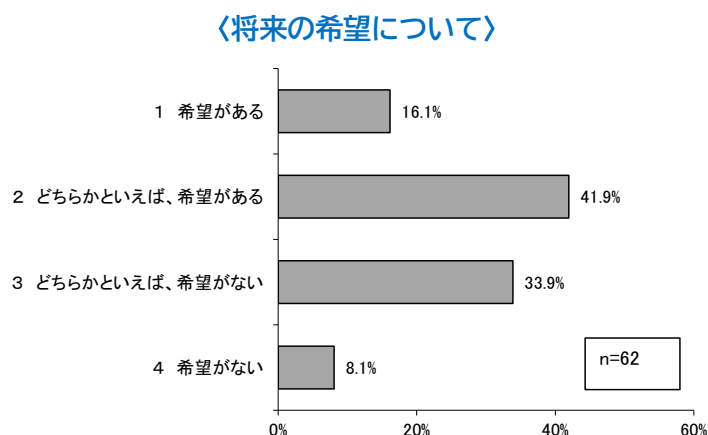
居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）が「自分の部屋」と「思う」（「そう思う」と「どちらかというと思う」の計：以下同じ）は90.3%、「家庭（実家や親族の家を含む）」と「思う」は82.3%と高くなっています。

また、居場所が「インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」と「思う」は66.2%で、「自分の部屋」や「家庭（実家や親族の家を含む）」に次いで高くなっています。



ウ 将来の希望について

自分の将来に明るい希望を持っているかについて、「持っている」（「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」の計）は58.0%で、「持っていない」（「どちらかといえば、希望がない」と「希望がない」の計）の42.0%を16.0ポイント上回っています。

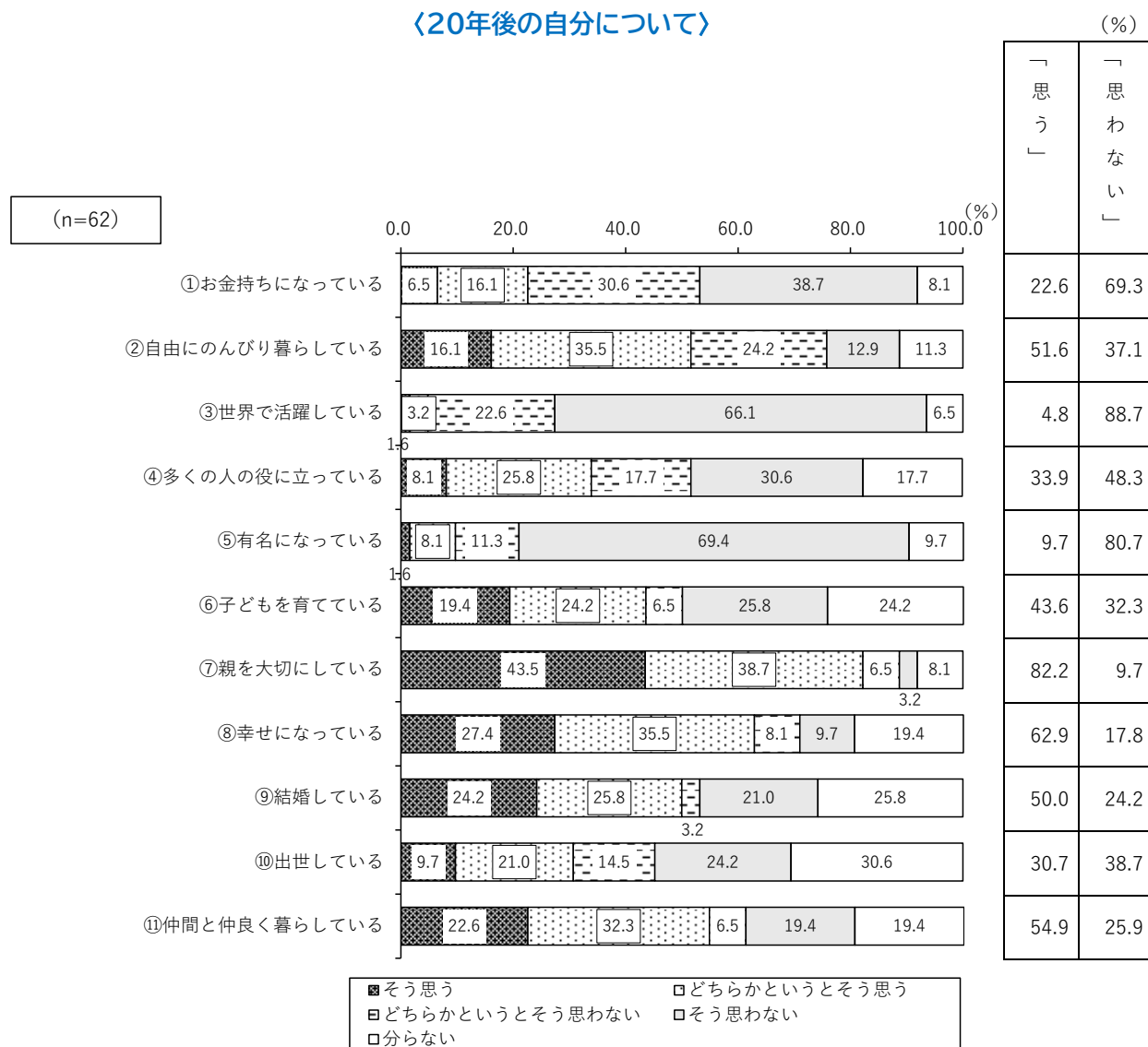


エ 20年後の自分について

20年後の自分は「子どもを育てている」と「思う」（「そう思う」と「どちらかというと思う思う」の計：以下同じ）は43.6%、「思わない」（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の計：以下同じ）は32.3%、「分らない」は24.2%となっています。

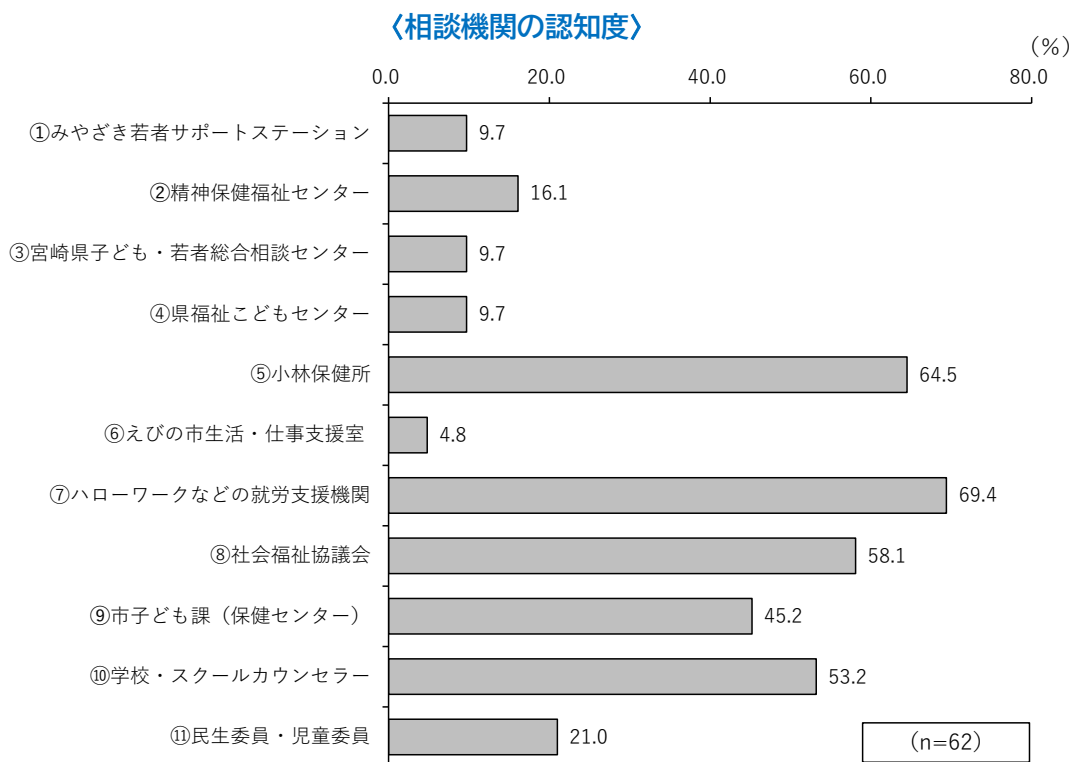
「幸せになっている」と「思う」は62.9%、「思わない」は17.8%、「分らない」は19.4%となっています。

「結婚している」と「思う」は50.0%、「思わない」は24.2%、「分らない」は25.8%となっています。



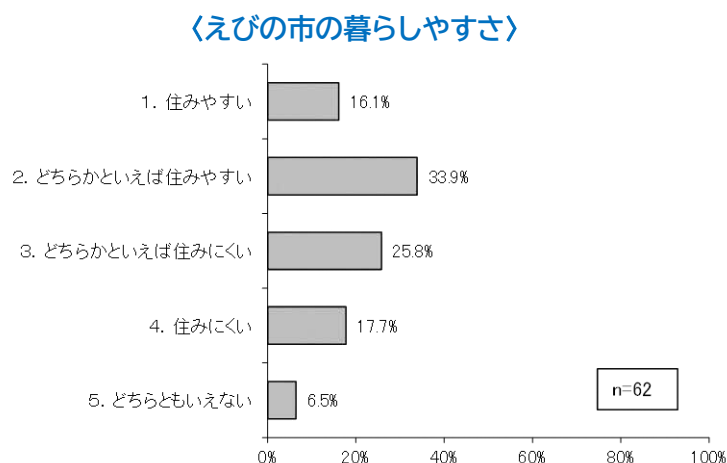
オ 相談機関の認知度

相談機関の認知度について、「ハローワークなどの就労支援機関」や「小林保健所」、「社会福祉協議会」「学校・★スクールカウンセラー」が過半数を超えています。一方で、「えびの市生活・仕事支援室」「みやざき若者サポートステーション」「宮崎県子ども・若者総合相談センター」「県福祉こどもセンター」の認知度は1割未満となっています。



カ えびの市の暮らしやすさ

えびの市の暮らしやすさについて、『住みやすい』（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の計）は50.0%となっていますが、『住みにくい』（「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の計）が43.5%となっています。

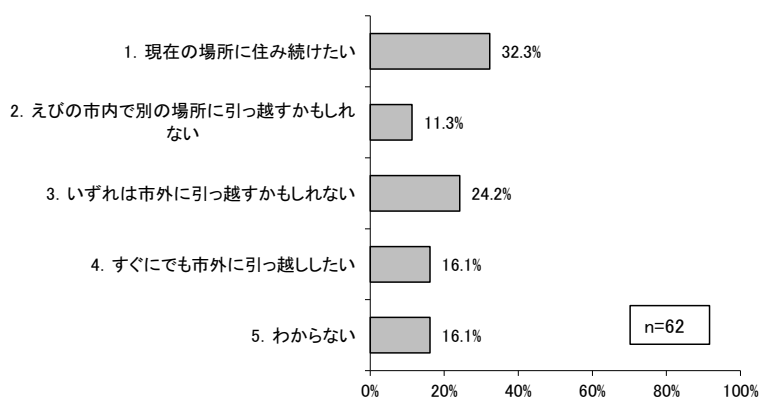


キ えびの市への居住希望

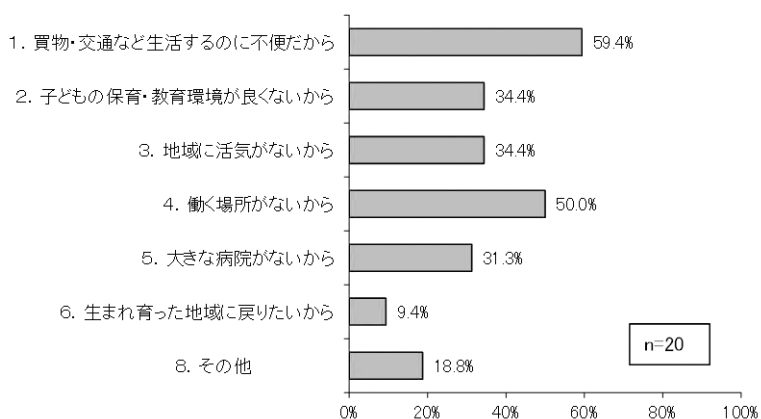
居住希望について、「えびの市内に居住希望」（「現在の場所に住み続けたい」と「えびの市内で別の場所に引っ越すかもしれない」の計）は43.6%となっていますが、「えびの市外に居住希望」（「いずれは市外に引っ越すかもしれない」と「すぐにでも市外に引っ越したい」の計）が40.3%となっています。

「えびの市外に居住希望」の理由については、「買物・交通など生活するのに不便だから」が59.4%で最も高く、次いで「働く場所がないから」が50.0%となっており、この2項目が半数を上回っています。

〈居住希望〉



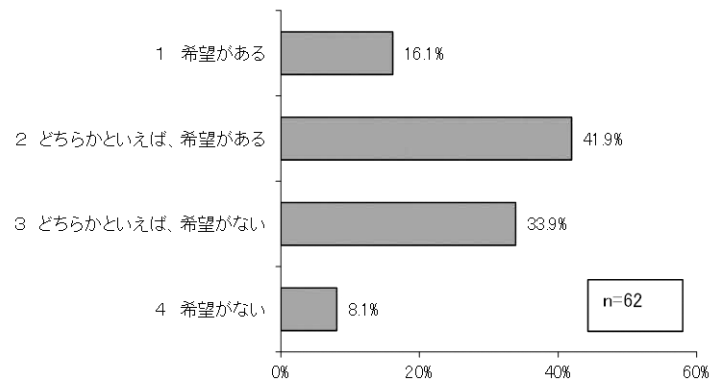
〈えびの市外に居住希望の理由〉



ク 自分の将来について明るい希望を持っている人は約6割

自分の将来について明るい希望を持っているかについて、『希望がある』（「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」の計）は58.0%となっています。

〈自分の将来は明るい希望を持っているか〉



3 ヒアリング(聞き取り調査)の結果内容

市内の若者で構成される団体の会議に出席し、よりよいまちをつくるため必要なものについて直接意見を聞き取りました。

(1) ヒアリングの対象、方法

ヒアリングの対象、方法は以下になります。

〈ヒアリングの概要〉

対象	方法	参加人数
若者	ヒアリング	11 人

(2) ヒアリングの期間

ヒアリングは令和6年 11 月 26 日に実施しました。

(3) ヒアリング結果の概要

意見概要	意見詳細
1. 子育て支援	●第1子は保育料が減額されず、共働きしていると保育料が高額になる。 ●要らないおもちゃや服は、再利用したらよい。
2. 学校	●部活動の時間帯に各中学校を回るスクールバス等があると、保護者が部活の送迎ができなくても、部活動ができる。 ●学校を一つにして、家から通えるようなバスがあると、交通の便や学校部活動の不便さは解消されるかもしれない。 ●学校統廃合の議論をいつ始めるのかを明確にしてもらいたい。
3. 遊び場、居場所	●カラオケ等の娯楽施設があると、スポーツをしない若者も楽しめると思う。 ●永山公園が明るくなって、良い環境ができている。 ●雨の日にこどもが遊べる場所が少ない。
4. 妊産婦	●市内に出産できる産婦人科があるといいと思う。 ●産後ケアの施設利用に対する助成があればいいと思う。
5. 観光振興	●飲食店等の情報発信等に取り組み、人が増えればそれに付随して活性化すると思う。
6. 官民一体となった取組	●業種関係なしで、官民一体となってイベントを作り上げていくことが、地域に必要なだと思う。 ●突発的な単発イベントではなく、長く続けることが大切。
7. その他	●えびの市には、東京の便利さはないが、仕事とプライベートでメリハリつけて生活ができて、いいなと感じる。

4 オンライン意見箱の結果内容

えびの市にお住まいの方に、えびの市のこども・若者等にとって、よりよいまちをつくるため必要なものについて、オンラインで広く意見を募集しました。

(1) 意見聴取の対象、方法

意見聴取の対象、方法は以下になります。

〈ヒアリングの概要〉

対象	方法	回答数
えびの市民	オンライン	46 人

(2) 意見聴取の期間

意見聴取は令和6年 10 月 15 日から令和6年 12 月 18 日まで実施しました。

(3) 意見聴取結果の概要

10 代以下の方から 45 件、それ以外の年代の方から 1 件の回答がありました。

意見概要	意見詳細
遊べる場所	●休日のこどもの遊び場が（居場所）が少ない。 ●雨の日でも遊べる所・室内の遊び場・家族で遊べる場所・若者向けのアクティビティが欲しい。
イベント・交流	●小さなこどもや若者が交流できる場所をつくる。 ●地域の人とのコミュニケーションがとれる場所があるとよい。 ●高齢者等の異世代との交流を盛んにする。
お店・商業施設	●高校や駅の近くにファミレス、カフェ、カラオケ等の商業施設が欲しい。
病院	●病院があるとよい。 ●産婦人科を作って、若い夫婦が安心して妊娠・出産できるまちづくりをして欲しい。
勉強できる場所	●駅の近くに勉強できる場所が欲しい。 ●各地区に無料の塾を設置や長期休みに大学生の無料家庭教師等の学習支援があるとよい。
交通	●交通機関を増やしてもらいたい。 ●バスの増便や乗り継ぎを便利にしてもらいたい。
その他	●えびの市民が市のことに対して興味関心を持つ。 ●自分たちで課題を見つけ、その課題を解決する、自主的な力を持つ。 ●若者の支援制度を充実してもらいたい。 ●意見を発信しやすい環境づくり。

5 第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画（対象年度 令和2年度から令和6年度まで）に基づく事業の取組状況と課題及び具体的目標の達成状況を以下にお示しします。

(1) 基本目標1 地域における子育て支援

主要施策1 子育て支援サービスの充実

施策	取組状況と課題	担当課
幼児教育・保育	市内全ての教育・保育施設の園長が集まる園長会を毎月開催し、課題等における協議や連絡調整を密にし、入園の調整等保護者の意向に沿えるようにサービスの向上を図っています。	こども課
延長保育事業	- 延長保育8施設、一時預かり保育 一般型：7施設・幼稚園型：5施設、病後児保育1施設で実施しています。 - 延長保育、一時預かり（幼稚園型）は対象となる施設全てで実施しましたが、一時預かり保育（一般型）は保育士の不足等で実施できない施設もありました。 - 病後児保育施設については、利用者が少ない状況が続いていたため、市と県の補助金を活用し、令和5年10月から利用料を0円として利用促進を図ったところ、利用延べ人数は、令和4年度は5人から、令和5年度には39人に増加しています。	こども課
一時預かり事業		
病後児保育事業		
病児保育事業	病児保育については、要件に合致する施設が見つからない状況が続いています。引き続き、施設への働きかけが必要です。	こども課
障がい児保育事業	市内の保育所等で障がいのある未就学児童を受け入れる場合に、児童をサポートする役割を持つ加配保育士等を配置する場合は、障害児保育委託料を市独自に給付し、障がい児保育の充実に務めています。	こども課
放課後児童健全育成事業	- 放課後児童クラブの受入れについて、待機児童が発生しないように小学校の空き教室を利用できるように調整を行っています。 - 障がい児の受入れを推進するため、放課後児童クラブ事業委託料において障がい児受入れ時の加算を行っています。	こども課

施策	取組状況と課題	担当課
保育園等の施設整備	令和5年度においては、教育・保育施設整備の実績はありませんでした。	こども課
保育料の軽減	第3子以降であるにも関わらず、国の制度では保育料及び副食費が無料とならない児童について、市独自に無料化し、多子世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいます。	こども課
家庭相談員設置事業	こども課窓口及び子育て相談専門ダイヤルで相談を受け付けるとともに、教育・保育施設訪問や学校、母子保健機関と連携し、情報共有を図り、必要な児童・家庭には訪問や面談を実施しています。	こども課
ファミリーサポートセンター事業	- えびの市社会福祉協議会にファミリーサポートセンターを設置し、サービスの提供を行っています。 - 社協だよりへの掲載や3歳児健診時に直接広報する等、周知を図るとともに、お助け会員の負担を軽減するため、人材確保にも努めています。	こども課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
障がい児保育事業	受入体制整備 8園	受入体制整備 8園	受入体制整備 10園	C	こども課
ファミリーサポートセンター会員数	お助け会員 16人 お願い会員 96人	お助け会員 27人 お願い会員 138人	お助け会員 20人 お願い会員 100人	A	こども課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策2 子育て支援のネットワークづくり

施策	取組状況と課題	担当課
地域子育て支援センターの充実	● 市内 1 施設が開設されており、子育て中の親子の交流の場として活用され、育児の不安や悩み等の相談も行われています。 ● 出生数の減少やコロナ禍の影響で利用者が減少していましたが、令和 5 年度は利用者が増加傾向となっています。	こども課
子育て支援情報広報啓発事業	● 市広報紙をはじめ、ホームページや公式 L I N E 等での子育てに関する情報発信を行っています。	こども課
地域福祉体制の推進	● 毎月 1 回、社会福祉協議会が主体となったカレーづくりや配達等のボランティアの協力を得て、こども食堂「カレーの日」を実施しています。 ● こども食堂「カレーの日」では、毎回約 130 食を準備し、市内児童クラブのこどもたちや保護者に提供するとともに、自宅で使わなくなったこども服やおもちゃ、絵本等の「お譲り会」も実施しています。	福祉課 こども課
子育てボランティア育成事業	● ボランティア体験月間として、市内中学生による高齢者を対象とした「困りごとお助け隊」を実施しています。 ● 令和 5 年度の「困りごとお助け隊」は、7 月から 8 月にかけて市内の中学生 65 名がボランティア活動に参加し、参加者や訪問先の高齢者双方から喜びややりがいの声が聞かれました。	
(再掲) 家庭相談員設置事業	● こども課窓口及び子育て相談専門ダイヤルで相談を受け付けるとともに、教育・保育施設訪問や学校、母子保健機関と連携し、情報共有を図り、必要な児童・家庭には訪問や面談を実施しています。	こども課
子どもを犯罪から守る活動	● 日頃から市内教育・保育施設と情報共有体制を取り、声かけ事案等発生時に、速やかに情報提供を行える体制を構築しています。	こども課

施策	取組状況と課題	担当課
学校支援による子育て体制	● 就学支援事業の一環で、教育・保育施設の特別な支援が必要な幼児が小学校への就学時に適切な教育が受けられるように、教育・保育施設、市及び学校で情報共有等を行い、個々に合った適切な指導に努めています。 ● 就学援助や奨学金の情報については、文書による保護者への周知やホームページ等での発信を行っています。 ● こどもの貧困対策として、こどもにとって最も身近である学校において、「気づきの場」としての体制づくりや、学校・市・関係機関との連携を引き続き行っていく必要があります。	学校教育課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
子育て支援情報広報 啓発事業	広報紙・ホームページ 2 回	広報紙・ホームページ 1 2 回	広報紙・ホームページ 5 回	A	こども課
家庭相談員	2 人	2 人	2 人	A	こども課
子育て相談（相談員）	主任児童委員 4 人	主任児童委員 4 人	主任児童委員 4 人	A	こども課
地域支え合い事業 （自治会）	50 自治会	48 自治会	64 自治会	C	福祉課
青色パトロール隊 支援事業	3 か所	3 か所	3 か所	A	基地・ 防災対策課
地域学校協働活動 事業	8 小中学校	8 小中学校	8 小中学校	A	社会教育課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策3 子どもの健全育成

施策	取組状況と課題	担当課
地域・学校による体験活動	● まちづくり協議会では、学校支援活動やこども食堂、夏休み期間の書道教室等地域の特性を生かし、地域でこどもを育てる活動を行っています。 ● 自治会では、地域に伝わる伝統行事や環境美化活動等が行われ、地域の活性化や世代間交流につながっています。 ● 少子化によるこどもの数の減少や学校行事・部活動等によるこどもが行事に参加できる日程の設定の難しさが指摘されています。	市民協働課
	● 中学校区ごとに「小中（高）一貫教育推進協議会」を設置し、現状の確認やより良い一貫教育の在り方について協議し、その意見等を各学校の学校運営に役立てています。 ● えびの学における地域人材の活用については、キャリア教育支援コーディネーター、地域学校協働活動推進員、地域おこし協力隊及び飯野高校のコーディネーターと連携しながら進めており、今後も連携を続け、地域人材の活用を推進します。	学校教育課
文化、歴史、スポーツの教育環境の整備	● 地域に残る文化・歴史・民俗についての学習体験の取組実績は0件で、「文化・歴史・民俗」をテーマにした取組を地域（自治会）単位で実施することは、きわめて困難な状況です。 ● 学校区単位では飯野小や岡元小で郷土芸能団体と連携した教育普及事業を実施しています。 ● 青少年健全育成事業や歴史民俗資料館事業において、古代体験教室等の体験型事業を実施することにより、教育環境の整備を行っています。	社会教育課
	● 総合型地域スポーツクラブでは、地域住民の健康づくりや活性化を目的としたサークルや教室を実施し、スポーツに触れる機会を提供し、運動・スポーツ分野からも地域のこどもの健全育成に取り組んでいます。	社会教育課

施策	取組状況と課題	担当課
子ども会★インリーダーの育成 青少年育成活動	令和5年度より市子連の休会が決定したため、青少年育成活動については教育委員会主体で様々な体験活動等を実施しています。	社会教育課
地域声かけ運動の推進	- 令和5年度から令和6年度にかけて、宮崎県民生委員児童委員協議会の指定を受け、えびの市民生委員児童委員協議会が「指定単位児童委員協議会活動」に取り組んでいます。 - 令和5年度は「こどもの安全・防犯啓発のぼり旗の設置」と「こどもの安全パトロールのための車用啓発マグネット着用」を実施しています。	福祉課
放課後子ども教室	放課後子ども教室は実施していないが、令和5年から青少年体験講座を大幅に拡充し、こどもたちの多様な体験活動を支援しています。	社会教育課
子ども会育成事業	- 少子化及び生活の多様化等により、地域の子ども会のほとんどが解散し、令和5年度より、えびの市子ども会連絡協議会も休会となっています。 - 活動を続けているこども会の支援をどのように行っていくかを検討することが必要です。	社会教育課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
地域・学校による体験活動	4地区4事業	4地区4事業	4地区4事業	A	社会教育課
世代間交流体験活動事業	129回	158回	130回	A	市民協働課
スポーツ環境の整備 (少年団)	19団体	18団体	20団体	C	社会教育課
郷土芸能保存団体	13団体	8団体	13団体	C	社会教育課
子ども会育成事業 (団体)	39市子連加入地区	休止	39市子連加入地区	—	社会教育課
子ども会インリーダー研修会	開催回数1回	休止	開催回数1回	—	社会教育課
地域福祉推進員	150人	138人	190人	C	福祉課
放課後子ども教室	なし	なし	4小学校区	C	社会教育課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策4 地域の絆づくりの推進

施策	取組状況と課題	担当課
男女の出会いを応援する事業	令和5年度においても、市補助事業の助成対象者はいませんでした。西諸3市町と連携して、県の「人と地域にめぐり逢うひなたグループ婚活推進事業」を活用した婚活イベントをえびの市で開催しています。参加者は男13人、女12人で6組がマッチングし、イベント内容についても参加者から好評でした。	企画課
(再掲) 子ども会育成事業	- 少子化及び生活の多様化等により、地域の子ども会のほとんどが解散し、令和5年度より、えびの市子ども会連絡協議会も休会となっています。 - 活動を続けているこども会の支援をどのように行っていくかを検討することが必要です。	社会教育課
子ども食堂開設支援事業	社会福祉協議会、真幸まちづくり協議会及び飯野まちづくり協議会で子ども食堂事業を実施しています。	こども課
(再掲) 地域声かけ運動の推進	民生委員による登校見守り活動は、月回数を増やすとともに、全地域一斉見守りとして同一日に実施しています。	福祉課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
男女の出会い活動	2回	1回	3回	C	企画課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

(2) 基本目標2 生きる力を育むための教育環境の整備

主要施策1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

施策	取組状況と課題	担当課
確かな学力の向上及び豊かな心の育成	● 中学校区ごとに「小中（高）一貫教育推進協議会」を設置し、現状の確認やより良い一貫教育の有り方について協議し、その意見等を各学校の学校運営に役立てています。 ● えびの学における地域人材の活用については、キャリア教育支援コーディネーター、地域学校協働活動推進員、地域おこし協力隊及び飯野高校のコーディネーターと連携しながら進めています。	学校教育課
幼保小連携・接続推進事業と一貫教育の推進	● 小中学校のALT（外国語英語指導助手）をこども園等に派遣し、就学前から遊びを通して英語に触れる学習を行い、幼保・小・中一貫して英語に親しみやすい環境をつくっています。	学校教育課
幼児教育の充実	● 幼保小連携・接続推進事業により幼稚園・保育所等との交流や情報共有を行い、★小1プロブレムの解消に取り組んでいます。 ● 中学校区ごとに推進している小中（高）一貫教育の中で、各校区で課題を明確にして「小中相互授業参観」や「小中高あいさつ運動」等、各校区において特色ある取組を行い、円滑な接続を図ることで一貫性のある継続的な指導を行っています。	こども課 学校教育課
健やかな体の育成	● 保健体育の授業において、健やかな体の育成を図り健康教育の充実に努めています。 ● 合同部活動や拠点校部活動等の取組を行い、部活動の維持・充実に取り組んでいます。 ● 歯科保健の取組として、全小中学校でフッ化物洗口を継続して取り組むことにより、歯質強化等によるむし歯予防を図っています。	学校教育課
★ゲストティーチャーを招いての学校教育の活性化	● 各学校区における踊りに関する指導や自然観察での指導、地域学校協働本部を通じて、全ての学校にボランティアを派遣し、指導の充実に努めています。 ● 令和5年度のボランティアによる学習支援数は72回であり、各学校でのゲストティーチャー活用が進んでいます。	学校教育課

施策	取組状況と課題	担当課
専門家による 相談体制の充実 いじめ・不登 校対策事業の 充実	● ★スクールカウンセラー、★スクールソーシャルワーカーによる学校の巡回訪問を実施し、気になる児童生徒への対応や教職員との情報共有を行い、不登校への対応を推進しています。 ● 家庭相談員との学校訪問を実施し、児童生徒の情報共有を行うとともに、児童生徒の家庭訪問等の対応を連携して行っています。 ● 複雑化・複合化した問題には、関係機関と連携し重層的な支援につなげています。	学校教育課
課外活動への 支援 ボランティア 推進事業	● 児童生徒会や特別活動、総合的な学習の時間において、ボランティア活動等を行い、社会貢献や社会生活について学ぶ機会を設定しています。 ● 関係機関と連携し、発達の段階に応じた福祉に関する学習を実施しています。	学校教育課
学校運営協議会の充実	● 学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域住民・保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいます。 ● 各学校において、学校運営協議会を通し学校と地域の連携を図っています。 ● 学校運営協議会全体研修会を実施し、グループ協議を行うことで、各学校での協議会の内容充実に繋がっています。	学校教育課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
学校運営協議会の開催	各学校 3 回	各学校 2 ～ 3 回 合同研修会 1 回	各学校 4 回	B	学校教育課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策2 次代の親になるための環境の整備

施策	取組状況と課題	担当課
世代間交流体験活動事業の推進	● 竹はしらかし、しめ縄づくり、餅つき大会、門松づくり等、毎年恒例の行事の継承は、多くの自治会でされています。 ● 少子高齢化により、子ども会や育成会がない自治会もありますが、コロナ禍以降、青少年向けの事業が再開されたことにより、こどもの参加は増加傾向にあります。日程の設定が課題となっています。	市民協働課
将来親になるための体験活動の推進	● 世代間交流体験活動事業（竹はしらかし、しめ縄づくり等）を推進し、自治会での伝統行事の継承に加え、美化活動や農作業体験等を感染症対策を行いながら実施しています。	市民協働課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
子どもと高齢者のふれあい交流活動	9 小中学校	5 小中学校	9 小中学校	C	学校教育課
高齢者クラブ世代間交流事業	49 クラブ	35 クラブ	55 クラブ	C	福祉課
（再掲）世代間交流体験活動事業	129 回	158 回	130 回	A	市民協働課
歴史・文化講演会	3 回	2 回	3 回	C	社会教育課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策3 豊かなつながりの中での家庭教育及び地域の教育力の向上への支援

施策	取組状況と課題	担当課
家庭教育の推進	● 家庭教育講演会や親育て講座を開催し、親子での学びや子育てについての学習の機会を提供しています。 ● 各小中学校、幼稚園・保育所等に設置されている家庭教育学級の学級数は減少していますが、延べ出席人数は増加しています。今後も学級生の減少は予想されますが、活動の継続を維持していくことが重要です。 ● 令和5年度はレクリエーション体験や、小物づくり、バルーンアート、読み聞かせ等のワークショップを開催し、大勢の親子が参加しています。	社会教育課
学校と地域との連携	● 学校を核とした地域づくりを目指して、各小中学校で地域学校協働活動事業を実施しています。 ● 令和5年度は活動件数が増加、特に学習支援が大幅に増加しており、地域のボランティアと学校の協働を支援しています。 ● 引き続き、学校と地域の連携を進めるため活動と周知を行っていきます。	社会教育課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
子どもの発達段階に応じたしつけ等に関する多様な学習	12学級	10学級	15学級	C	社会教育課
家庭教育学級講座	6講座	3講座	6講座	C	社会教育課
図書館入館者	32,821人	23,645人	35,000人	C	社会教育課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策	取組状況と課題	担当課
★情報モラル教育の推進 ★メディア依存の脱却	● 宮崎県教育委員会が作成した「★GIGAワークブックみやざき」について周知し、各学校の学級活動や学級の時間等において、情報モラルに関する指導を行っています。 ● 家庭教育学級において、スマートフォンやSNSの適切な利用方法に関する講演等を実施しています。 ● 児童生徒がSNS等を利用する際に、犯罪等に巻き込まれないように、情報モラルに関する学習を推進するとともに、家庭への啓発と未然防止の取組をPTAと連携して進めていく必要があります。	学校教育課 こども課
	● 有害図書等排除のため、関係機関とともに実施していた書店等への立入調査については、令和4年度に県の方針変更があり、えびの市は対象外となったため、実施していません。	社会教育課
★メディアリテラシー講座	● メディアからの情報をそのまま受け取るのではなく、正しく読み取るスキル、自分で考え確認する力をつけることを目的に、平成20年度から市内全中学校1年生を対象にメディアリテラシー講座を実施しています。（令和5年度の参加者数：136人） ● 令和6年度は、講座内容を「ジェンダー平等の学び講座」とし多様な価値観、個性と男女共同参画の視点の気づきの学習を行いました。メディアリテラシー講座の継続実施の声も多くいただいています。	総務課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
保育所等への啓発	0回	0回	1回	C	こども課
啓発活動の実施	2回	1回	3回	C	社会教育課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

(3) 基本目標3 子育てに適した安心安全な生活環境の整備

主要施策1 子育てを支援する生活環境の整備

施策	取組状況と課題	担当課
安全な道路交通環境の整備	● 通学路合同点検により確認された危険箇所について、関係機関の所管に応じた対策又は検討を実施しています。 ● 市内の通学路における危険箇所を、宮崎県小林土木事務所、えびの警察署、市内小・中学校教職員とともに、現地で合同点検を行っています。 ● 点検した内容については、関係機関と連携しながら対策を進めています。	こども課 学校教育課 建設課 基地・ 防災対策課
安心して外出できる環境整備	● 児童公園の定期的な安全点検については、毎月1回の自主点検及び、年1回の専門業者による遊具点検を実施しています。	こども課
	● 八幡丘公園は、定期的な除草作業等を行い、桜等の植栽を通して、季節を楽しめる公園として維持管理を行っています。 ● 句碑公園は、除草や枝の伐採等を行い、公園環境の維持に努めています。	観光商工課
	● 八幡丘公園は、令和4年度より公園の再整備に着手しており、霧島連山を望む展望台整備、園路整備、駐車場整備、遊具更新を実施しています。 ● 八幡丘公園の再整備を通じて、枯れ木等の整備も行い、開放的で安心して遊べる環境整備を進めていきます。	観光商工課
	● 八幡丘公園は、平成21年に多目的トイレを整備し、安心して利用できるように、施設の適切な維持管理に努めています。 ● 八幡丘公園へ送水する水道設備については、設置後10年以上経過し、更新時期となっていましたので、令和6年度に更新を行いました。	観光商工課

施策	取組状況と課題	担当課
交通安全対策の充実	● 4月に春の地域安全・交通安全運動決起集会を実施し、新一年生へ交通安全の呼びかけを行っています。 ● 交通安全運動期間中は登校時間に街頭指導を実施し、青パトでの広報活動を行っています。 ● 街頭キャンペーン時に交通安全のチラシ等を配り、安全運転の呼びかけを行っています。 ● 自転車利用時のルールについて、街頭指導や広報に掲載する等の方法で啓発を行っています。	基地・防災対策課
犯罪等に関する情報提供	● 市内教育・保育施設と、日頃から情報を共有しており、声かけ事案等発生時には、速やかに情報提供を行える体制を構築しています。	こども課
	● 市内で発生した声かけ事案や不審者等の情報については、メール等を利用して、迅速に各学校への情報共有を行っています。 ● 全国や県内で発生した事案についても、県教育庁関係課からの通知文書を確認し、市内各学校へ周知するとともに、対応を確認しています。	学校教育課
学校施設の安全対策の推進	● えびの市過疎地域持続的発展計画等に基づいて、トイレの洋式化やLED化等施設の大規模改修を行っています。 ● 施設の老朽化に伴う急な修繕が多発していますが、その都度丁寧に対応しています。 ● 様々な災害を想定して避難訓練を行い、教職員及び児童生徒の危機管理意識を高めています。	学校教育課
住宅確保に関する情報提供	● 市営住宅及び定住促進住宅の空き家情報を市公式ホームページに掲載し、市役所本庁と出張所に月初めに掲示しています。 ● 取組の結果、市内在住の子育て世帯からの問い合わせがあり、交通の便や子育て環境に配慮した住宅案内を行って、入居に至っています。 ● 引き続き、市公式ホームページ等利用しながら空き家情報を発信していきます。	財産管理課

施策	取組状況と課題	担当課
子育て期の入居者に対する優遇措置	● 定住促進住宅においては、子育て世帯に対する家賃減額を実施しています。 ● 取組の結果、市外在住の子育て世帯からの問い合わせがあり、入居に至っています。 ● 今後も子育て世帯の家賃減額を実施するとともに、子育て世帯の優先入居を行っていきます。	財産管理課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
関係機関との通学路 合同点検の実施	1 回	1 回	1 回	A	学校教育課
公園施設整備の充実	市立公園 2 か所	市立公園 2 か所	市立公園 2 か所	A	観光商工課
	児童公園 2 か所	児童公園 2 か所	児童公園 2 か所	A	こども課
	6 か所	6 か所	6 か所	A	社会教育課
交通安全教育の実施	交通安全協会 55 回	交通安全協会 48 回	交通安全協会 55 回	C	基地・ 防災対策課
	10 回	14 回	14 回	A	学校教育課
防犯灯の L E D 化の 促進	年間 118 灯	年間 69 灯	年間 120 灯	C	基地・ 防災対策課
子育て期住宅優遇入 居	15 戸	3 戸	18 戸	C	財産管理課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策2 自然とのふれあいをとおした子どもの健全育成の促進

施策	取組状況と課題	担当課
森林づくり活動支援事業の促進	● 森林環境に関心のある企業と連携して植樹活動を実施していますが、こどもの参加がありませんでした。	農林整備課
みどりの少年団の育成	● 既に他の部活動に所属しているこどもが多く、新規団員加入の取組を行いました。加入申し込みがなかったため、団活動は出来ませんでした。	農林整備課
自然学習活動の推進	● 令和5年度は、けん玉教室4回、サップ&カヤック体験教室2回、宿泊体験学習1回、親子発掘体験教室1回、こどもマンガイラスト講座3回、レザークラフト講座2回、ボッチャ&オーバルボール2回を開催しました。	社会教育課
	● ★インリーダー研修会については、市子連の休会に伴い、社会教育課主体により、御池青少年自然の家で宿泊体験学習を実施しています。	社会教育課
河川の利用	● 湯田地区河川公園、(仮称)京町地区河川公園では、カヌー体験やキャンプをはじめ、こどもたちに川に親しんでもらうための様々なイベントを実施しています。 ● 引き続き、関係団体の協力をいただき、連携を図りながらこども達に川にふれあう機会を促進します。	建設課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
森林づくり植樹開催	1回	1回	1回	A	農林整備課
みどりの少年団員	32人	0人	30人	C	農林整備課
自然体験学習	5回	3回	5回	C	社会教育課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

(4) 基本目標4 母親と子どもの健康づくりの推進

主要施策1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健事業の推進

施策	取組状況と課題	担当課
妊婦の保健指導の充実 乳幼児の保健指導の充実 事後指導の充実	● 医療機関等と連携して、支援を必要とする妊産婦の情報共有に努めています。 ● 出産後も早期訪問し、必要な支援に結び付けることができるように、引き続き連携を図っていきます。	こども課
妊婦健康診査助成	● 妊婦健診を無料で受けられるように助成を行い、医療機関との情報共有に努めています。 ● 妊産婦支援助成金及び出産・子育て応援ギフトの支給により、経済的な負担軽減を図っています。	こども課
乳幼児の保健指導の充実 事後指導の充実	● 乳幼児健康診査・健康相談時に月齢に応じた発育・発達状況を確認し、保健指導を実施しています。 ● 必要に応じて、事後指導教室やことばの相談、療育へつなげています。	こども課
事後指導の充実	● 子育て世代包括支援センターを拠点に、助産師・保健師等の専門職が中心となり、支援が必要な妊産婦への訪問や指導を行うとともに、関係機関と連携して、寄り添った支援を行っています。	こども課
歯科保健対策の充実	● フッ素塗布事業を継続して行っています。 ● フッ化物洗口事業について、先進地視察を行っています。 ● 今後は教育・保育施設での実施に向け、歯科医師にも協力を仰ぎながら、フッ化物洗口事業の検討・協議を行っていきます。	こども課
不妊治療対策の推進	● 令和4年度から不妊治療の一部が保険適用となったことから、新たに市独自の不妊治療費助成を開始しています。 ● 県の補助事業を活用し、初回の不妊検査費助成も開始しています。	こども課
新生児聴覚検査助成事業	● 新生児の聴覚検査の一部を助成し、聴覚障がいの早期発見・早期治療に努めています。	こども課

施策	取組状況と課題	担当課
産婦健康診査 助成事業	- 産婦健康診査でうつ★スクリーニング検査を実施することによって、産後うつを早期に発見し、保健師や助産師の訪問や電話での相談により、育児不安や虐待リスクの予防を図っています。 - 精神科受診歴等がある妊産婦が増加傾向にあり、産前産後・子育て期までの定期的な支援の需要が高まっています。	こども課
産前産後サポ ート事業	- 妊娠中期・後期・産後に助産師が電話でのサポートを行っています。 - 支援が必要と判断した妊産婦について、個別訪問や電話相談を継続的に行う等のきめ細やかな支援を実施しています。	こども課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
妊婦健康電話相談（妊 娠中期・後期・産後）	延べ 249 人	延べ 299 人	延べ 250 人	A	こども課
3 か月児健康診査	94.4%	96.7%	97%	B	こども課
6 か月児健康相談	93.7%	86.9%	95%	C	こども課
1 歳児健康相談	89.7%	88.2%	95%	C	こども課
1 歳 6 か月児健康診査	96.5%	95.8%	97%	C	こども課
2 歳 6 か月児歯科健康 診査	89.3%	92.1%	95%	B	こども課
3 歳児健康診査	89.4%	100.0%	93%	A	こども課
母親学級	27 回	事業廃止	27 回	—	こども課
育児学級	34 回	26 回	24 回	A	こども課
妊産婦訪問	132 人	延べ 87 人	130 人	C	こども課
乳児訪問 （新生児・未熟児含む）	124 人	延べ 76 人	120 人	C	こども課
幼児訪問	3 人	延べ 5 人	5 人	A	こども課
その他の母子保健に関 する訪問	2 人	延べ 8 人	5 人	A	こども課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策2 子どもの健全な発育への支援

施策	取組状況と課題	担当課
相談・支援体制の充実	● 乳幼児健診等の際に相談を受け付け、助言等を行っています。 ● 必要に応じて保育所等との連携を図り、その後の支援につなげていきます。	こども課
	● 電話や窓口で相談等があった際は助言等を行い、必要に応じて関係機関の紹介等を行っています。 ● 教育・保育施設、学校等を定期的に訪問し、対象児の情報交換を行っています。	こども課
(再掲) 家庭相談員設置事業	● 子育て相談専用ダイヤルで相談を受け付け、継続して見守りが必要な家庭については定期的に家庭訪問や面談を実施しています。	こども課
障がいの早期発見	● 対象児の成長・発達に応じて、支援の必要性について保護者の気持ちを酌みつつ助言を行っています。 ● 引き続き、医療機関をはじめ関係機関と連携し、状況に応じて、受診等の必要性を伝えます。 ● 発達支援事業所の保育士による園訪問を適宜実施し、支援が必要な児への支援方法等について園等へ助言を行いました。今後も継続して専門機関や保育園等と連携を図る必要があります。	こども課
思春期保健対策の充実	● 主に保健の授業や道徳活動の中で、命の大切さについて考える機会を設ける等、心身の健やかな成長に資するように取り組んでいます。	学校教育課
★スクールカウンセラー等の活用	● 全ての小中学校に県のスクールカウンセラーが配置され、児童生徒や保護者に対するカウンセリングが実施されています。 ● えびの市独自配置の★スクールソーシャルワーカーは、各小中学校を巡回し、教職員と情報共有をしながら、児童生徒及び家庭への対応を積極的に行っています。 ● これらの事業の活用について継続して周知を図っていきます。	学校教育課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
ダイヤル子育て相談 専用電話	1 か所	1 か所	1 か所	A	こども課
のびのび広場の開催	12 回	12 回	12 回	A	こども課
性に関する健康教育	56 回	51 回	60 回	C	学校教育課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策3 食育の推進

施策	取組状況と課題	担当課
健康づくりのための食育の推進	● 乳幼児健康診査時に、栄養士より食についての情報提供を行っています。 ● 必要に応じて、個別相談や電話相談を実施しています。	こども課
社会教育における食育の推進	● 令和5年度の料理教室の開催：2回	社会教育課
農業における食育の推進	● 市内の小中学校の給食へのえびの産宮崎牛の提供や、えびの市産業文化祭において、地元農畜産物の販売、乳牛の模型を使った搾乳体験を行う等、こどもから大人まで幅広く、市内産の農畜産物の地産地消を推進するとともに、農畜産業に対する理解醸成活動を実施しています。 ● 学校給食において、えびの産ヒノヒカリを100%使用した米飯給食の継続や、市内の有機農業に取り組む団体の有機米を提供する等の地産地消を推進しています。	畜産農政課
保育園等における食育の推進	● 毎月の献立会時に食に関する情報を提供し、保育所等が毎月発行する給食だよりにより、その時季にあった食に関する情報を掲載し、食育の推進を行っています。 ● 自分たちの育てた、収穫した食物を給食で使用する事で、食べものに対する感謝の気持ちを育てています。 ● 野菜を多く取り入れたメニューを献立に取り入れ、こどもが苦手とする野菜に少しでも触れることができるように心がけています。	こども課
学校における食育の推進	● 給食の献立表（月1回）及び給食だより（年6回）を定期的に発行することにより、各家庭へ食に対する情報提供を行い、食の大切さをPRしています。 ● 栄養教諭が各学校で授業を行ったり、校内放送で食材の紹介等を行う等、児童生徒に食に関する指導を行っています。 ● 今後も各学校と連携して食育活動に取り組んでいきます。	学校教育課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
学校における地産地消の啓発活動	8 校 (23 回)	・ 学校給食への宮崎牛の提供 9 校 (6 回) ・ 学校給食への 100%「えびの産ヒノヒカリ」の提供 9 校 (12 カ月) ・ 学校給食への有機米の提供 9 校 (13 回) ・ 市内小中学校への農業学習・体験等実施 9 校 (2 回)	9 校 (30 回)	A	畜産農政課
保育所等への食育の啓発	保育園献立会 1 回/月	保育園献立会 1 回/月	保育園献立会 1 回/月	A	こども課
家庭教育学級	18 講座	62 講座	20 講座	A	社会教育課
食育講座	4 回	2 回	5 回	C	社会教育課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策4 子どもの医療の充実

施策	取組状況と課題	担当課
小児医療体制の整備	● 西諸医師会をはじめ関係機関との情報共有、連携に努めています。 ● 市内に小児の入院及び救急の施設がないため、これまでの医療圏内での情報共有や連携のほか、医療圏を越えた医療機関との連携も図っていく必要があります。	こども課
	● 乳児家庭訪問時に「こども救急ガイド」を配布し、適切な医療機関受診の助言を行っています。 ● 6か月児健康相談の際に第1子の家庭には、夜間・休日の受診について助言を行っています。	こども課
かかりつけ医の推進	● 乳児健診等で、かかりつけ医を持つことの大切さを伝え、推進を行っています。 ● 継続的に周知を行う必要があります。	こども課
子どもの医療費の助成	● 中学校卒業までのこどもを対象に、医療費助成事業を継続して行い、経済的負担軽減やこどもの健康福祉の向上につなげています。	こども課
未熟児養育医療費の給付	● 未熟児の入院中の養育医療費を給付し、退院後も訪問による継続的な保健指導を実施し、連絡表等で医療機関と情報共有を行っています。 ● 今後も継続的に関係機関との連携を図る必要があります。	こども課
育成医療費の給付	● 18歳未満の身体に障がいのある児童、又は現在の病気を放置すると将来障がいを残すと認められる児童のうち、障がいを軽くしたり回復させたりするための治療（手術）である育成医療の支給決定、窓口等による相談対応を行っています。 ● 今後も継続して育成医療制度の周知を図り、相談に寄り添った対応を心がけていきます。	福祉課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
子どもの医療費助成対象者	0歳から中学校卒業までのこども	0歳から中学校卒業までのこども	0歳から中学校卒業までのこども	A	こども課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

(5) 基本目標5 子育てと仕事の両立に向けた支援

主要施策1 仕事と子育ての両立

施策	取組状況と課題	担当課
男女共同参画の意識啓発	- 令和5年度に、男女共同参画セミナーを2回（参加者数60人）、職員研修1回（参加者数36人）、広報紙へ記事掲載（偶数月 年6回）を実施しています。 - ホームページへの掲載や街頭啓発、パネル展示やのぼり旗掲示、チラシの配布等により男女共同参画の意識啓発を行っています。 - 講座等への参加者が少ないことや固定化が課題です。 - 講座の内容や開催方法等の検討が必要です。	総務課
男女共同参画による子育ての促進	子育ては母親任せではなく、父親や家族にも積極的に関わっていく意識づけが重要ですが、啓発は十分に出来ていない状況です。	こども課
（再掲） ファミリーサポートセンター事業の推進	- えびの市社会福祉協議会にファミリーサポートセンターを設置し、サービスを提供しています。 - 社協だよりに掲載する等して周知を図るとともに、お助け会員の負担を軽減するため、人材確保にも努めています。	こども課
仕事と生活の調和のための支援策の推進	- 県では、平成18年度から「仕事と家庭の両立応援宣言」に取り組んでいましたが、「長時間労働の是正」や「多様で柔軟な働き方の実現」等を図る働き方改革関連法の施行に伴い、平成31年度から「仕事と生活の両立応援宣言」に名称変更し、家庭に限らず、「仕事以外の生活」と「仕事」とのバランスを図り、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す取組を進めています。 - ホームページ等による制度の周知と啓発に努め、令和5年度は2件の登録がありました。 - 市内企業を対象とした「企業実態調査」を実施することにより、各企業における育児休業制度の実施状況把握に努め制度の周知を図っています。	観光商工課
育児休業制度の推進		

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
男女共同参画に伴う 学習	11 回	7 回	11 回	C	総務課
企業との情報交換	2 回	2 回	2 回	A	観光商工課
ふるさと就職説明会	1 回	1 回	1 回	A	観光商工課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策2 子育て応援事業所の登録の推進

施策	取組状況と課題	担当課
仕事と生活の両立応援宣言事業	- 県では、平成 18 年度から「仕事と家庭の両立応援宣言」に取り組んできましたが、「長時間労働の是正」や「多様で柔軟な働き方の実現」等を図る働き方改革関連法の施行に伴い、平成 31 年度から「仕事と生活の両立応援宣言」に名称変更し家庭に限らず、「仕事以外の生活」と「仕事」とのバランスを図り、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す取組を進めています。 - ホームページ等による制度の周知と啓発に努め、令和 5 年度は 2 件の登録がありました。	観光商工課
子育て応援サービスの店事業	子育て応援サービスの店事業（県事業）について、パンフレットを窓口に置く等、事業の推進を図ります。	こども課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
仕事と生活の両立応援宣言事業所	17 団体	21 団体	20 団体	A	観光商工課
子育て応援サービス実施事業所	14 団体	15 団体	15 団体	A	こども課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

(6) 基本目標6 子どもと家庭の福祉の推進

主要施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策	取組状況と課題	担当課
生活安定とこどもの健全育成	ひとり親家庭への経済的支援としての児童扶養手当や医療費の助成を行っています。	こども課
相談体制の充実	- 母子・父子自立支援員を1名配置し、ひとり親家庭の様々な悩みについての相談対応を行っています。 - 必要に応じて、県等と連携しながら対応します。	こども課
母子寡婦父子福祉連絡協議会への支援	令和元年度より市への活動補助申請がなくなっています。	こども課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標値 令和6年度	達成 状況	担当課
母子・父子自立支援員 (市設置)	1人	1人	1人	A	こども課
母子寡婦父子福祉資金貸付制度の利用促進	0人	2人	1人	A	こども課

※A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策2 児童虐待防止対策の充実

施策	取組状況と課題	担当課
子育て中の親に対する意識啓発活動	● 家庭教育講演会や親育て講座を開催し、子育て中の保護者に親子の関わり方等の学習機会を提供しています。 ● 子育てについて悩む保護者に、子育てについてのヒントを得たり、人とのつながりを持てるような学習の場を提供していきます。	社会教育課
乳児家庭全戸訪問事業の推進	● 乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境を把握し、育児不安が強い等、支援が必要な人の早期発見・早期対応につなげています。	こども課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	● えびの市要保護児童対策地域協議会実務者会議を年3回開催し、地域の関係機関と情報連携を図っています。	こども課
	● 都城児童相談所と常に情報共有を図る等連携を密にし、助言を適宜受けながら初動対応を行い、一時保護等の対応を行っています。	こども課
	● 要支援児童のケース会議を適宜開催し、地域の関係機関や児童相談所と情報連携や連携強化を図っています。	こども課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
子育て講演会	2 講演	3 講演	2 講演	A	社会教育課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

主要施策3 障がい児施策の充実

施策	取組状況と課題	担当課
相談支援体制の充実	● 障がいや療育に関する相談窓口としては「にしもろ基幹相談支援センター」をはじめ、市内の相談支援事業所であるえびの市社会福祉協議会やこどもの健康診査等を行う保健師、また特別支援学校と連携し、現在の療育の対応等の情報共有を図っています。 ● えびの市社会福祉協議会で5月、8月、11月、2月に巡回相談を開催しています。 ● 今後も相談しやすい環境を整えていく必要があります。	福祉課
(再掲) 障がいの早期発見	● こどもの成長・発達に応じた支援の必要性について、関係機関と連携し、早期療育につながるように、必要に応じて受診等の説明を行っています。	こども課
障がい児の通所サービス事業の利用促進	● 未就学から就学後まで継続して、一人ひとりの特性や保護者の意向に応じた福祉サービスが受けられるように、保健師や相談員等、関係機関と連携して通所サービスの利用促進を図っています。 ● 児童発達支援サービスを利用している児童は年々増加しており、乳幼児期から健診等で携わっている保健師と連携し、早期発見・早期療育に努めています。	福祉課
障がい児の在宅サービス事業の利用促進	● 保護者（介護者）の負担軽減等を目的に、障がい児に対し短期入所の支給決定や日常生活用具及び補装具の支給を行い、障がいがあっても日常生活に支障がないように支援しています。 ● 移動支援事業について、対象者を拡充し、障がい児の通学及び通所のための一時的な利用（通常介護を行っている保護者が、疾病等により送迎が不可能な場合）を利用可能としています。 ● 移動支援事業については、利用しやすい環境を図りながら今後も周知を図る必要があります。	福祉課
障がい児の見守りネットワークの推進	● 中学校区ごとに地域福祉推進会議を2回開催し、自治会長、民生委員、地域福祉推進員において災害時等における避難行動要支援者の情報共有を図ることができています。 ● しかし障がいを持つ人の情報共有は完全ではなく、障がい児に限らず、障がいを持つ人の地域での孤立を防ぐため、引き続き情報共有が必要です。	福祉課

施策	取組状況と課題	担当課
障害福祉サービス事業の周知	● 特別支援学校からの積極的な介入対応により、18歳到達時に障害児通所サービスから障害福祉サービスへの移行がスムーズに行えるように、就労継続支援、グループホームのお試し利用等、事業所の見学を行っています。 ● 引き続き、学校や事業所と連携を図っていきます。	福祉課
(再掲) 障がい児保育事業	● 市内の保育所等で障がいのある未就学児童を受け入れる場合に、児童をサポートする役割を持つ加配保育士等を配置する場合は、障害児保育委託料を市独自に給付し、障がい児保育の充実に務めています。	こども課
(再掲) 放課後児童クラブ	● 障がい児の受入を推進するため、放課後児童クラブ事業委託料において障がい児受入時の加算を行っています。	こども課
(再掲) 育成医療費の給付	● 将来障がいを残すと認められる病気や障がいを有する児童に対し、音声・言語・そしゃく機能障害や身体的障害等の育成医療の支給決定を行っています。 ● 今後も、積極的に育成医療制度の利用を呼びかけて、家族の負担軽減を図る必要があります。	福祉課

【具体的目標の達成状況】

施策	策定時 平成 30 年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 6 年度	達成 状況	担当課
のびのび広場の開催	12 回	12 回	12 回	A	こども課
障害児通所サービス利用者	55 人	109 人	80 人	A	福祉課

※ A→目標値に達している B→目標値に達していないが改善している C→目標値に達していない

6 第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画の評価

第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画（対象年度 令和3年度から令和6年度まで）に基づく事業の取組状況と課題を以下にお示しします。

1. 基本方針1 支援ネットワーク体制強化

施策	取組状況と課題	担当課
支援体制の点検・助言等を行う協議会の実施	● えびの市子どもの未来応援協議会を設置し、定期的に会議を行い、事業の進捗状況や情報提供、今後の計画等の協議を行い、関係機関との連携を強化しました。 ● 関係機関との情報共有・連携を図るため、引き続き取組を推進します。	こども課
市民参加・協働による市民ネットワークづくり	● まちづくり協議会では、青少年育成を行う専門部会を設置し、学校と連携した取組や登下校時の見守り活動等、地域の特色を活かした事業を実施しました。 ● 自治会では、世代間交流体験活動等、地域でこどもたちを育む活動に取り組みました。 ● 乳幼児期・学童期・青年期に関係する主要な取組を含んでいるため、次期計画においても取組項目として推進していきます。	市民協働課 こども課
コーディネーターの配置と育成	● コーディネーター1名を配置し、協議会運営や制服のリユース事業、出前講座の実施、各種団体の支援等を行い、こどもの貧困対策に向けた事業を連携して実施しました。 ● コロナ禍以降、出前講座等の実施がなく、周知が課題となっています。 ● 引き続きコーディネーターを配置し、各関係機関の連携を図ります。	こども課
こどもの貧困に関する周知・啓発	● 各関係機関での講座実施だけでなく、対象者が必要な支援につながるように、ホームページ、広報紙等での周知をはじめ、学校等への文書配布、対象者への郵送の際のチラシ同封等を行い、支援の周知を図りました。 ● コロナ禍以降、出前講座等開催の依頼がなく、事業の情報の効率的な発信が必要です。	こども課

2. 基本方針2 健康・生活への支援

保護者の健康・生活への支援

施策	取組状況と課題	担当課
相談支援体制の充実	● 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の情報共有を図っています。また、教育・保育施設や学校へ定期訪問し、状況把握および支援・対応に努めました。 ● 乳幼児期・学童期・青年期に関係する主要な取組を含んでいるため、次期計画においても取組項目として推進していきます。	こども課
家庭の教育力の向上	● 子育て中の保護者が家庭教育の重要性を再確認すると共に、個人が抱える悩みを共有し解決できるようつながりを作る場を提供するため、家庭教育学級の運営に対する支援や親育て講座、家庭教育講演会等を実施しました。	社会教育課
ひとり親家庭の生活支援と自立促進	● 児童扶養手当の支給や母子父子家庭医療費助成、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の支給等を継続し、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ることができました。 ● 高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金については事業利用がなく、制度の周知が課題となっています。	こども課

こどもの健康・生活への支援

施策	取組状況と課題	担当課
妊娠期から子どもの健康を支える取組の推進	● 安心してこどもを産み育てることができる環境を整えるために「子育て世代包括支援センター」を設置し、育児に関する様々な悩み等に対し、保健師・助産師が専門的な見地から伴走型相談支援の充実を図ることができました。 ● 国のこども未来戦略「加速化プラン」の基本理念に「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが位置づけられており、「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援に取り組みます。	こども課
こどもの食事や栄養の確保、食育の推進	● こどもの食事について、乳幼児健康診査時の栄養指導の中で、対象時期にあった食事について個別で説明を実施し、発達段階に応じた望ましい食習慣の確立の支援を行いました。	こども課
こども宅食事業の推進	● 経済的理由や家庭状況の見守りを目的として、社会福祉協議会が運営主体となり、市内企業や市内にお住まいの方等から食材の提供に協力をいただきながら、毎月1回必要な家庭への宅食を継続して行うことができました。 ● 食料支援を必要とする家庭があることから継続して支援を行っていきます。	こども課
学生服リユース事業の推進	● 毎年、市内各中学校へのチラシ配布や市広報紙へ掲載し、提供及び収集の呼び掛けを行い、毎年多くの提供と利活用をいただきました。 ● 学童期に関係する主要な取組を含んでいるため、次期計画においても取組項目として推進していきます。	こども課

3. 基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援

乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策	取組状況と課題	担当課
就学前の教育・保育の提供	● 本市で実施している様々な子ども・子育て支援事業を推進して、質の高い就学前の教育・保育の提供を図っています。 ● 保育士・幼稚園教諭就職支度金支給事業、幼児教育・保育人材確保推進事業を通して、就学前の教育・保育の量的な充実も図っています。 ● 乳幼児期・学童期・青年期に関係する主要な取組を含んでいるため、次期計画においても取組項目として推進していきます。	こども課
乳幼児期の子育て家庭への支援	● 子ども医療費助成事業や特定子ども・子育て支援施設の無償化等を通して、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図っています。 ● 国のこども未来戦略「加速化プラン」の基本理念に「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが位置づけられており、保護者の支援に直結する事業として、今後もさらに重点的に取組を推進していきます。	こども課

学校教育における学び、成長の支援

施策	取組状況と課題	担当課
学校教育の充実	● 市教育委員会が定める「えびの市教育施策」に沿って、学力向上やその他の施策を実施しています。 ● 学童期・青年期に関係する主要な取組を含んでいるため、次期計画においても取組項目として推進していきます。	学校教育課
学校を★プラットフォームにした環境整備	● こども課家庭相談員、学校教育課、★スクールカウンセラー（SC）、★スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、支援が必要な家庭への生活支援や福祉制度活用等につなげています。	学校教育課
学びを支える就学支援の推進	● 就学することが経済的に困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費交付事業による学習に必要な費用の援助を行っています。	学校教育課

子どもの居場所づくりの推進

施策	取組状況と課題	担当課
地域活動の推進	● 自治会単位での子ども会育成事業や世代間交流体験活動を実施しています。 ● 学童期・青年期に関係する主要な取組を含んでいるため、次期計画においても取組項目として推進していきます。	社会教育課 市民協働課
地域による学習支援の推進	● 各地域のこども食堂実施団体に学習支援実施に向けて検討をお願いしていますが、引き受け可能な団体が見つからない状況で、実施には至っていません。	こども課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは地域の宝であり、未来を築いていく存在です。こども・若者や子育てを支えることは未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

こども・若者を取り巻く状況が大きく変化する中、全てのこども・若者が、心身ともに健やかに成長でき、個性や多様性が尊重され、様々な困難な状況に陥った場合でも周囲の大人や社会に助けられ、夢や希望を持ち続けられる社会づくりが必要です。

このため、本市においては、大切な存在であるこども・若者の最善の利益が実現される社会を目指して、次の「基本理念」及び「基本的視点」、「基本目標」を掲げることとします。

えびの市の基本理念

次代を担うすべてのこども・若者一人ひとりを大切に育て、
意見を尊重し、夢を応援するまち
～ えがおを創る こども・若者まんなか えびの ～

2 基本的視点

(1)視点1:こども・若者の視点に立った施策の展開

こども・若者の意見を幅広く受け止め、その声を反映した施策を展開することにより、質の高いより実効性のあるこども施策を実践することで、課題解決に取り組んでいきます。

(2)視点2:★ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠前から乳幼児期、子育て期、学童期から青年期と、各ライフステージにおいて教育・保育、保健、医療、福祉等、切れ目なく支援することで、こども・若者が自分らしく社会生活を送れるように社会全体で支えていきます。

(3)視点3:困難な環境にあるこども・若者の支援

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他様々な事情により困難な状況にあるこども・若者が、安全で安心して過ごし幸せな状態で成長することができるように、その特性やニーズに応じたきめ細かい支援を行っていきます。

(4)視点4:若者にとって魅力あるえびのづくり

若い世代がえびの市で働くことや暮らしていくことに喜びを感じ、仕事におけるキャリアと★ライフイベントが充実することで、希望のライフプランを描くことができるように、魅力ある地域づくりを推進していきます。

(5)視点 5:地域で支え合う社会

子育て当事者だけでなく、本市の地域全体でこども・若者への支援の理解を深め、見守り、支え合える社会を目指します。

3 基本目標

(1)こども・若者の夢をサポートするまち

こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにするとともに、すべてのこども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるように、★ライフステージを通して切れ目なく支援します。

(2)生まれる前から成長するまで、こども・若者の成長を支えるまち

「子育て」は、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続きます。こどもの幸せな将来の実現に向け、こどもの権利を尊重し、ライフステージに応じたこどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

(3)こども・子育て家庭にやさしいまち

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるような支援を充実させます。

また、こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援していきます。

4 施策の体系

【基本理念】

次代を担うすべての子ども・若者一人ひとりを大切に育て、
意見を尊重し、夢を応援するまち
えがおを創る ことども・若者まんなか えびの

【基本的視点】

基本的視点 1

ことども・若者の視点に
立った施策の展開

基本的視点 2

ライフステージに応じ
た切れ目のない支援

基本的視点 3

困難な環境にある
ことども・若者の支援

基本的視点 4

若者にとって
魅力あるえびのづくり

基本的視点 5

地域で支え合う社会

【基本目標】

基本目標 1

ことども・若者の夢をサポートするまち

基本目標 2

生まれる前から成長するまで、
ことども・若者の成長を支えるまち

基本目標 3

ことども・子育て家庭に
やさしいまち
(子育て当事者への施策)

【基本施策】

(1) ことども・若者の権利の推進

① ことども・若者の権利擁護と社会参画の推進

(2) ことどもまんなかまちづくりの推進

① 遊びや体験活動の推進
② ことどもまんなかまちづくり
③ ことども・若者が活躍できる機会づくり
④ ことども・若者の健やかな育ちの実現

(3) 困難な環境にあることども・若者への支援

① ことどもの貧困対策
② 障がい児・医療的ケア児への支援
③ 児童虐待防止対策の更なる強化
④ 社会的養護を必要とすることども・若者への支援
⑤ 悩みや不安を抱えることども・若者への支援
⑥ ことども・若者の自殺対策
⑦ 犯罪・事故等からことども・若者を守る取組

(1) ことどもの誕生から幼児期までの支援の推進

① 妊娠から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
② 質の高い幼児教育・保育の提供

(2) 学童期・思春期の支援の推進

① ことどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い社会教育の推進
② ことどもの居場所づくり
③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
④ いじめ防止対策や不登校のことどもの支援

(3) 青年期の支援の推進

① 若者への高等教育の修学支援と就職支援
② 結婚と移住・定住の支援

(1) 子育て支援の充実

① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
② 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の充実
③ ひとり親家庭への支援

(2) 共働き・共育ての支援

(3) 少子化対策の推進

第4章 施策の展開

1 こども・若者の夢をサポートするまち

(1)こども・若者の権利の推進

①こども・若者の権利擁護と社会参画の推進

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、多様な人格を持った個として尊重されるべき存在です。このため、その権利や利益が積極的に擁護されるように、市民への人権教育に取り組みます。加えて、こども・若者の意見を聴き、こどもたちの視点に立った施策を展開していきます。

取組方針

- こども・若者の人権を尊重する心が養われるように、こどもの権利や人権の普及啓発を行うほか相談対応を行います。
- こども・若者の意見を施策に反映させるための取組を推進します。
- こども・若者の意見聴取の意義を広く周知するほか、意見について、どのように反映されたか*フィードバックします。

主な取組

取組	内容	担当課
特設人権相談所開設	人権擁護委員による特設人権相談所を開設しています。(毎月第1水曜日)	総務課
人権啓発活動	人権啓発活動に取り組みます。えびの市では「人権擁護委員の日(6月1日)」「人権啓発強調月間(8月) 懸垂幕掲示等」「人権週間(12月4日～12月10日) 街頭啓発活動」等を行っています。	総務課
こども・若者意見聴取	こども・若者・子育て世帯へ広く意見を聴取するための効果的な方法等を検討して実施します。 それまでの間、市内の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校及び中学校に在籍している児童生徒の保護者を対象に毎年実施している、「えびの市民意識調査」の結果を施策に生かしていきます。	こども課 企画課

(2)こどもまんなかまちづくりの推進

①遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、こどもたちの健やかな成長の原点であり、多くのこどもや大人、様々な自然や場所等身の周りのモノやコトとの出会いや関わりを通じて、自分の世界を拓き、成長していくことにつながります。このため、自然体験や社会体験、文化芸術体験、読書活動等「遊びと体験」の機会の充実に取り組みます。

取組方針

- 各関係機関等と連携して自然体験活動・社会体験活動の充実に努めます。
- 食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるため、家庭・地域等への啓発活動を行います。
- こどもの豊かな感性や創造性を育て、ふるさとの誇りや愛着を育むための取組等により、こどもの文化に触れる機会や創作・発表機会の充実に努めます。
- こどもが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるための取組を行うとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動を推進します。

主な取組

取組	内容	担当課
地域・学校による体験活動	小中高一貫教育や「えびの学」を推進するとともに、地域学校協働活動、学校支援活動ボランティア等の各種関係団体と連携し、異年齢のこどもと大人と一緒に体験する活動等、地域人材の活用を図り、地域活動への支援を推進します。	社会教育課 学校教育課
青少年体験講座	農家民泊体験やカヌー体験、発掘体験、マンガイラスト講座や各種ものづくりの教室等、多種多様な体験講座を企画実施します。様々な体験を通してこどもたちの健やかな成長を推進します。	社会教育課

取組	内容	担当課
健康づくりのための食育の推進	基本的な食習慣の確立は、乳幼児期から重要になるため、食についての情報提供を行い、食への関心や意識を高め、乳幼児期から発達段階に応じた望ましい食習慣を身につけられるように支援します。	こども課
保育所等における食育の推進	乳幼児期からの食に対する意識づくりを強化するため、教育・保育施設の児童が、食物の苗植えから収穫までを体験することにより、食の大切さを実感してもらい、食に対する感謝の気持ちを育みます。 食に対する安全・安心への取組を推進するため、保健だより、給食献立表の紙面を利用して食に関する情報提供を行い、食の大切さをPRしていきます。	こども課
社会教育における食育の推進	家庭教育学級や子育て講座・イベント等の各種講座で食育の推進を図ります。	社会教育課
農業における食育の推進	農畜産物の安全・安心を確保するとともに、農業とのふれあいや地産地消を推進し、こどもや大人に対しても農業への理解と関心を高め、地元農畜産物の消費拡大に繋がります。	畜産農政課
学校における食育の推進	児童生徒及び保護者に正しい食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるように、献立表や給食だよりを活用して、食育活動の推進を図ります。	学校教育課
文化、歴史、スポーツの教育環境の整備	地域に残る文化・歴史・民俗について、地域単位を主体として学習体験に取り組むことにより、ふるさとに対する愛着と誇りを育みます。 総合型地域スポーツクラブにより、積極的に世代間交流等を行い、地域で健全育成に取り組めます。	社会教育課
世代間交流体験活動の推進	地域の伝統行事（竹はしらかし、しめ縄作り、七夕飾り等）等で世代間の交流体験活動の場を設けることにより、ふるさとに誇りと愛着をもてるこどもの育成に努めます。	市民協働課

取組	内容	担当課
子ども読書活動の推進	子ども読書活動推進計画の進捗を管理し、本市におけるこどもの読書活動の総合的かつ効果的な推進を図るための企画等を行います。	社会教育課
学校・地域を★プラットフォームにした環境整備	地域学校協働活動を通じて様々な体験や交流の場を提供します。 これまでの行事内容の見直しや魅力ある新たな事業への取組や周知方法の工夫を検討し、幅広い層の参加を促進します。	社会教育課 学校教育課

②こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て世帯の方が安心・快適に日常生活を送ることができるように、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。このため、こどもや保護者が安心して利用できる公園の整備や、公共施設のバリアフリー化、授乳室・おむつ替えスペースの普及等、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

取組方針

- こども・子育て施設の充実に努めます。
- こどもや子育て当事者の目線に立ち、子育てにやさしいまちづくりを推進します。
- こどもや子育て当事者の視点に立ち、安心して外出できる環境づくりを推進します。
- 公共施設等のバリアフリー化に努めます。

主な取組

取組	内容	担当課
安全な道路交通環境の整備	道路交通環境整備のため、毎年実施している関係機関との通学路合同点検及び未就学児が日常的に集団で移動する経路（散歩コース）の安全点検の結果を基に整備を行い、安心・安全な歩行空間の確保を図ります。	こども課 学校教育課 建設課 基地・防災対策課
安心して外出できる環境整備（多目的トイレ）	多目的トイレの整備を促進します。	観光商工課
安心して外出できる環境整備（児童公園の安全点検）	児童公園の定期的な安全点検を行い、安全の確保を図ります。	こども課
安心して外出できる環境整備	公園について、遊具を整備するとともに、季節ごとに楽しめる環境の整備を行います。 また、足湯の駅えびの高原の屋内遊具施設を多くのこどもたちが利用できるように努めます。	観光商工課
森林づくり活動の促進	市民が主体となった森林整備・保全活動によって、水源かん養や土砂災害の防止機能が維持、増進されるとともに、次世代に対して豊かな郷土の森林を引き継いでいきます。	農林整備課
河川の利用	河川とのふれあいを目的に、こどもの環境学習、自然体験及び市民の交流の場として「えびのかわまちづくり」の活用を図ります。	建設課

③こども・若者が活躍できる機会づくり

★グローバル化の進行等社会が変化していく中で、それに対応した教育の推進等、未来の社会をけん引することもたちの育成が重要です。このため、異文化や多様な価値観等の理解、社会とのつながりを意識した学びやチャレンジ精神を育成する教育等、様々な取組を推進し、将来えびの市で活躍できる人材を育成します。

取組方針

- 世界で活躍できるグローバル人材の育成や国際交流等を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、市内の中学生を対象としたジェンダー平等の学び講座や★メディアリテラシー講座を開催し、多様な価値観や個性の容認、男女共同参画の視点への気づき等、学習の場の提供に取り組めます。

主な取組

取組	内容	担当課
異文化交流の推進	国際交流センターを拠点に、国際感覚の育成につながる各種交流事業を推進し、こども・若者が異文化に触れることができる機会の提供に努めます。	市民協働課
男女共同参画の理解の促進	男女共同参画の理解の促進を進めるため、学習の提供、広報・啓発活動を実施し、また、第4次えびの市男女共同参画基本計画を総合的かつ計画的に推進するために体制の充実を図ります。	総務課
ジェンダー平等の学び講座・メディアリテラシー講座の開催	性別にかかわらず一人ひとりが違って多様な存在であることに気づき、自分も他者も大切にすることを学ぶ講座を市内の中学生を対象に実施します。 また、平成20年度から実施してきたメディアリテラシー講座についても学校の要望等に応じて継続実施を調整します。	総務課

④こども・若者の健やかな育ちの実現

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症等を防ぐためにも、妊娠・出産等健康管理に関する様々な取組が必要です。このため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を促す、★プレコンセプションケアの取組を推進するとともに、性に関する健康支援に取り組みます。あわせて、慢性疾病等を抱えるこどもたちの支援にも取り組みます。

取組方針

- 男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うように促すプレコンセプションケアを推進するため、健康教育や普及啓発に取り組みます。
- 予期せぬ妊娠や死産・流産等を含めた性と健康に関する悩みについて、相談支援を実施します。
- 不妊症や不育症、出生前検査等、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者に対して切れ目のない支援を行っていくとともに、自立を支援するための取組を行います。

主な取組

取組	内容	担当課
相談体制の充実	妊娠や出産に関する様々な悩みに応じて、必要な関係機関等につなげます。 また、病気を抱えるこどもについて、医療機関等と情報の共有を図り、関係機関と連携して必要な支援につなげます。	こども課
不妊治療対策の推進	高度な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療に要する費用の一部助成、また、県の事業に上乗せしての生殖補助医療及び不育症治療に要する費用の一部助成を行います。	こども課

(3)困難な環境にあるこども・若者への支援

①こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や学習の機会・意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利や利益を脅かすとともに、社会的孤立や次代への貧困の連鎖にもつながりかねない深刻な問題です。こどもの貧困を解消し、連鎖を断ち切るため、その背景にある様々な社会的要因を踏まえながら、切れ目のない支援を推進します。

取組方針

- 行政や関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の地域を構成するすべての人々が連携・協力し、見守りを通して把握したこどもの状況を共有し支えるネットワークを構築することが必要です。その実現のため、市民一人ひとりがこどもの貧困問題に対する理解を深めそれぞれの立場からできる取組を行う機運を醸成することや、行政や関係機関による支援の拡充に加え地域や企業、NPO等との協力関係の構築を図ります。
- すべてのこどもたちが健やかに成長できるように親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援を行います。こどもが育つ場である家庭の教育力の安定と向上のための取組を推進します。また、経済的な支援だけではなく現物支給を含めた様々な支援を組み合わせることで、支援が届いていない、又は届きにくいこどもや家庭へのきめ細やかなサービスの提供により、安心してこどもが学び成長できる家庭環境の確保に努めます。
- 親の経済的状況や家庭環境にかかわらず、すべてのこどもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、学習できる機会の確保や地域活動・世代間交流による「学びの意欲向上」を図ります。また、学校を★プラットフォームとして、不登校や虐待等、こどもやその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親世帯や多子世帯等こどもたちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるように教育環境の整備を図ります。

取組	内容	担当課
支援体制の点検・助言等を行う協議会の実施（えびの市子どもの未来応援協議会）	行政、教育委員会、教育機関、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の更なる連携強化に努め、引き続き定期的な協議会による会議を行い、事業の進捗状況や情報提供、今後の計画等の協議を行っていきます。	こども課
市民参加・協働による市民ネットワークづくり	こどもの貧困に対し、市民の役割として関心と当事者意識を持って地域の活動に積極的に参加し、こどもを見守ること等が求められています。 具体的な支援を実施する機関として構築された市民参加・協働によるネットワークにおいて、様々な支援ニーズに対する人的支援、物的支援を行います。 市民、地域、関係機関、関係団体、行政等がそれぞれの強みを発揮し、解決に向けて協働による一体的な支援が行われるように体制を整備します。	こども課
支援員の配置	こどもがいる貧困世帯に適切な支援をするために、市民、地域、関係機関、関係団体、行政等をつなぐ「支援員」を配置しています。 こどもの貧困の実態把握や家庭状況の情報収集、情報提供に努め、必要な支援につなげます。	こども課
こどもの貧困に関する周知・啓発	こどもの貧困について、市民、地域、関係機関、関係団体、行政等に向けた講演会等の啓発活動や資料の作成・配布等の積極的な情報を発信します。 地域全体に広く理解と協力を求めることで様々な課題を抱える家庭のこどもと保護者を見守ります。 支える機運の醸成や支援に関わる人材の育成を通し、社会全体でこどもの未来を応援する社会の実現を目指します。	こども課

取組	内容	担当課
相談支援体制の充実	教育・保育施設や地域子育て支援センター、学校等の関係機関と連携を図りながら、家庭相談員やコーディネーター（支援員）が相談に応じ、相談に来られない家庭の親子に対しては、家庭訪問等を通じて、個々の家庭の抱える課題に対して、適切な支援へ繋げる相談支援体制や機能の充実を図ります。	こども課 学校教育課
重層的支援体制整備事業による包括的支援	こどもに関する課題の多くは家族の経済問題や親の病気等の課題を伴う等のケースが見られ、担当課や支援機関のみでは対応ができない複雑化・複合化した課題に対応する必要があります。 これらの課題に包括的な支援を行うため、令和7年度から新たに取り組む重層的支援体制整備事業において、関係課や支援機関で構成する多機関協働により相談支援を充実させ、必要に応じて伴走型の支援を行います。	福祉課 関係各課
こども宅食事業の推進	経済的支援に加え、直接的な現物給付の支援として食品や食材等を必要な方に届けるこども宅食事業の運営を推進し、支援が届いてない、又は届きにくいこども・家庭への経済的負担の軽減を図ります。 こどもたちに食を大切にする習慣や事業活動を市民・関係機関・関係団体等に周知し、幅広い層の事業への参加を促進します。 食品配達をきっかけに個々の家庭とつながり、相談しやすい関係を築くとともに、生活に役立つ情報の提供や必要な支援につなぐ体制がとれるように努めます。	こども課
生理の貧困への取組	経済的な理由や家庭環境等が原因で、生理用品の準備が難しい方への無償配布に取り組めます。また、学校等でも提供を受けやすい環境づくりに取り組めます。	総務課 学校教育課

取組	内容	担当課
学生服リユース事業の推進	各家庭から不要になった中学校や高校の学生服を収集し、必要としている家庭へ無料で提供するといった学生服リユース事業を実施しています。 今後も学校や企業への案内チラシの作成・配布や市のホームページや広報、新聞への掲載等の啓発活動を継続して行い、提供の時期や方法の検討とともに、必要としている家庭へ最大の支援が行き届くように取り組んでいきます。	こども課
地域による学習支援の推進	「地域による学習支援」事業を推進するに当たり、課題であるボランティアの確保や関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭や生活に困窮していると思われる世帯をはじめ、多様な家庭のこどもたちへ身近な地域での学びの場が提供できるように事業を推進します。	こども課
自立支援の充実	生活を立て直すために必要な支援を行い、助言や指導を行います。本市では庁舎内に「生活・仕事支援室」を設置し、相談員が2名で相談窓口対応をしています。 また、生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を支えます。	福祉課

②障がい児・医療的ケア児への支援

障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送るためには、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境や★ライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援していくことが必要です。このため、療育支援体制の整備やサービスの充実を図るとともに、学習機会の充実を図るための★インクルーシブ教育の実現に取り組みます。

取組方針

- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。
- 障がい児に対する療育支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実等、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備を推進します。
- 医療的ケア児等について関係機関と連携し支援を行います。
- 一人ひとりの特別な教育的ニーズに的確に応えること及び多様な学びの場の整備・充実を図りインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を行います。

主な取組

取組	内容	担当課
障害児保育事業	集団保育が可能な障がいのある未就学児童への障害児保育事業の充実に努めます。	こども課
事後指導の充実	必要に応じて障害児通所施設のスタッフ等と合同で、すべての教育・保育施設を訪問し、乳幼児健診後に再度指導していきます。継続支援等が必要な場合は、就学に向けて、訪問を重ね、適宜ケース会議等を開催し、関係機関との連携を強化します。	こども課
障がいの早期発見	乳幼児健康診査・健康相談において成長・発達の遅れ、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、一人ひとりの個性に応じた健やかな成長、発達を促すための支援の充実を図り、必要に応じ、療育施設の紹介等を行い、教育・保育施設等の連携を図ります。	こども課

取組	内容	担当課
相談支援体制の充実	障がいのある児童の家族の精神的負担の軽減や、療育に関する相談窓口として、指定障害児童相談支援事業所を含め、西諸圏域における基幹相談支援センターや関係機関との連携を図ります。	福祉課
学校教育の充実	障がいのあるこどもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるように、教育上の相互理解や専門性の向上、環境整備に努めます。	学校教育課
家庭相談員設置事業	育児等子育てに関する相談等については、家庭相談員が、電話や窓口で対応し、必要がある場合には家庭を訪問するとともに、教育・保育施設や学校、医療機関等との連携を強化し、情報を共有し、適切な対応を行います。	こども課
障害児通所サービス事業の利用促進	西諸圏域の児童発達支援事業所との連携を強化しながら、障がいに対する専門的な個別訓練等を行える施設で、一人ひとりの特性に応じた療育を受けられるように、通所サービス事業の利用促進を図ります。	福祉課
障害児在宅サービス事業の利用促進	★ノーマライゼーションの理念の下、障がい児の日常生活を支援するため、居宅介護サービス事業、補装具給付事業及び地域生活支援事業の利用促進を図ります。	福祉課
障害福祉サービス事業の周知	障がい児の自立を目指すため、18 歳到達時には就労移行支援等の障害福祉サービス事業の周知に努めます。	福祉課
重度心身障害者児医療費給付事業	重度の身体障がい者または知的障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担軽減を図ります。	福祉課

③児童虐待防止対策の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるもので、決して許されるものではありません。こどもたちを虐待から守るため、家庭支援や相談体制の整備、受入体制の強化等、市町村や関係機関との連携を更に強化し、児童虐待の未然防止や早期発見等取組を推進します。

取組方針

- こども家庭センターの設置及び家庭支援を推進します。
- こどもの意向等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるように、家庭に対する支援を行います。
- こどもの最善の利益を保証するために、一時保護等に関する連携強化に努めます。
- こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援等に努めます。
- 関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発に取り組みます。

主な取組

取組	内容	担当課
(再掲) 家庭相談員設置事業	育児等子育てに関する相談等については、家庭相談員が、電話や窓口で対応し、必要がある場合には家庭を訪問するとともに、教育・保育施設や学校、医療機関等との連携を強化し、情報を共有し、適切な対応を行います。	こども課
一時保護に関する連携強化	一時保護等が必要と判断した場合、児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求める等、県との連携強化を図ります。	こども課
乳児家庭全戸訪問事業の推進	乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境を把握し、育児不安が強い、また虐待リスクが高い等支援が必要な人の早期発見、早期対応を図ります。	こども課

取組	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う「えびの市要保護児童対策地域協議会」の取組の強化に努めます。 同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、保健所、主任児童委員、教育・保育施設、消防、児童養護施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等の民間団体等、幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。 要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童の早期発見や支援を図るため、関係機関等で情報を共有し、相互の連携強化を図っていきます。	こども課
児童虐待防止の啓発	こどもの生命が奪われる心中を含めた重大な虐待事件を防止するため、児童虐待問題に対する関心と理解を得られるように、児童虐待防止のための広報・啓発に取り組めます。	こども課
(再掲) 重層的支援体制整備事業による包括的支援	こどもに関する課題の多くは家族の経済問題や親の病気等の課題を伴う等のケースが見られ、担当課や支援機関のみでは対応ができない複雑化・複合化した課題に対応する必要があります。 これらの課題に包括的な支援を行うため、令和7年度から新たに取り組む重層的支援体制整備事業において、関係課や支援機関で構成する多機関協働により相談支援を充実させ、必要に応じて伴走型の支援を行います。	福祉課 関係各課

④社会的養護を必要とする子ども・若者への支援

保護者のいない、又は保護者と暮らすことが適当でない子どもたち等、社会的養護を必要とする子どもたちが適切に保護され、健やかに暮らせる社会の実現を目指していくことが必要です。このため、養育者との適切な愛着関係の形成や、里親制度の普及等により、子どもたちの社会的孤立を防ぎながら、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

取組方針

- 里親等委託を推進します。
- 社会的養護経験者等が社会で孤立することがないように、関係機関が連携して情報収集、共有を行うとともに、適切な支援を行います。
- 特定妊婦等に対する支援を強化します。

主な取組

取組	内容	担当課
里親制度等の周知	里親制度の普及のため、制度についての啓発に取り組みます。	こども課
(再掲) 家庭相談員設置事業	育児等子育てに関する相談等については、家庭相談員が、電話や窓口で対応し、必要がある場合には家庭を訪問するとともに、教育・保育施設や学校、医療機関等との連携を強化し、情報を共有し、適切な対応を行います。	こども課
伴走型相談支援の充実	妊娠期から子育て期にわたり、継続的な相談や支援を行い、保護者等の子育てに対する不安の軽減や安心して子どもを生み育てられる環境づくりを図るため、こども家庭センターの機能の充実を図ります。	こども課

⑤悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども、いわゆる★ヤングケアラーは、こどもの健やかな成長を妨げかねない比較的新しい課題です。また、ひきこもりは社会的孤立を招き、本人のみならず家族の日常生活にも支障を及ぼす等深刻な問題です。いずれも顕在化しづらい問題であるため、早期把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の整備等支援に取り組みます。

取組方針

- ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため、教育分野や関係機関等との連携体制を構築します。
- ひきこもりへの支援を充実させます。

主な取組

取組	内容	担当課
(再掲) 家庭相談員設置事業	育児等子育てに関する相談等については、家庭相談員が、電話や窓口で対応し、必要がある場合には家庭を訪問するとともに、教育・保育施設や学校、医療機関等との連携を強化し、情報を共有し、適切な対応を行います。	こども課
ひきこもり対策	ひきこもり者や閉じこもり者とその家族に対し、心身の健康に関する相談支援を実施します。 ひきこもり者や閉じこもり者が孤立することがないように、ひきこもりや閉じこもりについての正しい知識の普及啓発に努めます。	健康保険課 福祉課 こども課 学校教育課
重層的支援体制整備事業によるひきこもり支援 (参加支援)	ひきこもりの状態にあるこども・若者やその家族が社会とのつながりを築き、自己肯定感を取り戻すことができるように、社会福祉協議会を始めとする支援関係機関と連携しながら、就労支援とのマッチングや交流会の開催等、本人に寄り添い社会参加のための支援を行います。	福祉課 関係各課

⑥こども・若者の自殺対策

一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰もが自殺に追い込まれることのない取組を推進する必要があります。こども・若者が自ら命を絶つようなことのない社会を作っていくため、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。このため、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、ＳＯＳの出し方に関する教育の推進や、悩み、不安を身近に相談できるための体制づくりに努めます。

取組方針

- 自殺予防の普及啓発活動について、こども・若者への周知に取り組みます。
- 電話・ＳＮＳ等を活用した相談窓口の周知に取り組みます。
- こどもが誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶＳＯＳの出し方に関する教育や啓発を推進します。

主な取組

取組	内容	担当課
自殺予防に関する啓発	自殺予防や★メンタルヘルスの大切さについての啓発を行うとともに、相談窓口等の周知に取り組みます。	健康保険課 こども課
相談窓口の周知・連携	身近な相談窓口の発信・周知を図るとともに、相談に対して関係課及び関係機関、団体等と連携して対応を行います。	健康保険課 こども課
子育て中の家庭への心の健康づくり	妊娠や出産、子育て、家庭の問題等、様々な困難、課題に対して健康相談等により心の健康づくりを図ります。	こども課 健康保険課
こども・若者の心の健康に関する教育	小中学校において、いのちや心の健康に関する授業を通して、ストレスへの対処法やＳＯＳの出し方に関する教育を実施します。	学校教育課 こども課 健康保険課 社会教育課
専門家による相談体制の充実	学校と★スクールカウンセラー、★スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、家庭相談員等関係機関が連携し、教育相談体制の充実やいじめ・不登校対策に努めます。	学校教育課 こども課

⑦犯罪・事故等から子ども・若者を守る取組

自らの安全を十分に確保できない幼少期、活動範囲が徐々に拡大していく就学期、社会の一員として自立し始める青年期等、子ども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心を確保していくためには、家庭、学校、社会が一体となったハード・ソフトの取組が必要です。このため、性犯罪・性暴力対策や学校における安全教育、交通安全活動、道路交通環境の整備等の取組を推進します。

取組方針

- 子どもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行えるように、★情報リテラシーの習得支援や子どもや保護者に対する啓発等に取り組めます。
- 性犯罪及び性被害防止のための情報発信等を行います。また、相談があった際は適切に対応し、関係機関等と連携します。
- 通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備に努めます。
- 防犯・交通安全・防災教育等学校等における安全教育を推進します。
- 学校等で防犯・交通安全・防災等の安全教育を推進します。
- 非行に走るおそれのある少年やその保護者に対して立ち直りに向けた相談支援等を行います。

主な取組

取組	内容	担当課
★情報モラル教育の推進 (インターネット対策)	スマートフォン、携帯電話等のインターネット環境が急速に進展しており、その弊害も見られるようになっていきます。 児童生徒による有害サイトへのアクセス問題や「ネットいじめ」、スマートフォン、携帯電話の取り扱いについては、「情報モラル」として、発達段階・学年に応じて正しい★メディアとのつきあい方の基となる考え方や態度を指導していきます。	学校教育課 子ども課
(再掲) ジェンダー平等の学び講座・★メディアリテラシー講座の開催	性別にかかわらず一人ひとりが違って多様な存在であることに気づき、自分も他者も大切にすることを学ぶ講座を市内の中学生を対象に実施します。 また、平成20年度から実施してきたメディアリテラシー講座についても学校の要望等に応じて継続実施を調整します。	総務課

取組	内容	担当課
こどもを犯罪から守る活動	関係機関との連携を強化し、民生委員・児童委員、ボランティア等による登下校時の見守り活動、声かけ事案等発生時の教育・保育施設、小中学校等への情報提供等、こどもだけでなく、保護者においても安心安全な環境づくりに努めます。	こども課 学校教育課
地域声かけ運動の推進	地域福祉推進会議等を活用し、民生委員・児童委員や地域福祉推進員等が中心となり地域での声かけ運動を推進します。	福祉課
交通安全対策の充実	警察署、交通安全協会と連携して、交通安全対策事業を推進します。また、市内主要箇所において、関係機関や市交通指導員により、街頭指導を実施します。さらに、広報を通して、交通安全意識の普及を図ります。	基地・防災対策課
非行等への対策の推進	非行・犯罪被害を未然に防ぐため、児童生徒および保護者への啓発・情報提供に努めます。	学校教育課
学校施設の安全対策の推進	地震等の災害に配慮した施設整備に努めます。 児童生徒が安心して学校生活が送れるように、危機管理を徹底するとともに、教職員の危機管理に関する研修の充実に努めます。	学校教育課
(再掲) 家庭相談員設置事業	育児等子育てに関する相談等については、家庭相談員が、電話や窓口で対応し、必要がある場合には家庭を訪問するとともに、教育・保育施設や学校、医療機関等との連携を強化し、情報を共有し、適切な対応を行います。	こども課
地域安全活動の推進	地域安全活動推進のために、えびの地区防犯協会や警察署と連携し、地域安全運動や街頭キャンペーンを通して防犯思想の普及を図るとともに、各交番・駐在所連絡協議会の青パト隊によるパトロールや、こどもの通学時の見守り等の活動を実施します。	基地・防災対策課

2 生まれる前から成長するまで、こども・若者の成長を支えるまち

(1) こどもの誕生から幼児期までの支援の推進

① 妊娠から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

こどもの健やかな育ちには乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が必要です。また、周産期医療体制等の連携を図るほか、不妊治療対策を強化する等、安心してこどもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

取組方針

- 妊娠、出産、育児に対する正しい知識の普及や関係機関と連携し、産前産後の支援の充実と体制強化に努めます。また、妊婦等に関しては身体的、精神的ケアや経済的支援を行います。
- 周産期医療について、西諸3市町及び県境を越えた医療圏との連携に努めます。また、小児医療体制について、西諸3市町、関係機関及び医療圏を越えた医療機関との連携を図ります。
- 疾病の早期発見・早期治療を目的として、★新生児マススクリーニング検査を実施するための検査・治療体制の充実に取り組みます。また、新生児聴覚検査について、早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組みます。
- 疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施に努めます。

主な取組

取組	内容	担当課
産前産後サポート事業	妊娠、出産、育児に対する正しい知識を普及し、妊娠に伴う疾病の早期発見や、育児不安の軽減が図られるように適切な支援につなげるとともに、こども家庭センターを中心に、保健師・助産師の専門職が中心となり、関係機関等と連携を取りながら、産前・産後の早い時期からのきめ細かな支援を行っていきます。	こども課
(再掲) 伴走型相談支援の充実	妊娠期から子育て期にわたり、継続的な相談や支援を行い、保護者等の子育てに対する不安の軽減や安心してこどもを生み育てられる環境づくりを図るため、こども家庭センターの機能の充実を図ります。	こども課

取組	内容	担当課
妊婦健康診査助成	妊婦健康診査の費用の全額助成を行い、母体の健康と胎児の健やかな成長及び安全な出産が迎えられるように経済的な不安を軽減します。	こども課
乳幼児の保健指導の充実	乳幼児健診時における月齢に応じた発育発達に関する保健指導を継続し、必要に応じて教育・保育施設、その他関係機関と連携を図り、就学前まで切れ目のない支援を行います。	こども課
歯科保健対策の充実	歯科健康診査を実施するとともに、むし歯にならない丈夫な歯をつくるために適切な知識の普及啓発を図ります。 フッ化物洗口事業の実施については、教育・保育施設から働きかけていきます。	こども課
新生児聴覚検査助成事業	新生児の聴覚検査の一部を助成し、聴覚障がい早期発見・早期治療に努めています。	こども課
産婦健康診査助成事業	産婦健康診査を実施し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、費用の一部助成を行います。	こども課
相談・支援体制の充実	乳幼児健康相談等の場で、個別問診等を実施し、その乳幼児と保護者に応じた助言等を行います。 保健センターでは、随時育児に関する相談を受け付け、教育・保育施設訪問等でも施設との連携を強化します。	こども課
かかりつけ医の推進	継続的な医療が可能な、かかりつけ医の確保の必要性について啓発します。	こども課
小児医療体制の充実	県、近隣市町、関係機関と連携し、こどもが病気やけがをした時、安心して適切な医療が受けられるような体制の充実に努めます。 「こども救急ガイド」を活用し情報提供を行うとともに、乳幼児健康診査時に適切な医療機関受診についての助言を行います。	こども課 健康保険課

取組	内容	担当課
妊娠期からこどもの健康を支える取組の推進	すべてのこどもが健やかに育つように、妊娠・出産期からの切れ目のない母子保健対策の充実を図るとともに、関係機関及び学校保健との連携により健康づくりを推進します。 こどもの健康を支える取組を通して支援を必要とする家庭を早期発見・早期把握し、保健師や助産師、関係機関等の専門的な見地から相談支援を行います。 適切なサービスの情報提供を通して養育状況の悪化を防ぐように努めます。	こども課
こどもの食事や栄養の確保、食育の推進	乳幼児健診等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について栄養士の個別相談等を行います。 地域と連携した世代間交流の取組等を通してこどもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるように食育や栄養指導の充実を図ります。	こども課
(再掲) 不妊治療対策の推進	高度な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療に要する費用の一部助成、また、県の事業に上乗せしての生殖補助医療及び不育症治療に要する費用の一部助成を行います。	こども課
定期予防接種等の推進	定期予防接種等の実施及び接種に関しての個別通知、啓発に努めます。	こども課

②質の高い幼児教育・保育の提供

幼児期は、こどもの将来にわたる★ウェルビーイングの向上にとって重要な時期であり、不安な時等の身近な大人の寄り添いや、安心感をもたらす経験の繰り返し等、こどもの育ちに必要な愛着の形成が不可欠です。このため、保育従事者の研修等、幼児教育・保育の質の向上に取り組むとともに、保育人材の育成や確保等に取り組めます。

取組方針

- 幼児教育・保育の質の向上に努めます。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、保育施設や小学校の関係者の連携の強化に努めます。
- 保育人材の育成・確保等に努めます。

主な取組

取組	内容	担当課
幼児教育・保育	教育・保育施設等の関連機関との連携を強化し、幼児期の教育及び保育の内容の充実を図るとともに、多様化するニーズに対応した、保護者が利用しやすくこどもの育ちを大切にしたいサービスを提供します。	こども課
幼保小連携・接続推進事業と一貫教育の推進	教育・保育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を進め、各学校間でのこどもたちに身に付けさせたい資質・能力・態度等を明確にして、一貫性のある継続的な指導を推進します。	こども課 学校教育課
延長保育事業 一時預かり事業 病後児保育事業	保護者の多様な就労形態や通勤時間等に対応し、また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、こどもが病後の回復期に自宅での保育が困難な場合等に対応するため、延長保育、一時預かり、病後児保育の充実に努めます。	こども課
病児保育事業	病児保育については、保護者のニーズに対応できるように、引き続き市内保育所、認定こども園に働きかけていきます。	こども課
保育所等の施設整備	安心・安全な教育・保育施設の環境の整備や、多様な保育サービスに対応できるように、子ども・子育て支援事業債等の活用を検討しながら施設・設備の整備を支援します。	こども課

取組	内容	担当課
就学前の教育・保育の提供	すべての乳幼児期のこどもの人間形成の基礎を育む環境を整えるため、本市で実施している様々な子ども・子育て支援事業を推進し質の高い就学前の教育・保育の提供を図るとともに、就学前の教育・保育の量的な充実を図ります。 保育士・幼稚園教諭就職支度金支給事業、幼児教育・保育人材確保推進事業を通して保育士不足の解消や離職防止を図り、障がい児保育や延長保育等、多様化する教育・保育ニーズに対応します。	こども課

(2)学童期・思春期の支援の推進

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い社会教育の推進

学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む重要な時期です。学校を単に学ぶだけの場とするのではなく、こどもにとって大切な居場所の一つとなるように、学校生活の充実を図ることが必要です。このため、学力の向上や体力づくり等を推進します。

取組方針

- 確かな学力を育む教育を推進します。
- こどもを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」と、地域やこどもをめぐる課題解決のための★プラットフォームにもなり得る「学校を核とした地域づくり」を推進します。
- 地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組を推進します。

主な取組

取組	内容	担当課
小・中・高一貫教育の推進	小中一貫教育、小中高一貫教育を推進するとともに、小中高で連携しながら、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえた特色ある教育課程の編成に取り組みます。	学校教育課
健やかな体の育成	生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、また心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるため、現状を踏まえながら体育の授業や健康教育の充実に努めます。	学校教育課 社会教育課
学校運営協議会の充実	学校運営協議会を通して、学校教育の有り方について地域社会から広く意見を聞くことにより、学校教育の活性化と地域に開かれた学校づくりに努めます。	学校教育課
学校と地域との連携	小中学校の学習支援等のため、地域学校協働本部が調整役となり、学校と地域ボランティアをつなぎます。	社会教育課

取組	内容	担当課
学校教育の充実	本市独自の 30 人学級編制や午前中 5 時間制をはじめとする「わかる授業」の展開によって、児童生徒一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導を行います。 様々な体験活動の提供による自己肯定感の育成や成長といった★キャリア発達を促す効果的な取組の実施に努めます。 特別支援教育支援員の配置によって、様々な特性のある児童生徒に対し、学校内における児童生徒の生活・身体介助、身辺処理、学習等の支援を行います。 親の経済的状況や家庭環境に左右されことなくすべてのこどもたちが学ぶ意欲を高め、将来の夢や希望を持てるように、さらなる学校教育の充実を図ります。	学校教育課

②こどもの居場所づくり

すべてのこどもが孤独を感じることなく、安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるように、社会全体でこどもたちを支えていく取組の推進が必要です。このため、地域で交流できる場を新たに作り、こどもを見守る取組を進めます。

取組方針

- こどもを誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、こども食堂等のこどもの居場所づくりを推進します。
- すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。

主な取組

取組	内容	担当課
こどもの居場所づくりの推進	地域のこどもたちが安心して過ごせる居場所として、関係機関・団体と連携したこども食堂の開催や学習支援の実施等の推進に取り組みます。	こども課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの充実を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 従事者の人材確保や人材育成に努めながら障がい児の受入れを推進します。	こども課

③成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

地域との結びつきが希薄となる中、地域と連携し愛着を育む教育が重要です。このため、こどもたちが社会の中で主体的に行動できるように、自立に必要な知識の習得や郷土愛の醸成、キャリア教育に取り組みます。

取組方針

- 児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるように、地域や学校の特色に応じ、総合的な学習や様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさとに誇りと愛着を育む教育を推進します。
- 将来、こどもが結婚や子育て等、将来の★ライフデザインを描くことができるようにライフデザインに関する意識啓発等を行います。
- こどもが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるように、地域と連携・協働して体験的教育等を実施します。

主な取組

取組	内容	担当課
(再掲) 地域・学校による体験活動	小中高一貫教育や「えびの学」を推進するとともに、地域学校協働活動、学校支援活動ボランティア等の各種関係団体と連携し、異年齢のこどもと大人と一緒に体験する活動等、地域人材の活用を図り、地域活動への支援を推進します。	学校教育課 社会教育課
(再掲) 小・中・高一貫教育の推進	小中一貫教育、小中高一貫教育を推進するとともに、小中高で連携しながら、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえた特色ある教育課程の編成に取り組みます。	学校教育課
(再掲) 青少年体験講座	農家民泊体験やカヌー体験、発掘体験、マンガイラスト講座や各種ものづくりの教室等、多種多様な体験講座を企画実施します。様々な体験を通してこどもたちの健やかな成長を推進します。	社会教育課

取組	内容	担当課
★ゲストティーチャーを招いての学校教育の活性化	えびの学や校外活動等を中心に、ゲストティーチャーの招へいを通して、地域やより専門的な立場からの話を聞く場面を取り入れるように、各学校に働きかけます。	学校教育課
キャリア教育への支援	勤労体験、職場体験学習、栽培活動、福祉に関する学習、ボランティア活動等社会に貢献する方法について、その意義を理解し、積極的な推進に努めます。	学校教育課

④いじめ防止対策や不登校のこどもの支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、最悪の場合、自殺につながりかねない深刻な問題です。また、コロナ禍の影響もあり増加傾向にある不登校は、本人、家庭、学校等、様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものです。このため、いじめの未然防止教育を推進するとともに、不登校の早期解決が図られるように、★スクールカウンセラー等の充実により相談支援体制を強化します。

取組方針

- 「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めます。また、未然防止や教育相談体制の充実に努めます。
- 不登校のこどもへの支援として、スクールカウンセラー及び★スクールソーシャルワーカー等の学校の専門スタッフの配置を拡充する等、学校の相談体制を強化します。

主な取組

取組	内容	担当課
相談窓口の連携強化	いじめ、子育て、人権、★DV、借金や貧困、就労、障がい、心身の健康に関する相談等様々な悩みへの相談対応を実施するとともに、複数の支援が必要な場合は、各窓口間の連携を強化します。	関係各課
(再掲) こども・若者の心の健康に関する教育	小中学校において、いのちや心の健康に関する授業を通して、ストレスへの対処法や SOS の出し方に関する教育を実施します。	学校教育課 こども課 健康保険課 社会教育課
思春期保健対策の充実	感受性の豊かな思春期において命の大切さを理解し、心身ともに健やかに成長できるように、関係機関と連携をとって支援の充実を図ります。	学校教育課
(再掲) ひきこもり対策	ひきこもり者や閉じこもり者とその家族に対し、心身の健康に関する相談支援を実施します。 ひきこもり者や閉じこもり者が孤立することがないように、ひきこもりや閉じこもりについての正しい知識の普及啓発に努めます。	健康保険課 福祉課 こども課 学校教育課

取組	内容	担当課
★スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーと★スクールソーシャルワーカーの配置を継続し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
(再掲) 専門家による相談体制の充実	学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、家庭相談員等関係機関が連携し、教育相談体制の充実やいじめ・不登校対策に努めます。	学校教育課

(3)青年期の支援の推進

①若者への高等教育の修学支援と就職支援

若者が家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるように、高等教育段階の修学支援を充実させる必要があります。

また、若者が将来への展望を持ち、結婚や子育て等希望のライフプランを実現させていくために、雇用の安定等、経済的に不安なく生活できる環境づくりに努めます。

取組方針

- 家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるように、経済的な支援を実施します。
- 高等学校卒業者や新規卒者、若者等への就職支援を行います。

主な取組

取組	内容	担当課
奨学金貸付金	経済的な理由により、就学が困難な者に対して学資を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的として貸し付けています。	学校教育課
地方版ハローワーク事業	無料職業紹介所事業を実施しています。市民の雇用環境の改善及び市内企業の人材確保を目的としています。	観光商工課
(再掲) 自立支援の充実	生活を立て直すために必要な支援を行い、助言や指導を行います。本市では庁舎内に「生活・仕事支援室」を設置し、相談員が2名で相談窓口対応をしています。 また、生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を支えます。	福祉課

②結婚と移住・定住の支援

ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が進んでいることに加え、婚姻数が大きく減少しています。このような状況に歯止めをかけるため、様々なイベント等の開催による出逢いの機会の創出を図るほか、若い世代が結婚に対してポジティブなイメージを持てるように気運醸成に取り組む等、出逢い・結婚支援を強化します。また、本市の魅力を伝え、★ＵＩＪターンの更なる促進等による移住・定住の取組も行います。

取組方針

- 若者の就業に伴う移住を推進し、本市でのライフプランを描き、定着に結びつく施策に取り組めます。
- 若い世代の出会いや結婚を応援します。
- 新婚世帯の家賃の助成を行い、新婚夫婦の新生活を支援します。

主な取組

取組	内容	担当課
えびの市移住・定住支援センター	移住・定住希望者に、本市で暮らす魅力やニーズに応じた情報をワンストップで提供する等、きめ細かなサポートを行います。	企画課
住宅確保に関する情報提供	市営住宅及び定住促進住宅の空家情報を市の公式ホームページに掲載し、月初めに市役所と出張所に掲示します。	財産管理課
移住者住宅取得支援金	移住者の住宅取得費用の一部を助成することで、本市への移住促進を図るとともに住宅取得費用の軽減を図ります。	企画課
男女の出会いを応援する事業	他自治体と連携した独身男女の出会いの場の創出に取り組めます。	企画課
新婚世帯家賃助成金	新婚世帯の市内への定住促進および民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を助成します。	企画課

3 こども・子育て家庭にやさしいまち(子育て当事者への施策)

(1)子育て支援の充実

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに関する不安や負担として最も大きいのが「子育てにお金がかかる」といった経済的負担感です。これからも、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組むとともに、引き続き、子育て当事者の声を聴きながら、取組の必要性を検討していきます。

取組方針

- 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援を行います。
- 就学困難な児童等への経済的な支援を行います。
- 高等教育費等の負担軽減に取り組めます。

主な取組

取組	内容	担当課
保育料の軽減	保育料の無償化の実施に伴い、市独自の第3子以降の保育料と副食費の無料化を行い、多子世帯の経済的負担の軽減に取り組めます。 世帯を同一にする兄弟姉妹全員の中で国の軽減措置では無料とならないこどもについて、市独自に減免を行っています。	こども課
児童手当	児童の健やかな成長に役立てることを目的に、高校生相当までの児童を養育する保護者等に手当を支給しています。	こども課
子育て期の入居者に対する優遇措置	定住促進住宅では、18歳未満の同居親族がいる場合、家賃の減免を行います。 また、子育て世帯への優先入居も実施しています。	財産管理課
こどもの医療費の助成	こどもの健康福祉の向上のために、こどもにかかる医療費を中学校卒業まで助成することにより医療を受けやすい環境を整えます。	こども課

取組	内容	担当課
未熟児養育医療費の給付	医療機関やその他の関係機関との連携を強化し、入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ります。	こども課
育成医療費の給付	身体上の障がいや有する児童や、現在の病気を放置すると将来障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療の給付を行うことにより、児童及びその家族の負担軽減を図ります。	福祉課
就学援助事業	経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し就学援助費を支給しています。	学校教育課
(再掲) 奨学金貸付金	経済的な理由により、就学が困難な者に対して学資を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的として貸し付けています。	学校教育課
学校給食費無償化事業	保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ります。	学校教育課
乳幼児期の子育て家庭への支援	子ども医療費助成事業や特定子ども・子育て支援施設の無償化等を通して子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な理由で一時的にこどもの見守りを行うファミリーサポートセンター事業や一時預かり事業等を行い、保護者のニーズに対応していきます。	こども課

②子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の充実

各家庭が大きな不安や負担なく子育てを行っていくためには、地域の中でそれぞれの家庭のニーズに応じた支援が受けられることが重要です。このため、子育て支援事業の充実や適切な情報提供を図るとともに、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備を促進します。

取組方針

- 子育て世帯の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に交流できる場の提供や交流の促進を図るほか、子育てについての相談や情報提供を行います。
- ファミリーサポートセンターについて、会員数及び利用者数の増加を図るため、広報周知を行います。
- 家庭教育支援の充実及び支援体制の強化に努めます。

主な取組

取組	内容	担当課
(再掲) 家庭相談員設置事業	育児等子育てに関する相談等については、家庭相談員が、電話や窓口で対応し、必要がある場合には家庭を訪問するとともに、教育・保育施設や学校、医療機関等との連携を強化し、情報を共有し、適切な対応を行います。	こども課
地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークの拠点として充実し、乳幼児を育てている保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、精神的な安心感を得ながら問題解決への糸口を探す機会の提供や育児相談、親子教室等、育児不安の解消や子育てサークルづくりの手伝いを行う等の活動の強化を図ります。	こども課
子育て支援情報広報啓発事業	市の広報紙やホームページ、SNS等により、子育てに関する情報提供や支援の啓発に努めます。	こども課

取組	内容	担当課
地域福祉体制の推進 子育てボランティア育成 事業	社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア等による地域で子育てを支援する体制づくりを推進するとともに、それを担うボランティアの育成に努めます。	福祉課 こども課
学校支援による子育て 体制	教育・保育施設、小学校、中学校、高等学校の連携を推進します。	学校教育課
ファミリーサポートセンタ ー事業	こどものけがや病気等の緊急時や冠婚葬祭、短時間の預かり等のニーズに対応するため、地域住民同士の育児に関する互助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営するファミリーサポートセンター事業の周知を図るとともに利用者のニーズに応じた事業を実施します。	こども課
家庭教育の推進	「親育て講座」等の学習講座を開設し、家庭教育の充実を支援するとともに、子育てについての情報を共有化し、保護者同士のつながりの強化に努めます。	社会教育課
家庭の教育力の向上	家庭教育はすべての教育の原点と出発点であり、こどもが基本的な生活習慣を身に付け規範意識や社会的マナーを学び、自制心や自立心を育成する上で重要な役割を担っています。 こどもの健康な心身、健全な習慣のためにも、家庭教育の重要性の啓発を行うとともに、子育て講座事業や家庭教育学級事業等といった保護者に向けた必要な知識の習得と学習の機会の提供に継続して取り組んでいきます。	社会教育課

③ひとり親家庭への支援

ひとり親の家庭には経済的支援や就労支援により生活を安定させていくとともに、教育支援等、こどもの学習機会の充実を図ります。

取組方針

- ひとり親家庭への経済的支援や子育て・生活支援、就労支援を行います。
- ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援を行います。
- ひとり親家庭の相談支援を行う母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親が安心して相談できる体制を確保します。

主な取組

取組	内容	担当課
生活安定とこどもの健全育成	ひとり親のこどもたちの健全育成のための児童扶養手当や医療費助成等の経済的支援を行います。	こども課
相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な悩みについて、関係機関と連携を図りながら相談事業を実施します。	こども課
母子寡婦父子福祉連絡協議会への支援	ひとり親家庭や寡婦世帯に対し、経済的自立につながる生活一時金の貸付等の支援を行います。	こども課
ひとり親家庭の生活支援と自立促進	ひとり親家庭のこどもの健全な育成を図るために、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成等の経済的支援、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業等の就業支援を継続して実施していきます。 ひとり親家庭だけでなく、障がい等の理由で子育てに不安を抱える家庭に対しても、こどもの健やかな成長を促し生活の安定と向上を図るため、それぞれの家庭の状況に応じた日常生活を支援するための相談や支援の充実を図ります。	こども課

(2)共働き・子育ての支援

男性の子育てへの参画は以前より進んできましたが、依然として低い水準にあります。男性の家事・育児への積極的な参画を促す取組を官民一体となって推進するとともに、共働き・子育ての第一歩である男性の育児休業取得を促進し、「男性育休は当たり前」になる社会の実現を目指します。

取組方針

- 男性の家事・育児への参画促進のため情報発信等を行います。
- 男性の育児休業取得を促進するには、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる職場環境づくりが重要であるため、意識や環境改革のための啓発等を行います。

主な取組

取組	内容	担当課
男女共同参画の意識の啓発	「男女の事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の形成の促進に向け、家庭・職場・地域において、その阻害要因となる固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた主体的な取組が促進されるように、多様な機会を捉える男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発を推進します。 市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る、あらゆる場における教育・学習の充実に努めます。	総務課
男女共同参画による子育ての促進	★イクメンの推進、★イクボス宣言等の啓発を図り、男性が子育てに参加する啓発の促進を図ります。	こども課
育児休業制度の推進	男性が職場の中心や、業務判断を行う立場を担うことが多い現状で、育児休業を取得することが困難なため、代理が業務対応できるような複数体制の構築の実施等、企業に啓発し、働きかけるように努めます。	観光商工課

取組	内容	担当課
仕事と生活の調和のための支援策の推進	現在、時間外労働が慢性化している企業に対し、★ワーク・ライフ・バランスに対する企業の理解を深め、取組につながるようにチラシの配布を行う等、働きかけを行います。 子育てしやすい職場環境をつくるため、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を改革するような啓発を行い、理解と協力を求めるように努めます。	観光商工課
仕事と生活の両立応援宣言事業	現在、約 20 団体が宣言を行っているが、今後も、働きやすい職場づくりのため、企業、事業所の代表者が従業員の仕事と生活の調和を応援する取組内容を宣言する取組の啓発等を行います。	観光商工課
子育て応援サービスの店事業	企業や店舗等がこども連れの利用者にやさしい心遣い等のサービスを提供するように啓発します。	こども課

(3)少子化対策の推進

少子化は、就業状況や経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさ等、様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの要因は地域によって異なることから、課題を明確化し、それに応じた取組を分野横断的に取り組む少子化対策の推進が重要です。

取組方針

- これまで各課各分野でそれぞれ実施してきた取組について、宮崎県が令和6年度に作成した「少子化要因見える化ツール」を活用して現状把握をし、市内のこども・若者の意見を反映しながら、さらに市の実情に即した少子化対策となるように努めます。

主な取組

取組	内容	担当課
(再掲) 幼児教育・保育	教育・保育施設等の関連機関との連携を強化し、幼児期の教育及び保育の内容の充実を図るとともに、多様化するニーズに対応した、保護者が利用しやすくこどもの育ちを大切にしたサービスを提供します。	こども課
(再掲) 延長保育事業 一時預かり事業 病後児保育事業	保護者の多様な就労形態や通勤時間等に対応し、また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、こどもが病後の回復期に自宅での保育が困難な場合等に対応するため、事業計画に基づき、延長保育、一時預かり、病後児保育の充実に努めます。	こども課
(再掲) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの充実を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 従事者の人材確保や人材育成に努めながら障がい児の受入れを推進します。	こども課
(再掲) 保育料の軽減	保育料の無償化の実施に伴い、市独自の第3子以降の保育料と副食費の無料化を行い、多子世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。 世帯を同一にする兄弟姉妹全員の中で国の軽減措置では無料とならないこどもについて、市独自に減免を行っています。	こども課

取組	内容	担当課
(再掲) 児童手当	児童の健やかな成長に役立てることを目的に、高校生相当までの児童を養育する保護者等に手当を支給しています。	こども課
(再掲) こどもの医療費の助成	こどもの健康福祉の向上のために、こどもにかかる医療費を中学校卒業まで助成することにより医療を受けやすい環境を整えます。	こども課
(再掲) 地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークの拠点として充実し、乳幼児を育てている保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、精神的な安心感を得ながら問題解決への糸口を探す機会の提供や育児相談、親子教室等、育児不安の解消や子育てサークルづくりの手伝いを行う等の活動の強化を図ります。	こども課
(再掲) えびの市移住・定住支援センター	移住・定住希望者に、本市で暮らす魅力やニーズに応じた情報をワンストップで提供する等、きめ細かなサポートを行います。	企画課
(再掲) 男女の出会いを応援する事業	他自治体と連携した独身男女の出会いの場の創出に取り組みます。	企画課
(再掲) 新婚世帯家賃助成金	新婚世帯の市内への定住促進および民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を助成します。	企画課

取組	内容	担当課
(再掲) 学校給食費無償化事業	保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ります。	学校教育課
(再掲) 子育て期の入居者に対する優遇措置	定住促進住宅では、18 歳未満の同居親族がいる場合、家賃の減免を行います。 また、子育て世帯への優先入居も実施しています。	財産管理課
(再掲) 育児休業制度の推進	男性が職場の中心や、業務判断を行う立場を担うことが多い現状で、育児休業を取得することが困難なため、代理が業務対応できるような複数体制の構築の実施等、企業に啓発し、働きかけるように努めます。	観光商工課
(再掲) 仕事と生活の調和のための支援策の推進	現在、時間外労働が慢性化している企業に対し、★ワーク・ライフ・バランスに対する企業の理解を深め、取組につながるようにチラシの配布を行う等、働きかけを行います。 子育てしやすい職場環境をつくるため、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を改革するような啓発を行い、理解と協力を求めるように努めます。	観光商工課

4 こども・若者施策の推進のための取組

こども大綱に掲げる「子ども施策を推進するために必要な事項」について検討し、本市における施策や施策に基づく取組を推進するにあたり、以下の（１）から（５）までを念頭に置いて取り組んでいきます。

（１）こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法の施行により、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象者であるこども等の意見を幅広く聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられました。また、こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映が難しい場合でも理由等を★フィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる仕組みをつくることを検討していきます。

（２）こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

核家族化や地域とのつながりの希薄化に伴い、地域の身近な人から子育ての協力を得ることが難しくなっています。本市ニーズ調査においても、日ごろ、こどもの面倒をみてもらえる人の有無について、「緊急時や用事の際は、祖父母等の親戚に見てもらえる」の割合が61.6%である一方、「いずれもない」が12.8%となっています。

子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えるやさしい社会づくりが重要です。地域の人と人とのつながりを育て、子育て支援者の育成や、子育て支援活動を奨励し、地域の子育て力を高めていくことが求められています。

また、保育士や放課後児童支援員等担い手の確保は、保護者への就労支援だけでなく、ゆとりのある保育時間の確保や安全・安心な保育のため喫緊の課題です。質の向上を図るため、担い手の学びの場の提供に関する取組等を実施します。

（３）地域における包括的な支援体制の構築・強化

こどもや子育て当事者が抱える課題は、こどもの成長過程の中で刻々と変化し、課題に応じた臨機応援な支援が求められます。また、そうした支援は特定の年齢で途切れることなく、それぞれの支援を担う関係機関が連携しながら安定した支援をつなげていくことが重要です。

特に配慮が必要な方への支援は、様々な関係機関が関わることとなり、連携が途切れた支援はこどもや保護者の不安感や負担感を招くことから、諸課題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援する体制を整えていきます。

（４）子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

本市ニーズ調査では、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と回答した保護者は、就学前で73.3%、小中学生で60.5%となっています。一方で、「辛いと感じることの方が多い」は就学前で2.3%、小中学生で4.7%となっています。そのため、子育てに対する辛さ、不安感や負担感を解消するために、子育て支援に関する情報提供や子育ての悩みを気軽に相談できるシステムを検討していきます。

(5)こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもが健やかにのびのびと成長するために、周囲に気後れすることなく子育てができる環境づくりは重要です。そのために、老若男女地域全体がこどもや子育て家庭への理解を持てるような啓発活動を行います。

5 目標値の設定

具体的目標	現状 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】	担当課
基本目標1 こども・若者の夢をサポートするまち			
障害児保育事業	受入体体制整備 8園	受入体体制整備 8園	こども課
家庭相談員の配置	2人	2人	こども課
子育て相談(相談員)の配置	主任児童委員4人	主任児童委員 4人	こども課
青色パトロール隊支援事業	3か所	3か所	基地・防災対策課
地域・学校による体験活動	4地区4事業	4地区4事業	社会教育課
スポーツ環境の整備(少年団数)	18 団体	17 団体	社会教育課
郷土芸能保存団体数	8団体	8団体	社会教育課
地域福祉推進員数	138 人	190 人	福祉課
高齢者クラブ世代間交流事業	31 クラブ	55 クラブ	福祉課
歴史・文化講演会の開催	2回	2回	社会教育課
図書館利用者数	23,645 人	29,000 人	社会教育課
公園施設整備の充実	市立公園 2か所	市立公園 2か所	観光商工課
	児童公園 2か所	児童公園 2か所	こども課
	6か所	6か所	社会教育課
防犯灯のLED化率	74%	87%	基地・防災対策課
森林づくり活動開催	1回	1回	農林整備課
青少年体験講座の開催	延べ 15 回	延べ 20 回	社会教育課
子育て相談専用電話の設置	1 か所	1 か所	こども課
のびのび広場の開催	12 回	18 回	こども課
学校における地産地消の啓発活動 (学校給食へのえびの産宮崎牛・ヒノヒカリ・有機米の提供 市内小中学校への農業学習・体験等の実施)	9校(33 回)	9校(30 回)	畜産農政課
保育所等への食育の啓発	保育園献立会 1回／月	保育園献立会 1回／月	こども課

具体的目標	現状 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】	担当課
家庭教育学級での講座開催	62 講座	62 講座	社会教育課
食育講座の開催	2回	5回	社会教育課
こども医療費助成対象者	0歳から中学校卒業 までのこども	0歳から中学校卒業 までのこども	こども課
子育て講演会の開催	3講演	3講演	社会教育課
障害児通所サービス利用者数	109 人	131 人	福祉課

具体的目標	現状 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】	担当課
基本目標2 生まれる前から成長するまで、こども・若者の成長を支えるまち			
男女の出会い活動の開催	1回	1回	企画課
<★メディア他子育てに与える影響 > 保育所等への啓発	0回	1回	こども課
<メディア他子育てに与える影響> 啓発活動の実施	1回	3回	社会教育課
全国学力状況調査における「学校に 行くのは楽しいと思いますか」の質 問に対する肯定的回答率	小学校 77.9% 中学校 71.6%	国及び県の肯定的回 答率を上回る	学校教育課
交通安全教育の実施	交通安全協会 48 回	交通安全協会 50 回	基地・防災対策課
	14 回	14 回	学校教育課
妊婦健康電話相談受付数 (妊娠中期・後期・産後)	延べ 299 人	延べ 250 人	こども課
3か月児健康診査受診率受診率	96.7%	98%	こども課
6か月児健康相談受付数	86.9%	98%	こども課
1歳児健康相談受付数	88.2%	98%	こども課
1歳6か月児健康診査受診率	95.8%	98%	こども課
2歳6か月児歯科健康診査受 診率	92.1%	95%	こども課
3歳児健康診査受診率	100.0%	95%	こども課
育児サロンの開催	26 回	24 回	こども課
妊産婦訪問件数	延べ 87 人	100 人	こども課
乳児訪問件数 (新生児・未熟児含む)	延べ 76 人	100 人	こども課
幼児訪問件数	延べ5人	5人	こども課
就職説明会の実施	1回	3回	観光商工課

具体的目標	現状 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】	担当課
基本目標3 こども・子育て家庭にやさしいまち			
市の制度活用による移住人数	77 人	100 人	企画課
ファミリーサポートセンター会員数	お助け会員 27 人 お願い会員 138 人	お助け会員 35 人 お願い会員 150 人	こども課
子育て支援情報広報啓発	広報紙 3回 ホームページ 12 回	広報紙 3回 ホームページ 12 回	こども課
地域支え合い事業(自治会)	48 自治会	64 自治会	福祉課
地域学校協働活動事業	8小中学校	8小中学校	社会教育課
家庭教育学習講座の開催	3講座	3講座	社会教育課
男女共同参画に伴う学習回数	7回	7回	総務課
仕事と生活の両立応援宣言事業所	21 団体	25 団体	観光商工課
企業との情報交換回数	2回	2回	観光商工課
子育て応援サービス実施事業所数	15 団体	15 団体	こども課
母子・父子自立支援員の配置 (市設置)	1人	1人	こども課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画では、年度ごとに教育・保育等のニーズ量の見込みと実施しようとする教育・保育等の提供体制の確保の方策を定めることとされています。（子ども・子育て支援法第61条）

1 教育・保育の提供区域の設定

第2期事業計画と同様、えびの市全域を提供区域として定めます。

2 定期的な教育・保育事業

(1) 定期的な教育・保育事業の量の見込み・確保策の考え方

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）及び地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業）に係る必要利用定員総数（量の見込み）と提供体制の確保の内容と実施時期（確保の方策）を定めます。

なお、今後は毎年度推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等柔軟な対応を図ります。

年齢の設定は、以下のように設定します。

〈対象児童年齢〉

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭＞	3～5歳
2号認定 ①（幼稚園） ＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定 ②（認定こども園及び保育所） ＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） ＜共働き家庭＞	0～2歳

(2) 定期的な教育・保育事業の量の見込み・確保策

令和7年度 (単位：人)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量（量の見込み）	55	185	108	18
②供給量（確保の方策）	75	187	113	29
特定教育・保育施設	75	187	113	29
特定地域型保育事業				
企業主導型保育（地域枠）				
②-①=(*)	20	2	5	11

(*)需要量に対する供給量の過不足を示しています。需要量より供給量の方が多い(供給量に余裕がある)場合は「プラス」、需要量が供給量を上回る(供給量が不足している)場合は「マイナス」になります。(以下同様)

令和8年度 (単位：人)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量（量の見込み）	50	169	105	16
②供給量（確保の方策）	75	187	113	29
特定教育・保育施設	75	187	113	29
特定地域型保育事業				
企業主導型保育（地域枠）				
②-①=(*)	25	18	8	13

令和9年度 (単位：人)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①需要量（量の見込み）	46	155	103	16
②供給量（確保の方策）	75	187	113	29
特定教育・保育施設	75	187	113	29
特定地域型保育事業				
企業主導型保育（地域枠）				
②-①=(*)	29	32	10	13

令和 10 年度 (単位：人)	教育	保育		
	1 号	2 号	3 号	
	3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳	1 ・ 2 歳	0 歳
①需要量（量の見込み）	42	144	97	15
②供給量（確保の方策）	75	187	113	29
特定教育・保育施設	75	187	113	29
特定地域型保育事業				
企業主導型保育（地域枠）				
②-①=（*）	33	43	16	14

令和 11 年度 (単位：人)	教育	保育		
	1 号	2 号	3 号	
	3 ～ 5 歳	3 ～ 5 歳	1 ・ 2 歳	0 歳
①需要量（量の見込み）	41	138	93	15
②供給量（確保の方策）	75	187	113	29
特定教育・保育施設	75	187	113	29
特定地域型保育事業				
企業主導型保育（地域枠）				
②-①=（*）	34	49	20	14

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保策の考え方

子ども・子育て支援法に定められている地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの量の見込みと実施しようとする事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保の方策）を定めます。なお、引き続き毎年度推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等柔軟な対応を図ります。

〈地域子ども・子育て支援事業の種類〉

1	利用者支援事業
2	時間外保育事業（延長保育）
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	地域子育て支援拠点事業
10	一時預かり事業
11	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
12	病児・病後児保育事業
13	妊婦健康診査
14	子育て世帯訪問支援事業
15	児童育成支援拠点事業
16	親子関係形成支援事業
17	妊婦等包括相談支援事業
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
19	産後ケア事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の方策

① 利用者支援事業

事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

需要量の見込みと供給量

<利用者支援(こども家庭センター型)>

単位：か所	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	1	1	1	1	1
② 供給量 (確保の方策)	1	1	1	1	1

供給体制

こども課とこども家庭センターにより、妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援をより充実させます。

② 時間外保育事業(延長保育)

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

需要量の見込みと供給量

■対象年齢：0歳児～5歳児

単位：人	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	159	149	140	131	126
② 供給量 (確保の方策)	159	149	140	131	126

供給体制

需要に合った供給量を確保しながら、事業を継続していきます。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

供給体制

今後も効果的に事業を推進できるように関係課と連携して周知に努めます。

④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

供給体制

事業実施の必要性、効果等を総合的に検討します。

⑤ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後の放課後や長期休業中、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供支援することで、その健全な育成を図ります。

需要量の見込みと供給量

■対象：小学生

単位：人	学年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	1年生	58	54	50	47	43
	2年生	53	49	46	43	39
	3年生	38	35	33	31	28
	4年生	19	17	16	16	14
	5年生	5	4	4	4	3
	6年生	3	2	2	2	2
② 供給量 (確保の方策)		276	276	276	276	276

供給体制

需要量と供給量に合った、受入場所や従事者の確保を行い、充足できるように努めます。あわせて、障がい児の受入れを推進します。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等に入所させ、必要な保育と支援を行います。

需要量の見込みと供給量

■対象年齢：0歳～18歳

①単位：人日 ①単位：日	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	18	18	18	18	18
② 供給量 (確保の方策)	365	365	365	365	365

供給体制

必要時に対応できるように児童養護施設等の関係機関と連携を十分図りながら、支援体制を確保します。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

需要量の見込みと供給量

単位：人日/年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	63	59	56	54	54
② 供給量 (確保の方策)	63	59	56	54	54

供給体制

対象となるすべての家庭を把握し、訪問できるように継続します。

⑧ 養育支援訪問事業

事業概要

育児ストレス、★育児ノイローゼ等によって子育てに対して不安や孤独感を抱える養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭への適切な養育支援の実施を確保します。

需要量の見込みと供給量

単位：人日/年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	3	3	3	3	3
② 供給量 (確保の方策)	3	3	3	3	3

供給体制

養育に関する支援が必要な家庭に対して、相談・指導・助言等を行い、適切な支援につなげます。

⑨ 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

需要量の見込みと供給量

■対象年齢：0歳～2歳

①単位：人日 ②単位：か所	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	2,122	2,034	1,970	1,870	1,816
② 供給量 (確保の方策)	2	2	2	2	2

供給体制

子育てについての相談支援や情報の提供等を行う重要な事業であることから、利用促進のため、事業内容の周知のほか、魅力ある事業展開に努めます。

⑩ 一時預かり事業

事業概要

（幼稚園型・在園児対象）

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間以外の時間に、在園児の希望者を対象に必要な保育を行います。

（一般型・非在園児対象）

保育認定を受けないこどもの利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育所で保育を行います。

需要量の見込みと供給量

■対象年齢：3歳児～5歳児（幼稚園型・在園児対象）

単位：人日/年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 （量の見込み）	9,924	9,114	8,304	7,696	7,494
② 供給量 （確保の方策）	9,924	9,114	8,304	7,696	7,494

■対象年齢：0歳児～5歳児（一般型・非在園児対象）

単位：人日/年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 （量の見込み）	420	392	369	346	334
② 供給量 （確保の方策）	420	392	369	346	334

供給体制

需要に合った供給量を確保することで事業を継続していきます。

⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

需要量の見込みと供給量

■対象年齢：0歳児～小学校6年生

単位：人日/年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	280	258	242	229	211
② 供給量 (確保の方策)	280	258	242	229	211

供給体制

事業の周知を図るとともに、利用者（お願い会員）のニーズに応じた事業を実施していきます。また、お助け会員養成講座を定期的開催し、お助け会員の確保に努めます。

⑫ 病児・病後児保育事業

事業概要

病気は治っているものの、まだ本来の健康な状態に戻っておらず、集団保育を受けることが難しい回復期にあるこどもを保護者に代わって保育を行います。

需要量の見込みと供給量

■対象年齢：0歳児～小学校6年生

単位：人日/年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	139	130	122	114	110
② 供給量 (確保の方策)	960	960	960	960	960

供給体制

本市では、1施設で病後児保育事業を実施していますが、利用者は伸び悩んでいる状況です。本事業の周知を図る必要があります。

病児保育事業については、現在実施している施設はありません。実施に向けて医療機関、施設等への働きかけや人材確保が必要です。

⑬ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

需要量の見込みと供給量

単位：人	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	63	59	56	54	54
② 供給量 (確保の方策)	63	59	56	54	54

供給体制

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、妊娠届時に、母子健康手帳交付者に、妊婦健康診査助成券 14 回分を交付し、妊娠週数に応じた健康診査を実施し、母胎の健康管理に努めます。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

不安や負担を抱える子育て家庭等に対して、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

供給体制

ニーズを把握し、効果等を踏まえ事業実施の必要性について検討していきます。

⑮ 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

供給体制

ニーズを把握し、効果等を踏まえ事業実施の必要性について検討していきます。

⑯ 親子関係形成支援事業

事業概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

供給体制

ニーズを把握し、効果等を踏まえ事業実施の必要性について検討していきます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

需要量の見込みと供給量

単位：回	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	134	124	117	115	115
② 供給量 (確保の方策)	134	124	117	115	115

供給体制

関係機関と連携し支援を行っていきます。

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

需要量の見込みと供給量

単位：人/日	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	0	4	3	3	3
② 供給量 (確保の方策)	0	4	3	3	3

供給体制

事業実施に向けて調整を行っていきます。

⑭ 産後ケア事業

事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

需要量の見込みと供給量

単位：人日	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)	84	78	73	72	72
② 供給量 (確保の方策)	84	78	73	72	72

供給体制

関係機関と連携しながら、きめ細かい支援の実施に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の内容の市民への周知

本市を「次代を担うすべてのこども・若者一人ひとりを大切に育て、意見を尊重し、夢を応援するまち」にしていくためには、市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介等に努めます。

2 関係機関等との連携

こども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけではなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたっています。

このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会や自治会等の地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働して子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策を推進していきます。

3 計画の達成状況の点検・評価

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「えびの市子ども・子育て会議」「えびの市子どもの未来応援協議会」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、必要に応じて、取組の見直しを行っていきます。

資料 用語の説明

索引	用語	説明	ページ
D	DV	「domestic violence (ドメスティック・バイオレンス)」の略。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。	P113
E	EBPM	経験や直感ではなく、データや合理的根拠をもとに政策を立案すること。	P4
G	GIGA	小中高等学校等の教育現場で、児童・生徒が1人1台のパソコンやタブレット等のICT端末を活用できるようにする取組をGIGAスクール構想という。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。	P56
U	UIターン	UターンIターンJターンの総称であり、都会から地方へ移住すること。	P116
あ	育児ノイローゼ	子育て中に疲労感や気力減退、子育てへの不安を強く感じる状態のこと。	P140
	イクメン	子育てする男性。子育てに積極的に関与する男性。	P122
	イクボス	育児や産休等を含む個人のキャリアを尊重した上司。	P122
	インクルーシブ教育	障害や病気の有無、国籍、性別といったさまざまな違いや課題を越えて、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、すべてのこどもが同じ環境で共に学ぶ教育のこと。	P94
	インリーダー	子ども会等のグループ内のリーダーのこと。	P50,P60
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等、将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。	P106
か	キャリア発達	社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。	P109
	グローバル	世界的な規模。	P88
	ゲストティーチャー	指導者として外部から特別に学校に招いた一般の人々。	P52,P112
	コーホート変化率法	同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。	P9

索引	用語	説明	ページ
さ	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に椅子に座ってられない等、小学校の生活になかなかなじめない状況になること。	P52
	情報モラル	情報を受発信する際を守るべきこと。	P56,P101
	情報リテラシー	情報の真偽を見極めること。	P101
	新生児マススクリーニング検査	先天性疾患を早期発見・早期治療により発症を未然に防止して心身の障害を予防するための検査。	P103
	スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童生徒へのカウンセリング、保護者、教職員への助言を行う等、教育と連携して児童生徒の自己表現を果たす役割をもつ専門職。	P40,P53,P63,P78,P100,P113,P114
	スクールソーシャルワーカー	学校教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門知識や技術を導入し、児童・生徒が抱える問題に対し保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職。	P53,P63,P78,P100,P113,P114
	スクリーニング検査	症状の現れていない人に対して、病気を見つける目的で行う検査。	P62
な	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無に関わらずに、誰もが当たり前の社会生活を送れるようにするという考え方。	P95
は	フィードバック	指摘や評価を行うこと。	P83,P127
	プラットフォーム	土台、基盤。	P78,P86,P90,P108
	プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。	P89
ま	メディア	情報やメッセージを伝達するための媒体。	P56,P101,P130
	メディアリテラシー	新聞やテレビ等、メディアの内容をきちんと読み取り、マスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、活用できる能力のこと。	P56,P88,P101
	メンタルヘルス	心の健康、精神衛生。	P100
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のこと。	P3,P99
ら	ライフイベント	誕生、就学、就職、結婚等、人生の中で重要な出来事のこと。	P81
	ライフステージ	人生における各段階。こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期等に分かれる。	P2,P3,P80,P81,P94
	ライフデザイン	自分の価値観に基づく生活や人生全体の希望を決める構想。	P111
わ	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態。	P123,P126

資料 えびの市子ども・子育て会議条例

えびの市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 21 日えびの市条例第 27 号)

改正令和元年 12 月 16 日条例第 29 号令和 5 年 3 月 23 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、えびの市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策について市長の諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第 2 項第 1 号の委員を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(令和元年 12 月 16 日条例第 29 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(えびの市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 えびの市子ども・子育て会議条例（平成 25 年えびの市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「福祉事務所」を「こども課」に改める。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

資料 えびの市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名
公募による市民	友清 徹也
えびの市教育・保育施設保護者	竹下 卓也
えびの市 PTA 連絡協議会	柴藤 英作
えびの市民生委員主任児童委員	福重 真諭美
えびの市教育・保育施設園長会	吉岡 知美
社会福祉法人えびの市社会福祉協議会	栗下 洋子
えびの市児童クラブ	紫雲 徹然
えびの市教頭会	道本 真二
えびの市教育委員	森高 尚子
えびの市教育委員会学校教育課長	大河平 隆公
えびの市教育委員会社会教育課長	斉藤 和明
えびの市観光商工課長	黒松 裕貴

資料 えびの市子どもの未来応援協議会設置要綱

えびの市子どもの未来応援協議会設置要綱

(平成 29 年 3 月 29 日えびの市告示第 43 号)

改正平成 29 年 7 月 18 日告示第 128 号令和 2 年 3 月 18 日告示第 25 号

(設置)

第 1 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)に基づき、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、えびの市子どもの未来応援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に関する総合的な対策の推進に関すること。
- (3) 子どもの貧困対策の推進に係る施策の検討及び連絡調整に関すること。
- (4) その他子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 18 日告示第 128 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日告示第 25 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料 えびの市子どもの未来応援協議会委員名簿

区分	団体名	氏名
関係団体の代表者又は 関係団体から推薦を受 けた者	えびの市自治会連合会	野田 勤
	えびの市PTA連絡協議会	柴藤 英作
	えびの市民生委員・児童委員協議会	西道 りえ
	〃 (主任児童委員)	福重 真諭美
	社会福祉法人えびの市社会福祉協議会	栗下 洋子
	えびの市商工会	竹迫 昭一
	えびの市教育・保育施設園長会	吉岡 知美
	えびの市市民団体連絡会議	石坂 乃里子
	えびの市校長会(小学校)	赤崎 好次
	えびの市校長会(中学校)	外赤 隆志
	宮崎県立飯野高等学校	光神 省三
公募による市民	市民代表	山内 千寿子
市長が必要と認める者	★スクールカウンセラー	吉村 美江子
市職員	えびの市教育委員会学校教育課長	大河平 隆公
	えびの市こども課長	田中 義人

資料 えびの市こども計画策定庁内検討会議設置要綱

えびの市こども計画策定庁内検討会議設置要綱

(平成 25 年 6 月 21 日えびの市告示第 123 号)

改正平成 30 年 3 月 22 日告示第 24 号令和 2 年 3 月 18 日告示第 25 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 49 号 令和 6 年 9 月 30 日告示第 166 号

(設置)

第 1 条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する、当市における子ども施策についての計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、庁内の関係部署の職員により必要な事項を検討するため、えびの市こども計画策定庁内検討会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌)

第 2 条 庁内会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定案に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 庁内会議は、別表に掲げる者で構成する。

(組織)

第 4 条 庁内会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、庁内会議を総括する。

(会議)

第 5 条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 庁内会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定の日によりその効力を失う。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日告示第 24 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日告示第 25 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 49 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 30 日告示第 166 号)

この告示は、公表の日から施行する。

資料 えびの市こども計画策定庁内検討会議委員名簿

課名	職名	氏名
えびの市企画課	課長補佐兼政策係長	大川内 亮
えびの市健康保険課	市民健康係長	新鶴 崇
えびの市福祉課	課長補佐兼地域福祉係長	田中 慎吾
えびの市福祉課	課長補佐兼障がい福祉係長	長谷 哲郎
えびの市観光商工課	商工係長	大草 志穂子
えびの市教育委員会学校教育課	教育係長	杉元 香織
えびの市教育委員会社会教育課	社会教育係長	松下 理恵
えびの市こども課	課長補佐兼子育て支援係長	大田黒 元
えびの市こども課	こども相談係長	大木場 隆示

えびの市こども計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

[発行年月] 令和 7 年 3 月

[発行・編集] えびの市 こども課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

TEL:0984-35-1111 FAX:0984-35-0401